

平成30年度
包括外部監査結果報告書

水道事業に関する事務の執行について

平成31年3月
久留米市包括外部監査人
香 月 孝 文

～ 包括外部監査 目次～

第1章	包括外部監査の概要	
1.	包括外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	包括外部監査の対象期間	1
5.	包括外部監査の方法	2
6.	包括外部監査の実施期間	2
7.	包括外部監査人を補助した者	2
8.	利害関係	2
第2章	水道事業の概要	
1.	定義	3
2.	地方公営企業の意義	4
3.	久留米市水道事業の概要	5
4.	水道事業の認可について	9
5.	水利権について	10
6.	久留米市水道事業の財務状況	12
7.	企業債について	15
8.	水道事業の広域化	16
9.	アセットマネジメントについて	22
第3章	監査結果総括	
1.	監査結果の概略及び共通の意見	24
2.	監査結果総括表	32
第4章	各論	
1.	営業収益・債権	38
2.	人件費	63
3.	営業費用①	86
4.	営業費用②	102
5.	有形固定資産①	120
6.	有形固定資産②	130
7.	その他	162

第1章 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

水道事業に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

水道は市民生活にとって必要不可欠なインフラであり、将来にわたって安定的に継続供給していかなければならない重要な事業である。そして水道事業は、地方公営企業法上の法定事業（地方公営企業法第2条第1項1号）であり、久留米市（企業局）がその経営にあたっている。

「久留米市上下水道事業統計年報」によれば、最近10年間の営業収益（平成28年度は4,345百万円）及び純利益（平成28年度は778百万円）は伸び悩んでいる一方で、有形固定資産や企業債の残高は増加している現状がある。このような事業環境の中、今後見込まれる人口減少や老朽化していく施設等の更新費用等の増加、それに伴う企業債償還の負担増などを鑑みると、将来的に水道事業の財政に影響を及ぼすことが見込まれ、その安定性に予断を許さない状況である。これらを踏まえ、水道事業の現状や中長期的な財政計画、資産管理計画をいかに備えているかなどについて、監査上その適否について検証することは大きな意義を有する。

また平成26年度より新しい地方公営企業会計基準が適用され、引当金や減損会計などその要件を満たすものについては計上することになるなど、その適用にあたっては決算上の影響は少なくない。一般論としてこれらの会計基準の適用にあたっては恣意性が介入することなどから企業実態を歪めることも多くあり、外部監査においてその計上の可否や数値を検証することにも一定の意義があると考えた。

以上のことから、水道事業に関する事務の執行について監査を実施することは久留米市の行財政運営に有用と判断し、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度を対象とし、必要に応じて過年度及び現年度について及ぶこととした。

5. 包括外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

①全般的な着眼点

(ア) 各執行事務は適切かどうか。

②地方公営企業としての着眼点

(ア) 経済性と公共性の両立が保たれているか。

(イ) 独立して採算が合う設計（水道料金、資産管理）がなされているか。

(ウ) 一経営体として、経済性、効率性の追求がなされているか。

(エ) 地方公営企業としての会計処理が適切になされているか。

③その他の着眼点

(ア) 水道事業が将来的に持続可能な設計となっているか。

(2) 実施した主な監査手続

①関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施し、各業務が適切かつ効率的に処理されているか確認する。

②各勘定科目に著しい増減等がある場合には、担当者へのヒアリングや関連資料の閲覧を行い、その内容の合理性を確かめる。

③必要に応じて施設等の現地調査を行い、その管理状況等について確認する。

④各事務や施設等の現状を把握し、地方公営企業会計基準に照らして適切な処理がなされているか検証する。

6. 包括外部監査の実施期間

平成 30 年 7 月 5 日から平成 31 年 3 月 31 日

7. 包括外部監査人を補助した者

松尾 英二 (公認会計士)

馬場 範夫 (公認会計士)

川野 武志 (公認会計士)

猿渡 慎也 (公認会計士)

小林 正幸 (弁護士)

江上 英介 (公認会計士)

石川 靖子 (公認会計士)

8. 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 水道事業の概要

1. 定義

(1) 水道事業

水道事業とは一般の需要に応じて、水道により飲料に適する水を供給する事業のうち、給水人口が100名を超えるものをいう(水道法第3条第2項)。一般的に上水道事業とは、水道事業のうち、簡易水道事業を除いた給水人口が5,000人を超えるものを称している。
※簡易水道事業とは、水道事業のうち、給水人口が5,000人以下のものをいう(水道法第3条3項)

(2) 水道事業者

水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない(水道法第6条第1項)。水道事業は、原則として市町村が經營するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域を含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を經營できるものとする(同条第2項)

(3) 水道事業における主な用語

用語	内容
給水区域	水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、給水を行うこととした区域
給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口
有効水量	使用上有効と認められた水量(使用上料金化された水量、料金化されなくても事業用に使用された水量)
有収水量	給水区域内などに給水し、料金化された水量
負荷率	1日平均配水量の1日最大配水量に対する割合

(4) 主な水道施設名とその特徴

施設名	特徴など
ダム	主に国や独立行政法人水資源機構が建設か管理を実施し、地方自治体は、そのコストの一部を負担することで、それに応じて原水を得ている。
取水堰	河川などから原水を取水するよう水位を保つための堰
導水管	原水を浄水場に送るための管

浄水場	河川などから取水した原水を浄化・消毒する施設
送水管	浄水場から配水場（配水池）へ浄水を送るための管
配水場 （配水池）	浄水場から送水管を通して送られてきた浄水を需要者に配水するまで一時保管する施設
配水管	配水場（配水池）から需要者に向けて浄水を送るための管
給水管	配水管から分岐して需要者に浄水を送る管

2. 地方公営企業の意義

水道事業について、地方公共団体の経営する企業が実施する場合は、地方公営企業法が当然にその全部が適用される法定事業（地方公営企業法、（以下、地公法）第2条第1項第1号）となっていることから、ここでは地方公営企業について概説する。

地方公営企業とは、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として直接経営する企業（地公法第3条）をいう。その特徴としては、（1）経済性と公共性を両立させるべきこと（地公法第3条）、（2）地方公営企業の経理は、法定事業ごとに特別会計を設けて行うこと（地公法第17条）及び公営企業会計（発生主義、複式簿記）を適用すべきこと（地公法第20条）、（3）管理者への広範な権限付与（地公法第8条等）を挙げることができる。

（1）経済性と公共性の両立

地方公営企業は地方公共団体の事務の一環を担うものであり、その存立趣旨は住民の福祉のためにある。民間企業との比較をするならば、民間企業は利益を得るためにサービスを実施し、そこで得た利潤を株主に分配する、すなわち、利潤の追求が最終目的あり、サービスはその手段にすぎないが、地方公営企業についてはその（住民）サービスそのものが目的とされる。（公共性）

また、地方自治法は、その2条第14項において「その事務を行うに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げなければならない。」と規定されているが、地方公営企業法においては、さらにその3条で「常に企業の経済性を発揮するとともに・・・」と規定されていることから、民間企業と同等の経済性の発揮が求められていると解してよい。（経済性）

これら経済性と公共性という二つの概念は一見相反するものとも考えられるが、地方公営企業が経済的な経営を行うことは、言い換えれば最小の費用で最良のサービスを住民に提供するという公共の福祉を増進させるものであり、そこで得られた利潤は、設備の更新や料金の引き下げなどで当然に住民に還元されることになる。

(2) 特別会計の設置および公営企業会計

上述した経済性と公共性の両立についてより実効性をもたせるために、地方公営企業法は地方公営企業に独立採算制により経営を行うことを要請している。すなわち、一般会計から独立した特別会計を設置することにより、他会計との資金の融通に一定の制限を設けさせるなどして、その実効性を制度的に担保している。また、独立採算制が機能しているかどうかの判断を可能にするため、損益計算を的確に行う必要があることから、企業会計方式の採用を求めている。すなわちその会計において、官公庁のように現金主義で処理するのではなく、発生主義により処理し、また建設等に要する費用は、収益が発生する期間に対応して費用化（減価償却）させるなどして、適正な期間損益計算を可能とし、ひいてはサービス料金の設定を適正ならしめる機能も有する。

(3) 管理者の権限

上述してきたとおり、地方公営企業は独立採算の原則の下に経済合理性を重視される経営体であるため、その業務執行者である管理者には地方公営企業の経営に関する広範な権限を付与されており、またその経営については原則として地方公共団体を代表するものとしている。

具体的には、地方公営企業法第8条において、予算の調製など（同条第1号～第4号）の重要な権限については地方公共団体の長に留保させ、それを除いた経営全般に関する広範な権限が管理者に生ずることになる。これは、地方公営企業においては、その経営において迅速かつ能率的な意思決定が必要なケースが多くあること、管理者の自主性が最大限に発揮できるよう配慮された仕組みとなっている。

選任についても同様、「地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。」（地公法第7条の2）となっており、議会等の同意を得る必要はなく、経済合理性が求められる地方公営企業において、管理者が政治的な判断により意思決定を行うことを極力排除する趣旨となっている。

（出典：図解 地方公営企業法より引用）

3. 久留米市水道事業の概要

(1) 沿革

久留米市の水道事業は、大正14年に当時の市域と三井郡御井町の一部を給水区域とする認可を得て、昭和5年1月に御井浄水場からの給水を始めた。その後は合併による市域の拡大とともに給水区域も拡大し、高度経済成長などによる水需要の増加に対応するため市内各所への管網整備を行い、昭和44年には、太郎原取水場（取水・導水施設）や放光寺浄水場が完成し、それまでの給水能力40,000 m³と併せて1日の最大給水能力は103,000 m³となっている。平成20年には新たに田主丸地区を給水区域に加え、三井水道企業団の給水区域となっている北野地区と山間部を除く久留米全域を給水区域として、福岡県南広域水道企業団からの受水を含め、現在は日量146,000 m³の給水能力を有している。

(沿革史表)

事業名	認可年	主な事項
創設事業	大正14年	御井浄水場系施設建設（昭和4年完成）、北部配水本管布設 給水開始（昭和5年1月）
第一次拡張事業	昭和29年	南部配水本管布設
第二次拡張事業	昭和35年	未給水地域への配水管布設 （高良内、山川、小森野、長門石、上津、藤光町）
第三次拡張事業	昭和39年	太郎原取水場、放光寺浄水場建設（昭和44年完成） 高良内配水池建設（昭和46年完成）、中部配水本管布設
第四次拡張事業	昭和50年	福岡県南広域水道企業団からの受水開始（昭和52年） 善導寺、大橋地区への給水区域拡張
浄水場改築事業	昭和57年	御井浄水場系統を放光寺浄水場系統に統合（昭和60年） 放光寺浄水場に集中管理システムの導入
第五次拡張事業	昭和59年	藤山配水場（昭和62年完成）、山本配水池建設（昭和62年完成） 導水管（太郎原取水場～放光寺浄水場）の布設替え
基幹施設整備事業	平成12年	久留米広川新産業団地に伴う区域拡張
	平成17年	三潴・城島地区を久留米市水道事業に統合 西部配水場建設（平成20年完成）
第六次拡張事業	平成20年	田主丸地区への給水区域拡張 送配水管の布設、簡易水道の統合（平成28年度統合完了）

(2) 久留米市水道事業の主要施設

主要施設所在地一覧

(平成30年3月31日現在)

施設の名称	所在地	敷地面積(m ²)
企業局庁舎	合川町2190-3	7,130.86
放光寺浄水場	山本町豊田614	56,670.19
太郎原取水場	太郎原町391-1	11,247.19
山本配水池	山本町豊田717-1	3,872.50
藤山配水場	藤山町115-5	22,289.21
高良内配水池	高良内町2231-272	770.00
西部配水場	三潴町壱町原363	4,794.63
石垣配水池	田主丸町石垣1395-35	2,115.24

※敷地面積は、固定資産台帳による。

(3) 久留米市の水道施設について

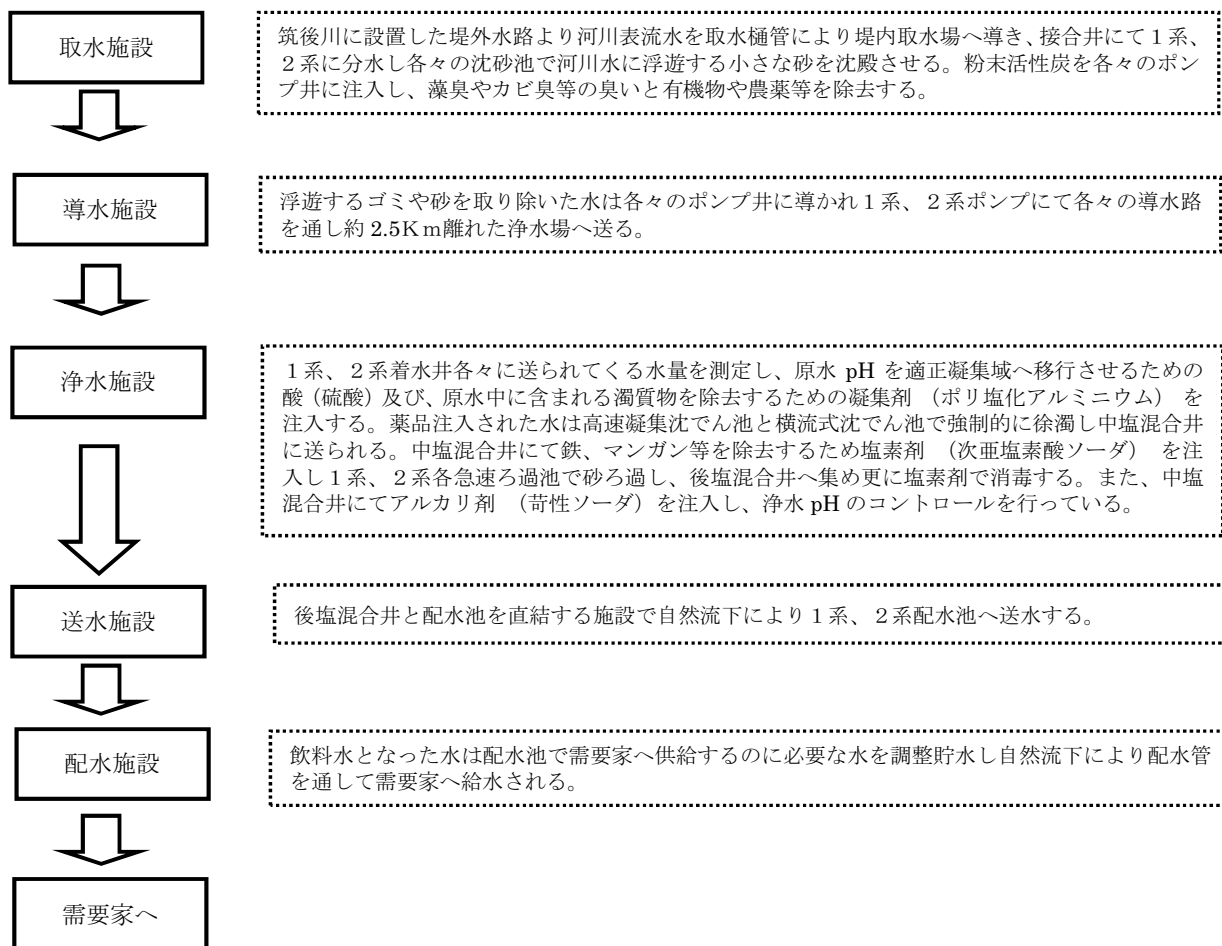
久留米市には取水施設と浄水施設が各1施設あり、筑後川から取水した水を浄水処理し水道水をつくっている。また、6つの配水池(場)を設け、市内に水道水を供給している。

施設名	建設年	施設概要
太郎原取水場	昭和44年	取水能力 103,000m ³ /日 筑後川より取水し、沈砂池にて浮遊する砂やごみを取り除いた後、活性炭注入により臭いや農薬等を除去
放光寺浄水場	1系 昭和44年 2系 昭和60年	処理能力 103,000m ³ /日 (1系:63,000m ³ /日 2系:40,000m ³ /日) 取水場より送られてきた水を浄水処理(着水井、沈殿池、中塩混合井、ろ過池、後塩混合井)を経て、配水池へ
配水池	1系 昭和44年 2系 昭和60年	【標高】62.5メートル 【容量】1系:8,750m ³ ×2池 2系:10,000m ³ ×2池 市内低圧給水区域へ給水、山本配水池、石垣配水池へ送水
高良内配水池	昭和46年	【標高】120.5メートル 【容量】1号:750m ³ 2号:2,000m ³ 藤山配水場より送水され、市内高圧給水区域へ給水
藤山配水場	昭和62年	【標高】81.0メートル 【容量】8,000m ³ ×2池 福岡県南広域水道企業団より浄水供給を受け、久留米中圧給水区域へ給水及び高良内配水池へ送水
山本配水池	昭和62年	【標高】88.5メートル 【容量】2,000m ³ ×1池 放光寺配水池より送水され、久留米中圧給水区域へ給水
西部配水場	平成20年	【標高】5.0メートル 【容量】4,000m ³ ×2池 福岡県南広域水道企業団より浄水供給を受け、城島・三潴地区へ給水
石垣配水池	平成27年	【標高】111.6メートル 【容量】162m ³ ×2池 放光寺配水池より送水され、田主丸地区中高圧給水区域へ給水

(放光寺浄水場)



(4) 水処理工程について



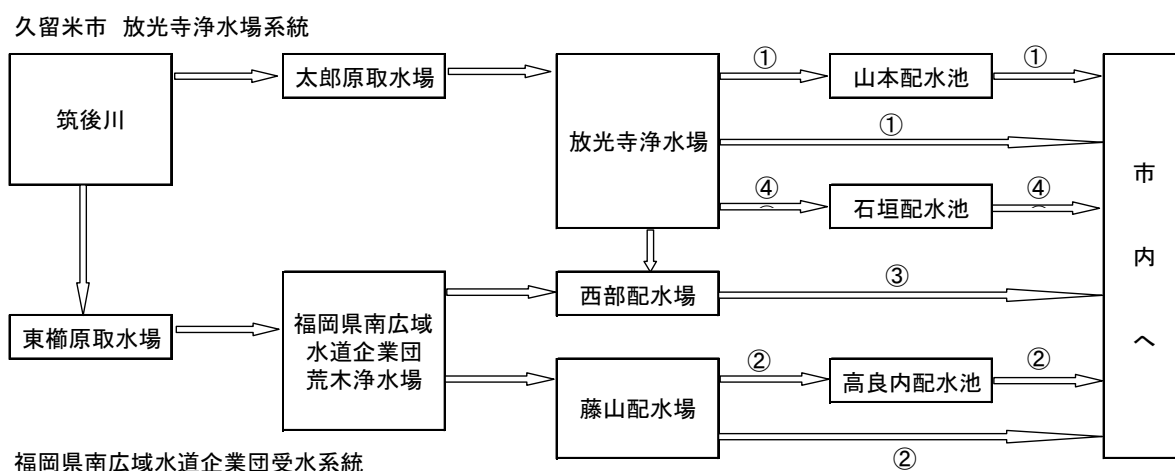
(5) 配水系統について

久留米市の配水系統は、概ね以下の4系統となっている。

- ①放光寺浄水場系統（久留米・田主丸地区中圧・低圧給水区域）
- ②藤山配水系統（久留米地区中圧・高圧給水区域）
- ③西部配水系統（三潴・城島地区）
- ④石垣配水系統（田主丸地区中圧・高圧給水区域）

※①④は放光寺浄水場より、②③は企業団受水により配水

【配水系統略図】



4. 水道事業の認可について

(1) 水道事業変更認可の概要

水道事業において、水道事業を新たに創設しようとする者は厚生労働大臣の認可を要する。また水道法第10条の規定により、①給水区域の拡張、②給水人口の増加、③給水量の増加、④水源等の種別の変更、⑤取水地点の変更、⑥浄水方法の事業内容を変更する場合においても変更認可が必要となる。

(2) 久留米市の現状

久留米市は大正14年3月に創設認可を受け、これまで拡張事業（第1次～第5次）（3.（1）沿革、表参照）や整備事業において変更認可を受け、近年では平成17年2月の広域合併により三潴・城島町水道事業を廃止し、久留米市に統合した（認可届出）。また平成20年8月には目標年度を平成29年度とし、田主丸町及びうきは市の一部を久留米市の給水区域とする拡張事業の変更認可を受けている。

(水需要計画 (変更認可の概要))

項目		事業の統合 (平成 17 年 2 月認可届出)	変更認可 (平成 20 年 8 月変更認可)
計画給水人口		293,000 人	286,700 人
計画一日最大給水量		145,800 m ³ /日	145,800 m ³ /日
計画一日平均給水量		112,101 m ³ /日	111,300 m ³ /日
計画一人一日最大給水量		498L/日/人	509L/日/人
計画一人一日平均給水量		383L/日/人	388L/日/人
水源	筑後川 (表流水)	103,000 m ³ /日	103,000 m ³ /日
	県南企業団 (受水)	46,000 m ³ /日	46,000 m ³ /日
	計	149,000 m ³ /日	149,000 m ³ /日

5. 水利権について

(1) 水利権の概要

水利権は、河川法の規定によって河川から取水することを認められた権利であり、河川法第 23 条にて「河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」とされている。水利権使用許可期間は、一般に水力発電以外の目的のものは 10 年間の期間を定めているが、これは水利権の効力を直接定めているものではなく社会の変動、自然変化等に対応し 10 年ごとに河川管理者が許可した水利使用の見直しを行う趣旨で置かれている。

なお河川管理者となる者について、一級河川については国土交通大臣 (河川法第 9 条第 1 項)、二級河川については都道府県知事 (同法第 10 条)、準用河川については市町村長 (同法第 100 条第 1 項による河川法の規定の準用) と河川法に定められている。

筑後川は、産業の発展や都市人口の増加により、広域的な用水対策を実施する必要のある水系として昭和 39 年 10 月に水資源開発促進法に基づく水源開発水系に指定され、昭和 41 年 2 月に「筑後川水系における水資源開発基本計画 (フルプラン)」が策定され、大山ダムや小石原川ダム等の水源施設開発に関連する各事業が推進された。

(2) 久留米市の現状

久留米市の水利権の現状は、自己水利権の 103,000 m³/日を保有し、さらに市の発展に伴い新たな水源の確保が必要となったが、当該水道用水は広域的開発によって取得しなければならなくなることから、フルプランに基づき、「福岡県南広域水道企業団」へ水源の確保に努め、企業団からの配分水量 46,000 m³/日とあわせ、149,000 m³/日の水利権を確保している。

(久留米市の水需給計画)

項目	実績値 (H29)	認可値 (H20.8)	水利権更権 (H21.3)
行政区域内人口	305,581 人	306,500 人	306,500 人
給水人口	275,072 人	286,700 人	286,700 人
一日最大給水量	84,526 m ³ /日	145,800 m ³ /日	146,700 m ³ /日
一日平均給水量	77,413 m ³ /日	111,300 m ³ /日	112,000 m ³ /日
水利権量	103,000 m ³ /日	103,000 m ³ /日	103,000 m ³ /日
一日最大取水量	66,400 m ³ /日	103,000 m ³ /日	103,000 m ³ /日
用水供給受水量	(基本水量) 46,000 m ³	大山ダム完成後 (基本水量) 46,000 m ³	小石原川ダム完成後 (基本水量) 51,070 m ³
公称施設能力	146,000 m ³ /日	146,000 m ³ /日	151,070 m ³ /日

6. 久留米市水道事業の財務状況

(1) 直近3年の損益計算書について

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1. 営業収益	4,322,589	4,345,646	4,373,544
2. 営業費用	3,548,293	3,672,280	3,771,327
(原水及び浄水費)	1,282,444	1,268,163	1,366,080
(配水及び給水費)	487,949	428,668	449,146
(業務費)	305,312	338,467	352,484
(総係費)	173,227	277,673	202,174
(減価償却費)	1,285,459	1,335,887	1,364,279
(資産減耗費)	13,899	23,419	37,161
営業利益	774,296	673,366	602,216
3. 営業外収益	222,208	240,586	246,802
4. 営業外費用	145,663	127,930	116,351
経常利益	850,841	786,022	732,667
5. 特別利益	18,751	3,542	2,875
6. 特別損失	4,944	10,761	2,044
当年度純利益	864,647	778,803	733,498
前年度繰越利益剰余金	147,425	112,073	90,877
その他未処分利益剰余金変動額	500,000	578,235	641,795
当年度未処分利益剰余金	1,512,073	1,469,112	1,466,170

(2) 直近3年の貸借対照表の推移について

(単位:千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	金額	金額	金額
1. 固定資産			
(有形固定資産)			
土地	1,483,666	1,483,666	1,483,666
建物	1,423,020	1,438,571	1,453,197
減価償却累計額	△ 785,758	△ 814,089	△ 845,493
構築物	50,401,770	51,915,445	52,896,294
減価償却累計額	△ 19,765,254	△ 20,750,025	△ 21,733,016
機械及び装置	6,595,307	6,696,630	6,656,759
減価償却累計額	△ 4,167,214	△ 4,314,727	△ 4,363,562
車両運搬具	39,984	31,317	29,563
減価償却累計額	△ 37,985	△ 29,751	△ 28,085
工具、器具及び備品	291,815	296,866	337,618
減価償却累計額	△ 210,383	△ 218,256	△ 230,632
建設仮勘定	1,217,235	1,650,562	1,989,185
有形固定資産合計	36,486,204	37,386,209	37,645,495
(無形固定資産)			
電話加入権	1,108	1,108	1,108
商標権	109	95	80
地上権	104	73	41
無形固定資産合計	1,323	1,277	1,231
(投資その他の資産)			
長期貸付金	0	0	500,000
投資その他の資産合計	0	0	500,000
固定資産合計	36,487,527	37,387,487	38,146,727
2. 流動資産			
現金・預金	3,344,240	3,776,649	4,129,180
未収金	924,311	774,925	666,057
貸倒引当金	△ 6,057	△ 5,368	△ 4,839
前払金	107,272	54,430	35,301
その他流動資産	105	69	61
流動資産合計	4,369,871	4,600,707	4,825,761
資産合計	40,857,399	41,988,194	49,972,489

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	金額	金額	金額
3. 固定負債			
企業債	7,554,346	7,812,550	8,000,746
退職給付引当金	833,653	877,744	835,979
修繕引当金	475,867	475,867	475,867
固定負債合計	8,863,867	9,166,162	9,312,593
4. 流動負債			
企業債	578,235	641,795	711,803
未払金	888,480	653,554	594,151
賞与引当金	48,553	49,105	50,977
その他流動負債	45,686	44,076	50,780
流動負債合計	1,560,955	1,388,531	1,407,713
5. 繰延収益			
長期前受金	9,250,113	9,565,068	9,809,063
長期前受金収益化累計額	△ 3,170,176	△ 3,353,582	△ 3,540,450
建設仮勘定長期前受金	199,258	289,828	317,884
繰延収益合計	6,279,195	6,501,313	6,586,497
負債合計	16,704,017	17,056,008	17,306,804
6. 資本金	20,113,918	20,613,918	21,192,153
7. 剰余金			
(資本剰余金)			
受贈財産評価額	449,952	449,952	449,952
工事負担金	1,166,773	1,166,773	1,166,773
国県市補助金	182,284	182,284	182,284
加入金	377,453	377,453	377,453
その他資本剰余金	67,275	67,275	67,275
資本剰余金合計	2,243,740	2,243,740	2,243,740
(利益剰余金)			
減債積立金		321,764	479,969
建設改良積立金	283,650	283,650	283,650
当年度未処分利益剰余金	1,512,073	1,469,112	1,466,170
利益剰余金合計	1,795,723	2,074,527	2,229,790
資本合計	24,153,382	24,932,185	25,665,684
負債資本合計	40,857,399	41,988,194	42,972,489

7. 企業債について

(1) 過去15年の企業債残高の推移

(単位:千円)

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
10,505,004	11,093,608	11,093,755	10,678,670	10,363,398
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
9,548,329	9,785,427	8,694,109	8,660,056	7,736,655
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
7,685,706	8,233,464	8,132,581	8,454,346	8,712,551

※平成16年度には、城島町、三瀦町の合併引継ぎを含む。

(2) 企業債の起債額の方針

中期経営計画を基本として、金利の動向等をみながら、全体の企業債の残高やその年の事業費、内部留保等の補填財源を考慮して決定する。

(3) 企業債の申請から起債までの業務フロー(平成29年度実績)

- ①(4月)起債計画書作成
- ②(同月)国及び県へ起債計画書の提出
- ③(10月)県へ起債協議書の提出
- ④(同月)県から協議書に対する同意
- ⑤(2月)財政融資資金普通地方長期資金等借入申込書を作成し国に借入れ申込み
- ⑥(3月)借入実行

なお、企業債の借入に関する事項は、経理課にて起案し、上下水道部総務の合議を経て上下水道部長が専決する。

※平成29年度の財務省財政融資資金の借入実績を基に記載

(4) 企業債に係る中長期計画

(単位:百万円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	1,400	900	700	700
実績	600	900	900	(※1) 800
実績-計画	(※2) △800	0	200	100

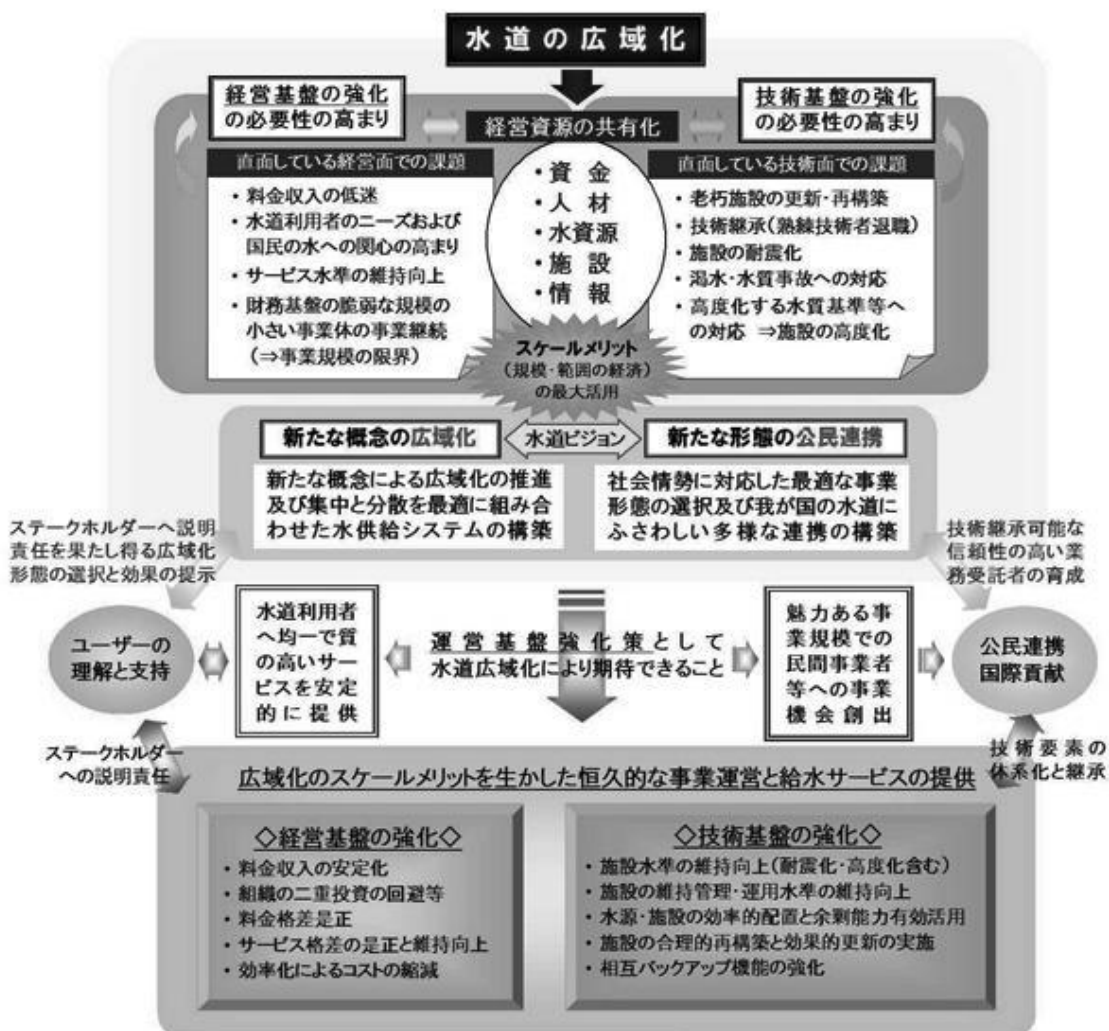
(※1)平成30年度に係る数値は年度初めに作成している起債計画書の額を記載している。

(※2)平成26年度に、2,007百万円の起債をしているため、平成27年度での起債が計画よりも大きく下回っている。

8. 水道事業の広域化

(1) 水道事業が抱える課題と広域化の必要性

水道事業においては、人口減少や節水型社会の到来等による料金収入の低迷や更新すべき老朽施設の増大、施設の耐震化、技術職員の大量退職、新規採用の減少等、今まで以上に経営基盤を強化しなければ対処できない課題を抱えている。しかし、経営基盤強化のための合理化、効率化や水道料金の値上げなどによる対処では限界があり、結果として、サービス水準の低下や近隣水道事業体との格差（サービス・料金水準）がこれまで以上に拡大することも懸念される。このような課題を解決するためには、水道事業体内部で対応可能な方策の継続的な取組みに加え、水道事業体外部との多様な連携の構築、すなわち水道事業体の実情に応じた新たな概念による広域化の推進や公民連携等を行うことにより、運営基盤の強化を図ることが不可欠とされ、その必要性について多くの議論がなされている。



(出典：(公財) 日本水道協会 HP より)

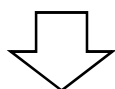
(2) 水道広域化に期待される効果と新たな水道広域化の各形態

水道広域化に期待される効果としては①料金収入の安定化、②サービス水準等の格差是正、③施設余剰能力の有効活用、④災害・事故等の緊急時対応力の強化（水源の複数化、バックアップ機能の強化）、⑤人材、資金、施設、情報、水資源等の経営資源の共有化と効率的活用、⑥スケールメリットを活かした事業運営などが挙げられる。

新たな水道広域化を含めた水道広域化の各形態を下記に示す。

(ア) 事業統合

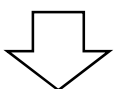
- (i) 水平統合：複数の水道事業等による事業統合
- (ii) 垂直統合：水道用水供給事業と水道事業の統合



施設整備、管理体制、事業の効率的運営、サービスなど広範囲にわたり技術基盤や経営基盤の強化に関して効果が期待できる。

(イ) 経営の一体化

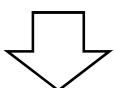
同一の経営主体が複数の水道事業等を経営する方法



経営主体が一つになることで、施設整備水準の平準化や管理体制の強化、サービス面での利便性の拡大などが期待できる。

(ウ) 管理の一体化

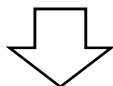
- (i) 中核事業による管理の一体化：単独あるいは複数の水道事業者等が、技術基盤が強固な水道事業者等に管理を委託する方法
- (ii) 管理組織（一部事務組合又は民間法人）への業務の共同委託：複数の水道事業者等が、別途に一元的に管理を行う組織（一部事務組合又は民間法人）へ業務を共同で委託する方法
- (iii) 水道用水供給事業による受水団体の管理の一元化：受水団体からの委託によって水道用水供給事業者が一元的に管理を行う



管理やサービス面で一体化する業務内容に応じて管理体制の強化、サービス面などの各種効果が期待できる。

(エ) 施設の共同化

- (i) 共用施設の保有：取水場、導水管、浄水場、配水池、水質試験センター等の共同施設を建設、保有する方法
- (ii) 緊急時連絡管：緊急時等のために共同で連絡管を整備する方法
- (iii) 災害時等の応援協定：災害時等の相互応援協定等を締結する緩やかな連携方法

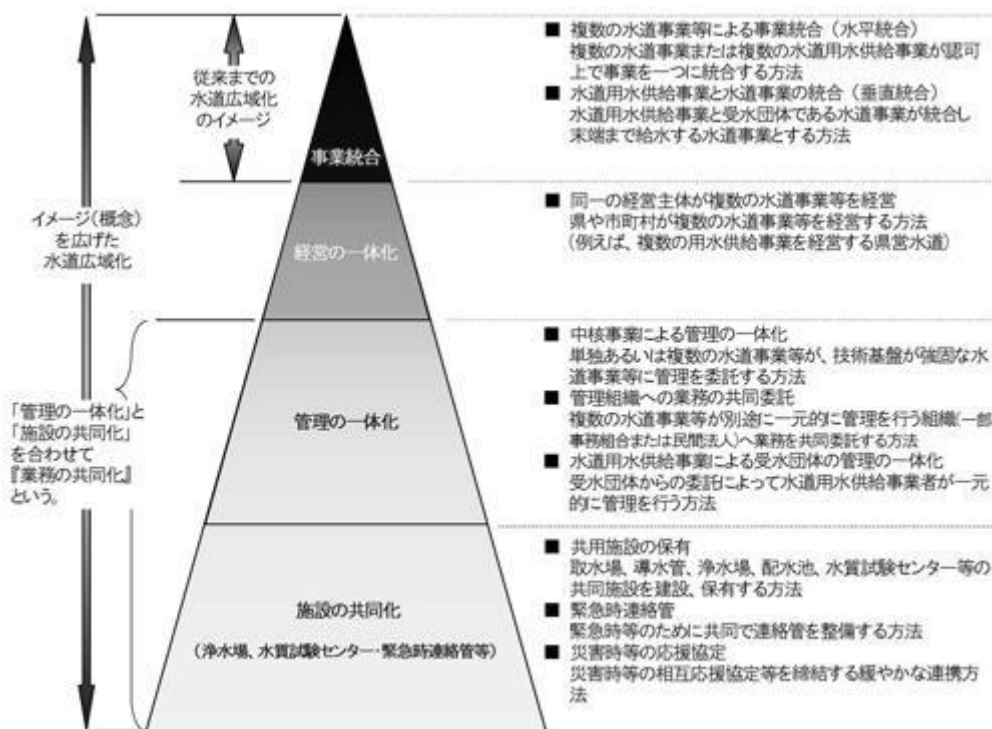


共同で保有する施設に関して、施設整備水準の向上、また緊急時対応等の面で効果が期待できる。

1～-2537084,6

-25379.0pHL

P0 FAX% +=S



(出典：(公財) 日本水道協会 HP より)

(3) 「水道広域化推進プラン」の策定について

2019年1月25日に総務省から『「水道広域化推進プラン」の策定について』が公表されている。本通知は各都道府県知事へなされたものであるが、水道事業体である久留米市において周知しておくべきものであるため、下記にその一部を抜粋して記載する。

(水道広域化推進プランの基本的な考え方)

①水道広域化推進プランについて

水道広域化推進プランは、市町村等の実施する水道事業について市町村の区域を超えた広域化を推進するため、都道府県が区域内の水道事業に係る広域化の推進方針を定めるとともに、これに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等について定める計画であること。都道府県においては、これまでの検討結果も踏まえ、広域化の様々なパターンに応じた経営体制や経営指標等の将来見通しについてシミュレーションを実施し、その具体的な効果を比較した上で策定すること。

②水道広域化推進プランの策定主体

市町村の区域を超えた水道事業の広域化については、広域的な地方公共団体である都道府県が、住民生活の水準の確保等の観点から、水道の基盤強化の方策として積極的に支援することが求められることから、水道広域化推進プランの策定は、都道府県が行うこと。

③水道広域化推進プランの策定体制

水道広域化推進プランを策定するに当たっては、都道府県において、一義的には市町村財政担当課が主たる取りまとめを行うことが期待されるが、都道府県内の広域にわたる水道事業の効率化や技術的な水準の確保という観点から、水道行政担当課や水道事業を営んでいる企業局等との連携も重要であることから、関係部局が参加する一元的な体制を構築することが望ましいこと。

また、都道府県は、水道事業者である市町村等と十分協議するとともに、区域内の水道事業の状況を俯瞰し、小規模な事業等も含め、区域全体として持続可能な枠組みとなるよう調整を図ることが求められること。

なお、具体的な策定を進める体制としては、都道府県において既に構築されている広域化に関する検討体制を基本としつつ、改正水道法第5条の4に定める広域的連携等推進協議会を組織し、活用することも検討されたいこと。

水道事業者である市町村等においては、自らの事業の経営基盤の強化のために策定される水道広域化推進プランについて、その策定に必要となる資産等各種情報を都道府県へ適切に提供するなど、都道府県の水道広域化推進プランの策定に協力すること。

④水道広域化推進プランの策定スケジュール

水道広域化推進プランは、平成34年度末までに策定し、公表すること。

また、策定後においても、当該地域の経営条件の変化や広域化に関する具体的な取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定を行うこと。

⑤水道広域化推進プランの公表等

水道広域化推進プランを策定又は改定した場合には、積極的に公表し住民に周知を図るとともに、都道府県及び市町村等の議会へ説明すること。

また、遅滞なく総務省及び厚生労働省に報告されたいこと。

⑥水道広域化推進プランの策定状況の調査

総務省及び厚生労働省においては、策定状況を把握するための調査を毎年度行い、調査

結果を公表することを予定していること。

(4) 久留米市近隣の水道事業体について

①福岡県南広域水道企業団の概要

久留米市は第四次拡張事業に伴い、昭和 52 年より福岡県南広域水道企業団からの受水を開始している。3.(5) 配水系統を見てもわかるとおり、市内への水の供給はその一部において東櫛原取水場、福岡県南広域水道企業団荒木浄水場を経て実施されているが、これは市内供給量の全体の約 30%を占める。

(i) 団体の性質

構成団体に対し水道用水供給事業を行っている一部事務組合(地方自治法 284 条第 1 項)

(ii) 構成団体

久留米市、大川市、筑後市、柳川市、大牟田市、八女市、朝倉市、みやま市、大木町、広川町、筑前町及び三井水道企業団の 8 市 3 町 1 企業団により構成されている。

(iii) 主な施設等

主な施設	荒木浄水場、東櫛原取水場、藤山調整池（久留米市）・高田中継ポンプ場（みやま市）・八女水源池（八女市）
処理能力	1 日あたり 157,640 m ³
最大供給水量	1 日あたり 115,303 m ³ （平成 29 年度）

(iv) 沿革

年 月	主な事項
昭和 46 年 5 月	企業団設立準備会結成 (久留米市、大川市、北野町、城島町、大木町、三潴町、筑後市（8 月～）)
昭和 46 年 10 月	県知事より設立認可
昭和 48 年 3 月	柳川市が加入
昭和 51 年 6 月	一部給水開始
昭和 52 年 4 月	北野町が脱退、三井水道企業団が加入
昭和 52 年 6 月	全域給水開始
昭和 58 年 1 月	大牟田市、高田町、大和町が加入
平成元年 10 月	八女市、広川町、立花町が加入
平成 5 年 4 月	八女市、広川町、立花町への給水開始
平成 14 年 10 月	甘木市、三輪町、夜須町が加入

(v) 組織体制

企業団に企業長を置いており、任期は 4 年。企業長他 2 部、4 課、1 場、1 センターで構成されている。

(vi) 給水状況等

江川・寺内ダム、大山ダム、筑後大堰等を水源とし、構成団体8市3町1企業団へ水道水を供給している。

②三井水道企業団の概要

北野地区においては、平成17年の合併後においても三井水道企業団の給水区域となっており、事業主体の違いから同一市内において住民サービスの地域差が生じている。この点については後述することにして、ここでは三井水道企業団について概説する。

(i) 団体の性質

構成団体の上水道事業（末端供給事業）を共同処理するために設立された一部事務組合（地方自治法第284条第1項）

(ii) 構成団体

久留米市、小郡市、大刀洗町の2市1町

(iii) 主な施設等

主な施設	大刀洗配水場（大刀洗町）・三沢配水場（小郡市）・小郡ニュータウン配水場（小郡市）
供給人口	76,700人
最大供給水量	1日あたり25,100 m ³

(iv) 沿革

年 月	主な事項
昭和52年4月	県知事より設立認可
昭和53年4月	派遣職員辞令交付（小郡市11名、北野町4名）
昭和55年7月	小郡市水道料金改定
昭和56年5月	水道事業認可
昭和57年10月	北野町水道料金改正
昭和58年10月	小郡市の水道料金改正により、水道料金の統一
昭和63年4月	水道料金改正
平成3年3月	事業変更認可（厚生大臣事業認可） 行政区域全域を給水区域とする。
平成13年3月	事業変更認可（厚生大臣事業認可）

(v) 組織体制

企業長の選任については、関係市町の長の互選とする。任期は、当該市町の長としての任期による（同組規約第8条第2項及び3項）。副企業長の選任についても同様である（同組規約第9条第2項及び3項）。

(vi) 給水状況等

福岡県南広域水道企業団から 17,000 m³/日、山神水道企業団(筑紫野市山口)から 8,100 m³/日の浄水の給水を受け、大刀洗配水場、三沢配水場、小郡ニュータウン配水場の3つの水道施設より、小郡市、久留米市北野町、大刀洗町に給水している。

9. アセットマネジメントについて

(1) 定義と目的

アセットマネジメントとは、持続的な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動をいう。その目的は、中長期的な視点を持った更新需要の見通しと財政収支見通しの双方を作成することで、必要な財源の確保策を検討し、水道施設の更新投資を着実に実施するとともに、資産管理水準の把握及び見通しを行うことにある。

(2) シミュレーションの評価について

平成 21 年 7 月に、厚生労働省より「水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き～中長期的な視点に立った水道施設の更新と資金確保～」が公表され、また、平成 25 年 6 月には「簡易支援ツール」が作成されている。久留米市では、平成 29 年から当該手引き及び簡易支援ツールを使用して、将来的な更新需要や事業の業況を把握するため、中長期のシミュレーションを試行的に行っている。

このシミュレーションにおいては、既存の資産情報を基に更新事業を全く実施しなかった場合を想定し、100 年間に現有資産の健全度がどのように低下していくかを見込み、それに対応する更新需要を試算している。

当該シミュレーションを監査人が検証したところ、今後の中長期的な更新需要を算定するに当たっては施設の立地条件や環境条件を考慮すべきであるところ、そのような詳細な検討がなされていないことや事業における変動費と固定費の固変分解がなされていないこと、企業債の起債についてその起債方針が明確になっていないことなどから、その精度が一定のレベルに達していないと判断した。それゆえ、当該シミュレーションについて今回の報告書では掲載をしない。

◆参考 シミュレーションによる今後 100 年間の更新需要の見通し

条件	年平均更新需要額		計	更新ピーク時の更新需要額 (5 年度ごとで算定)
法定耐用年数※1 で更新した 場合	構造物及び設備	8.6 億円	37.2 億円	53.1 億円 (年平均 10.6 億円)
	管路	28.6 億円		291.1 億円 (年平均 58.2 億円)
更新基準を 延ばし、更新し た場合※2	構造物及び設備	6.8 億円	24.2 億円	89.8 億円 (年平均 17.9 億円)
	管路	17.4 億円		141.3 億円 (年平均 28.2 億円)

※1 法定耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第 2 号を基に設定

区分	耐用年数
建築物	50 年
構造物 (管路を除く)	60 年
管路	40 年
電気設備	15 年
機械設備	15 年

※2 更新基準を延ばす期間 構造物及び設備：1.2 倍、管路：1.5 倍

(3) アセットマネジメントへの意見

第 3 章 1. (3) 共通意見 1 において述べる。

第3章 監査結果総括

1. 監査結果の概略及び共通の意見

第1章. 5. (1) の監査の着眼点に基づき実施した監査の結果の概略を下記に記載する。

(1) 全般的な着眼点（各執行事務の適切性）

各勘定科目から派生する執行事務についてその適切性等について検証したところであるが、人件費や有形固定資産、営業費用、現預金などのその他の勘定科目については概ねその処理については適切であったと評価できる。しかし、債権管理については監査上看過できない事案を確認しており、当該事案について市において嚴重にご留意いただくと共に、早急な改善を行うべきものである。具体的な内容については各論において詳細に記載したためここでは概要のみに留めるが、給水を停止すべき債務者に対し適切な措置が執られていないだけでなく、その具体的な内容についても十分に把握ができていなかった点につき指摘を行った。事務の効率化及び民間活用の観点から、債権管理について外部の業者への委託業務であることは理解しているが、経営主体として積極的に関与すべきことであるにもかかわらず、十分な情報共有ができていなかったことについては弁解の余地もない。債権管理は企業として最も重要かつ基本的な統制のひとつであるため、今回の監査をきっかけとして内部統制の再構築を図らなければならない。

(2) 地方公営企業としての着眼点（経済性、効率性の追求や会計処理の適切性など）

水道事業会計決算書をみればわかるように、平成29年度で733百万円の当年度利益が計上されており、また過去2年（平成28年度778百万円、平成27年度864百万円）においても同水準の当年度利益が計上されていることから、現状は独立して採算がとれていると評価できる。しかし今後は管路や構造物及び設備の更新が必要となってくるため、現在の利益では独立して採算を維持することは難しくなってくる。その点を踏まえ今回の監査においては、一経営体として経済性、効率性の追求がなされているかという視点で、各営業費用に係る勘定科目ごとの業務について検証した。

その結果、各営業費用に係るほとんどの業務については、経済性、効率性について指摘や意見を呈するような実態はなかったと考えているが、福岡県南広域水道企業団に支払う年間およそ800百万円の受水費については、その金額の根拠について一度検討を行う必要があるとする意見を行った。受水費のうち約93%は基本料金であり、それは年間責任水量（＝基本水量×75%）に基本単価を乗じて算出される。年間責任水量は近年の受水量の約1.9倍であるが、これは過去に久留米市が必要と判断した受水量であり容易に減量することはできない。ただ基本単価については減価償却費や維持管理費等設備にかかる費用、企業団運営に必要な諸経費で構成されており、この中に削減可能な経費が含まれていないか検証する仕組みを構築することを求めた。そのために福岡県南広域水道企業団と情報共有を図っていくべきことなどについても併せて言及している。

会計においては、基本的な事項については適切な処理がなされていたが、やはり意見等

で見受けられたのが、減損会計や修繕引当金等の見積りを要する事項への対応であった。減損会計においてはその適否について検討した実績が残されておらず、修繕引当金については、当初より一定金額で推移していることへの合理性の説明を求めたが、現状のままでは適正であるとの心証を得ることができなかつたことから、その適正化を図るため、処理に至るまでの情報集約のプロセス等について指摘、意見を行なった。これら減損会計や引当金については見積りとはいえ、一定の合理性が要求されることから、各論で述べた結果等を参照し適切な処理に努めていかなければならない。また建設仮勘定に計上されている委託料について、長年にわたり資産勘定への振替がなされていないものがあつたことについても、看過し難い問題として監査上取り上げた。将来的に事業への便益をもたらさないのであれば、会計基準等を遵守のうえ費用化するなどして、真の財政状態を開示するようにならなければならない。

これに関連して、平成 31 年 1 月 25 日に、総務大臣より「公営企業会計の適用の更なる推進について」が各都道府県知事、各指定都市市長へ通知がなされた。当該通知の一部を抜粋すると、「公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。特に将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組みであり、これらの取組みを進めるためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となります。～以下省略～」との内容である。

当該通知は直接的には地方公営企業法を適用していない事業（法非適用企業）へ宛てられたものであるが、法適用企業にとっても、公営企業会計の適切な適用がアセットマネジメント等の将来的な計画をより精緻で実効性あるものとするための基礎となる、といった訓示とも捉えることができ、それは久留米市水道事業においても十分に参考になるものである。今年度において水道事業に監査を実施した主たる理由の一つも正にこれであり、今回の監査をきっかけとして、公営企業会計の適切な適用に努めていただきたい。

(3) その他の着眼点（水道事業が将来的に持続可能な設計となっているか）

水道事業は今後、未曾有の時代に突入していくことになる。繰り返し記載しているが、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、その経営環境は厳しさを増していくことになる。こうした中、住民生活に必要なライフラインとして水道事業の持続的な経営を確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要があり、久留米市企業局は中期経営計画の策定や中長期的な更新需要を見込むことで、将来的な対策を現在も継続して行っている。

将来的な対策について企業局と協議を重ねてきて、監査人としてこれからの水道事業を考える上で必要と思われる事項を下記に意見として述べることにする。

(共通意見1) アセットマネジメント等について

久留米市企業局で「水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き」及び「簡易支援ツール」により行っているシミュレーションをレビューし、将来的に構造物や管路等の更新にあたって必要となる費用や現状のまま事業を継続した場合の財政収支の見通しおよび料金について一定割合の改定を行った場合の財政収支について把握、検証を行った。その結果、今後の構造物及び設備、管路の更新にあたり、現状のままの経営で、法定耐用年数を基礎としてその更新等を行っていくことは限りなく難しいと判断し得た。あくまで参考値であるが、今後の管路等の更新に必要とされる費用は、更新基準を延ばした場合で、年間平均で24.2億円となっている（P23参照）。現在の年間の利益は約7億円であるが、さらに今後は人口減少や設備の更新に係る費用（減価償却費）が増加することから、年間利益が年々減少することが予想される。となれば、水道事業による利益をその更新費用に充てることができなくなるし、企業債を起債して資本的収支を増加させたとしても、いずれ返済が難しくなり事業が継続できなくなる可能性がある。そこで、久留米市企業局は料金を一定割合増加させた場合のシミュレーションを行い、その感度分析を行ったところであるが、確かに料金を一定割合増加させることで、その改善を図ることができる。今回は10%ずつ増加させた場合と20%増加させた場合とでのシミュレーションを行っており、いずれもその財政収支は改善していた。

しかし当該シミュレーションにおいて、あくまで感度分析の対象となっているのは料金や減価償却費、利息などの一部についてのみであり、その他の項目、例えば人件費や受水費、企業債の起債や償還については一定または既値とされていた。このようなシミュレーションの状況から、またその他の関連資料を閲覧した結果から、下記の点について検討、改善を求めたいと思う。

ひとつ目として、将来的に水道料金の引き上げが不可避であるとしても、その引き上げ幅を最小限に留めるための企業努力が当然に必要である。今回の監査において各論に述べたところであるが、営業費用全体の約22%を占める受水費について、支払金額の妥当性についての意見を付した。受水費以外の費用についても、同様に妥当性についての検討を行い不要な支出は直ちに止めなければならない。また作業手順や作業方法を変更することで支払額の減少が可能となるものがあることも否定できない。業務の見直しや効率化による費用削減を最大限図る必要がある。

ふたつ目として、このシミュレーションの精度をさらに上げていく必要がある。現在は更新需要の算定に当たって、施設の種類や立地条件等を考慮せずに、一律に更新時期を延ばしている。水道事業の多数の施設を更新していくには、その施設ごとの重要度や優先度を勘案した更新時期の設定が求められる。また、各費用項目について、事業の操業度に応じて変動する変動費と操業度にかかわらず発生する固定費の固定分解がなされていないため、給水収益が下がっているにもかかわらず、一定となっている費用が見受けられた。各費用項目の内容や算定方法を十分に理解し、シミュレーションする際の

条件に応じてできるだけ正確な金額を使用する必要がある。加えて引当金についても各論で述べたところであるが、現在一定金額が引き当てられているのみであるため、それが正しい値か否かを検証し、将来的なシミュレーションに落とし込んでいくべきである。後に述べる企業債の起債や償還について既値としてあるところも、企業債の起債方針を明確にしつつ、シミュレーションへ組み込むことでしっかりとしたアセットマネジメントに取り組んでいかなければならない。

最後に、これらの整理を行うことを前提とした上で、水道事業の継続が可能となるような計画をできる限り早期に構築することである。その計画策定を先延ばしにして、未来の水道利用者のみならずその負担を強いるようなことはあってはならない。料金の見直しのタイミングは非常に難しいところではあるが、利用者にできるだけ公平に、かつ事業の継続が可能となるよう、料金の見直しの内容とその時期について継続的に検討していかなければならない。

(共通意見2) 水道事業の広域化について

水道事業の広域化の議論がなされて久しいにもかかわらず、広域化の取組を行っている自治体は2割程度といわれている。広域化の阻害要因として挙げられるのは、「施設整備（管理）水準の格差の解消が困難であること」、「料金財政の格差の是正が困難であること」、「広域化に対する考え方・目的の相違がある」などであるが、これは久留米市および近隣の水道事業体の広域化が進まない理由としても一定あてはまる場所がある。平成30年12月12日に水道法の一部を改正する法律が公布され、またそれを受けて総務省から通知された『「水道広域化推進プラン」の策定について』において、今後広域化については都道府県が中心となって行うことが明確にされた。各市町村は「自らの事業の経営基盤の強化のために策定される水道広域化推進プランについて、その策定に必要となる資産等各種情報を都道府県へ適切に提供するなど、都道府県の水道広域化推進プランの策定に協力」する立場となり、久留米市としては、市民の利益のため主張すべきところは主張しつつ、一方で策定された広域化推進プランの中で求められる役割を甘受しなければならない場面も出てくることが予想される。このような変化する環境の中で、(共通意見1)でも述べたが、やるべきことは一つの経営主体としてより経済的、効率的な企業運営に努めることのように思える。広域化の議論がこれからさらに進むとしても、現時点で市が行う水道事業の進むべき経営はこれまでと相違なく、より経済性、効率性を追求していく姿勢が求められる。結果としてそれが広域化の議論が進む中で、市の水道事業が健全であればあるほど、広域化実現の際に、市の水道事業が広域化された事業体の中での位置づけは重要なものになると考えられ、結果としてそれは市民への負担の軽減につながることになる。

そして、市が行わなければならないことは、市民への説明責任をきちんと果たし、市民の理解を得ることである。決定事項を伝えるのではなく、その経緯についてそ

の時々において理解しやすいように情報化しその提供に努め、市民生活の混乱を招くことがないように慎重に議論を重ねていかなければならない。

(共通意見3) プロポーザルの審査について

久留米市は水道事業において、民間の技術力の活用により業務の効率化を図ることを目的に業務委託を進めており、一部の業務においては「プロポーザル方式」において業務委託先を選定している。プロポーザル方式とは、主に業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に、複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定することをいう。企業局は、その選定にあたり、企画内容と並行して各受託希望企業の財務状況を審査することとしているが、その評価の方法について、加えて検討したほうがよいと考える事項を述べることにする。

そもそも財務状況を審査する必要性とは、業務委託先が委託期間の途中で倒産等の事象が生じ、業務の遂行が不可能となることで水道事業の適切な遂行に影響を及ぼさないようにすることにある。現在の審査項目だけでは、受注したいと考える企業にとって、その財政状態及び経営成績について実態よりもよく見せることが可能であることについて、審査する市としては十分に理解しておく必要がある。

(現在の財務状況に係る審査項目)

審査項目		評価点 (満点)
①会社概要及び財務状況		
ア. 経営規模	資本金	5点
イ. 営業成績 (投下した総資本の効率)	総資本経常利益率	5点
ウ. 財務状態 (安全性：貸借対照表より)	自己資本比率	5点
エ. 経営成績 (収益性：損益計算書より)	収益性	5点
オ. 総合的判断 (会社の規模や経営状況を総合的に判断し、将来にわたり安定して業務を遂行できる経営基盤があるかどうか)	経営基盤	8点

現在の企業局の審査は、直近2決算期の貸借対照表上の資本金や自己資本比率、損益計算書上の利益のみが評価対象となっており、回収が懸念される滞留債権の有無や売上高に比して過大な製品在庫の有無等、企業の財政状態や経営成績の悪化を示唆するような事象の有無については検討がなされていない。また企業が採用する会計処理方法の相違、例えば長期間費用化されていない仕掛品や棚卸資産、長年にわたって償却されていない固定資産等は考慮していないため、基準としている利益額の比較可能性が損なわれている可能性もある。その結果、財務内容に問題ないと判断して企画を採用した企業が、その年度中に事業を継続できなくなるような不測の事態が生ずる可能性についても否定できないし、加えて会計処理方法の相違、すなわち適時に資産の費用化や減価償却を行っている者で行っていない者との公平性が保たれていないことになる。

事業が継続できないという不測の事態を防止し、審査時の企業間の公平性を保つために審査項目に追加する指標の一つとして、複数期間のキャッシュ・フローの平均値がある。具体的には、税引前当期純利益をスタートとして、減価償却費と売掛債権、棚卸資産の増減額を加減算して、年間のキャッシュ・フローを（簡便的に）算定し、複数期間のキャッシュ・フロー平均値がプラスかどうか、その平均値が総資本に対して何パーセントであるかなどをその審査項目に加えるということである。

決算書上、利益が計上されている企業等であっても年間の営業キャッシュ・フローがマイナスになることはよくあることである。重要なのはその理由であり、期末に売上が多額に計上され、決算期末においては入金がなされていなかった（現在は、入金されている）などの合理的な理由があるものや、多額の仕入を行ったが今現在においても売れていないなどの経営上の理由であるものなど、その内容によって定性的な評価で再度振り分ければよい。キャッシュ・フローは恣意性の介入が難しいため、これを審査項目に入れることで、より公正で適正な審査が可能になると考える。

またキャッシュ・フローがマイナスであることについて、企業が提示した理由に疑義があると考えられる場合には、例えば各月末の金融機関が発行する預金残高証明書の提出を追加で依頼しその平均残高を算定する、また各月の試算表の提出を追加で依頼し精査するなどして、その理由の正否を判断するなどの措置を取ることにも有用である。

（共通意見4）企業債の起債方針について

今後、水道事業を安定的に継続して運営していくために、企業債の起債は重要な意思決定のひとつと位置づけられることになる。その起債の有無の判断一つで、その時々の資金繰りや将来的な償還及び金利による財政的な負担、金利変動による金融リスクなどが変わりうるからである。

現在の企業局の起債の方針は、中期経営計画を基本としつつ、全体の企業債の残高やその年の事業費、内部留保等の補填財源及び金利の動向等をみながら決定しているということであるが、計画性という点についてはやや欠ける点があり、（共通意見1）で述

べたシミュレーションでも既値とされていたことからその起債方針が抽象的であることは否定できない。ただ確かに、その考え方について非常に難しい面があることは否めず、民間企業においては、その時々において、資金繰りを考慮しながら収益性が最も高くなるような意思決定を行えばよいが、水道事業を営む地方公営企業はその考え方だけでは成り立たず、将来においてその便益を受ける水道利用者との公平性まで考慮しなければならない。

ひとつ指針となるものを示すとすれば、水道利用者1人あたりの企業債残高（企業債残高/給水人口）をできる限り一定としておくことが考えられる。これが可能であれば、水道の供給を受ける者が現在から将来にわたって平等にその償還金や金利を負担することになるため、公平性の高い考え方といえる。（※ただし、金利変動リスクは一定とした前提であるため、金利の大幅な変動が生じた際には別途検討が必要となる。）

もうひとつ考慮しておかなければならないことは、今後給水人口が減少していくことであり、給水人口が減少すれば、当然に一人当たりの企業債残高は増加し、償還金や金利の負担において世代間の公平性は保てなくなる。人口の推移については、「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）などを参考にして、一人当たり企業債残高をシミュレーションすればよい。

ではどのようにして一人当たり企業債残高をできる限り一定とすればよいかという問題になる。（共通意見1）で述べたシミュレーションを検証したところ、手元資金を過剰に有しているのではないかと判断し得る年度もあったことから、まずやるべきことは、手元資金が過剰か否か正確な判断を行うこと、つまり各時点での予測貸借対照表や予測キャッシュ・フロー計算書を作成し、企業局として各年度において必要な資金残高を算定することである。必要な資金残高を明確にすれば、当該資金残高を超える余剰分は投資に充てることができるため企業債の起債を抑制することが可能となる。あとは一人当たり企業債残高をできる限り一定とすることができるよう、どのように経営を効率化していくべきか、どの時点でどの程度料金の値上げを行えばよいかなど様々なパターンでのシミュレーションを重ね、その最適解を求めていかなければならない。

企業局としての起債方針の明確さが増すことで、具体的な将来計画を構築することにつながることから、今回の意見も一案として、企業債の起債方針を検証する必要がある。

（共通意見5）筑後川流域の自然等の資産的価値について

筑後川は、産業の発展や都市人口の増加により、広域的な用水対策を実施する必要のある水系として昭和39年10月に水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定され、さらに昭和41年2月に「筑後川水系における水資源開発基本計画（フルプラン）」が策定されたことなどから、大山ダムや小石原川ダム等の水資源開発に関連する各事業が推進されている。このような水資源開発により、安定的な水の供給が可能となり、事実、福岡地区水道企業団は筑後川から約240千 m^3 /日を取水しており、これは福岡地区が必

要とする水量の約3分の1を占める。そして、この取水量、すなわち水利権は河川法に規定する手続きを経て、河川管理者が決定している。

年間の筑後川を流れる水量（筑後川瀬ノ下地点観測）は、平均で約3,600,000,000千 m^3 （水資源機構筑後川局Q&Aより）であり、当然のことながらダムからの放流量は、筑後川を流れる水量のほんの一部（約0.007%）にすぎない。すなわち、筑後川を流れる水のほとんどは周辺流域の山や森林、田、畑等の自然が雨水を一旦貯水し、そこから水路等を辿って河川へ運ばれてきた水で構成されており、筑後川周辺流域一体の自然はダム機能に類似した資産的価値を有するとも考えられる。近年は地球規模での気候変動の影響を受け全国的に豪雨災害が増加しているが、筑後川流域においても多くの水害が発生し、ダム機能の恩恵を受けつつも災害の脅威にさらされているという事実を突きつけられる状況が続いている。

筑後川からの取水は、非流域地域の自治体を含めた水利権を有する自治体が所定の手続きを経て法令等に則って行われているが、筑後川を流れている水は、周辺流域で生活している住民が水害等の災害に直面しながらも守ってきた山林や田畑等の自然環境があつてこそのものであるということ、市や市民、そして筑後川から利益を得ているすべての者はあらためて認識する必要があるのではないか。筑後川流域で生じる様々な自然現象が、筑後川の水を利用するすべての人にとって他人事ではなく自分の問題として認識されるようになることが、水道事業の将来を考える上で重要である。

（各ダムから放流される年間の水量）

（千 m^3 ）

ダム名	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
江川ダム	41,495	47,837	52,533	79,823
寺内ダム	70,490	57,350	74,510	98,610
合所ダム	947	1,091	1,199	1,821
大山ダム	41,580	49,000	65,000	78,370
合計	154,512	155,278	193,242	258,624

※寺内ダムと大山ダムについては、「ダム諸量データベース」より入手した。

※江川ダムについては、「水文水質データベース」に1秒ごとの放流量データがあるため、当該放流量に3,600を乗じた数を合計して算出した。

※合所ダムについては、特定の期間のデータを入手できなかったため、「水資源機構 筑後川局」より2018年12月21日の平均放流量データから、江川ダムとの倍数を算出し推計した。

2. 監査結果総括表

詳細については後段で述べるため、ここでは要約した形で示す事にする。

総 括 表

区 分	指摘事項	意見
総 論		<p>1. しっかりとしたアセットマネジメントに取り組み、将来的な計画を構築することで、未来の水道利用者のみにその負担を強いるようなことがないようにしなければならない。</p> <p>2. 経営の最大限の効率化を図りながら、広域化に備えるべきである。また市民生活の混乱を招くことがないように慎重に広域化の議論を積み重ねていかなければならない。</p> <p>3. プロポーザル審査について、現在の審査項目だけではなく、キャッシュ・フローをベースとした指標も加えるべきである。</p> <p>4. 企業債の起債について、将来の計画に大きな影響を与えることから、起債方針を検証する必要がある。</p> <p>5. 筑後川流域のダムの機能に類似した資産的価値について、様々な利害関係者はあらためて認識すべきではないか。</p>
各 論		
1. 営業収益・債権	<p>1. 停水又は停水保留の判断について、企業局の積極的な関与・指示のもと、よりタイムリーに実施する体制の構築が必要である。</p> <p>2. 停水前の滞留債権を把握するツールである「水道・下水道滞納整理用通知書プルーフリスト」上の各債務者の状況について、受託</p>	<p>1. 久留米市と旧北野町で口径によっては水道料金に格差が継続しており、将来的に解決すべき課題である。</p> <p>2. 平成 20 年に現在の水道料金が設定されているが、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、水道料金の見直しについて検討すべき時期にきていると考えられる。</p>

業者との間で、緊密な情報共有ができていない。

3. 滞納回数、滞納金額ともに滞納整理サイクルに照らして停水対象となるにもかかわらず、受託業者の判断で、給水が継続されてしまっている債務者が複数見受けられる。企業局の関与のもと、給水停止等の判断を下すべきである。

4～10. 個別債務者に対する債権管理への指摘

11. 「収納業務概要」では最終催告書の納付期限までに水道料金を支払えないとの相談があった場合には、誓約書を提出してもらうことを条件に、誓約期限まで給水停止を保留することになっている。しかし、一部において、誓約書を徴求していない状況であった。

12. 債務者の誓約書をレビューしたところ、「誓約書に記載の毎月の支払金額」<「債務者の毎月の水道料金」となっていたため、過去の債務は減少せず、債務者によっては債務額が増額している者も存在した。

13. 企業局は、停水後から不納欠損処理前の債権残高を把握し、2年の時効完成までにとるべき手段を受託業者へ指示し、不納欠損処理の最小化に努めなければならない。

14. 不納欠損となった一部の債権について、企業局は債務者の具体的状況を把握できていなかった。受託業者との緊密な連携がとれて

3. 開閉栓業務について、城島町・三瀨町を別地域として設けているが、効率性を考えて、西部地区と併合して2地域で行うべきではないか。仮に現状のまま行うのであれば、移動時間の設計にあたって再考の必要がある。

4. 現在の各地域1社に対する随意契約で行う方法から、どの地域も競争入札もしくは複数社による見積り合わせ等にする 것도検討すべきではないか。

5. 合併から10年以上経過し、合併本来の目的である業務の大規模化、効率化を図っていかなければならず、業務区域、委託先の選定方法などについても全体的に見直す時期に来ているのではないか。

6. 回収に係る費用について、口座制の発生費用が圧倒的に少額であることから、口座制の推進をより一層進めるべきである。

7. 個別債務者に対する債権管理への意見

8. 現在のところ、停水時の開閉栓業務等の追加の作業にかかる費用については当事者負担とはなっていないことについて検討を要する。これは期限内に支払っている利用者との公平性に欠ける取扱いである。

9. 連合水栓で停水ができない場合、どのような手段で債権回収ができるか等について、受託業者との協議や定期的な検討を行うための会議等を行うべきである。

10. 「くるめ銘水放光寺 筑後川の

	<p>いなかったことが主因である。</p> <p>15. 停水後の債務者に対する債権管理が企業局では十分に行われていない状況である。</p> <p>16. 行方不明者についての債権回収手続きのマニュアルを充実させ、業務の効率化に努めることも一案である。</p> <p>17. 不納欠損処理を行う時期に、企業局内で不納欠損一覧表の回覧手続きが行われているが、時効完成前の債権に対する強化を行わなければ、債権回収の改善につながらないことは自明である。</p>	<p>めぐみ」は、企業局の庁舎内での販売も検討してはどうか。</p>
<p>2. 人件費</p>		<p>1. 久留米市の人事評価制度は平成26年度から本格的に運用されている。今後、人事評価制度がよりよい制度となるよう必要な見直しを適宜行いながら、実効性のある評価を行い、職員の動機づけにつなげていただきたい。</p> <p>2. 職員の年齢構成からみると40歳以上の職員が67%と3分の2を占めている。水道事業においては管施工の設計といった技術職の技術承継が重要であるため、必要な人材確保のために年齢層に偏りのないような人事異動を実現していただきたい。</p> <p>3. 退職給付引当金のような負債性引当金の金額の見積もりには合理性が要求されることから、一度は対象となる全員分の水道事業が負担すべき退職金の金額を集計し、現在の方法と大きな乖離がないことを検証すべきである。</p>

<p>3. 営業費用①</p>	<p>1. 市役所売店への納品に係る請求漏れが判明した。 2. 委託販売に係る在庫管理が、現状は全くできていない。</p>	<p>1. モンドセレクションへの出品に係る支出と効果について、検証ができていない。 2. 「筑後川のめぐみ」について、在庫の管理が正確に実施されているという心証を得ることができなかった。</p>
<p>4. 営業費用②</p>		<p>1. 随意契約の理由について、より詳細な記載が可能かと考える。 2. 受水費について、基本料金の計算過程が適切かどうか検証する仕組みを構築すべきではないか。</p>
<p>5. 有形固定資産①</p>		<p>1. 田主丸整備事業（民生用）については、その事業計画を検証する必要がある。 2. 工事完成に際する契約履行に関して、可能な限り速やかな受渡実現ができるよう改善が望まれる。</p>
<p>6. 有形固定資産②</p>	<p>1. 遊休土地に係る減損会計の検討過程が記載されていないことから、久留米市企業局が保有する遊休土地について、減損会計の要否の検討を具体的に実施すべきである。 2. 建設仮勘定に残高が残っている委託料について、起工番号が古いほど証憑と金額の突合せが困難である。文書規程で定められている期間を超えていても、有形固定資産勘定への振替処理がなされるまでは関係部署で適切に保存すべきである。</p>	<p>1. 償却資産の現物実査の具体的な方法等を記した実施要領等を作成すべきである。 2. 固定資産システムに登録されている資産番号を活用して、現物と固定資産システムの照合を効率的に実施すべきである。 3. 久留米市企業局における会計規程には、減損会計に係る具体的な内容が記載された条文が見受けられないことから、当該規程に減損会計に係る手順の条項等を記載するか、又は減損会計に係る実施要領等を作成することが必要である。また職員における減損会計における知識の習得等を図ることも併せて必要といえる。</p>

		<p>4. 建設仮勘定に係る残高明細の管理方法を見直す必要がある。現状はその残高管理のみに留まっていることから、その記載内容を見直すことで、その工事内容の情報共有が図ることが可能となる内容にすべきである。</p> <p>5. 資産性に疑念がある建設仮勘定について、減損会計を適用すべきかどうか、その検討を具体的に実施すべきである。</p> <p>6. 久留米市企業局における修繕引当金は、常に一定の金額で推移している。その根拠を検証する資料は存在せず、また特別修繕引当金の性質を有していたと推測することもできることから、正規の簿記の原則に沿っていない。</p> <p>7. 特別修繕引当金を計上することが必要であるかどうか経理課のみでその情報を把握することは実務上困難であることから、今後は修繕作業を管理している部署と緊密に情報交換することができる体制の構築が必要である。</p> <p>8. 加入金に係る固定資産システムデータ残高と会計システム残高が一致していないため、両者のデータを一致させる必要がある。</p>
8. 現預金等その他	<p>1. リサイクル預託金について、会計と一覧表に差異が発生しているため、その差異を解消するとともに今後同様の差異が生じないような管理が必要である。</p>	<p>1. 城島事務所と三潴事務所において、毎日の現金実査は行われているが、その記録が残されていない。</p> <p>2. 城島事務所と三潴事務所において、現金取扱者と最終確認者は別にするのが望ましい。</p> <p>3. 金融機関からの残高証明書に、</p>

		<p>すべての取引の残高証明書を発行するよう依頼すべきである。※現在は一部の取引を除くと記載があるため。</p> <p>4. 久留米市管工事協同組合への未払金の解消までのサイトが長い。当該組合の設立の趣旨からすれば、企業局は、当該組合の組合員の資金繰りを含めた財政基盤の安定性を担保する必要があるのではないか。</p> <p>5. 還付未済金について、年度が古いものについては、基準を設け、解消していくことを検討すべきである。</p> <p>6. 消費税の申告について、軽減税率やインボイス制度が導入予定であり、大企業においても電子申告が義務化されることになっていることから、e-TAXの導入や複数税率に対応できるシステム面での整備が必要である。</p>
--	--	---

(各 論)

1. 営業収益・債権

(1) 収益の推移

下表は、過去5年間の久留米市水道事業の収益の推移である。平成29年度では、収益の93%が給水収益で43億2千1百万円、5%が長期前受金戻入の2億2千8百万円、1%がその他営業収益5千2百万円という状況である。

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
水道事業収益	4,440,307	100%	4,506,501	100%	4,563,548	100%	4,589,775	100%	4,623,221	100%
営業収益	4,393,542	99%	4,286,947	95%	4,322,589	95%	4,345,646	95%	4,373,544	95%
給水収益	4,292,192	97%	4,242,592	94%	4,274,205	94%	4,295,881	94%	4,321,014	93%
その他営業収益	101,350	2%	44,355	1%	48,384	1%	49,765	1%	52,530	1%
営業外収益	18,001	0%	213,286	5%	222,208	5%	240,587	5%	246,802	5%
受取利息	6,427	0%	5,662	0%	4,522	0%	2,570	0%	1,685	0%
長期前受金戻入	0	0%	194,853	4%	202,409	4%	216,033	5%	228,437	5%
雑収益	11,574	0%	12,771	0%	15,277	0%	21,984	0%	16,680	0%
特別利益	28,764	1%	6,268	0%	18,751	0%	3,542	0%	2,875	0%
固定資産売却益	27,804	1%	2,227	0%	1,978	0%	1,970	0%	1,714	0%
過年度損益修正益	960	0%	836	0%	473	0%	587	0%	609	0%
その他特別利益	0	0%	3,205	0%	16,300	0%	985	0%	552	0%

(2) 主要数値の推移

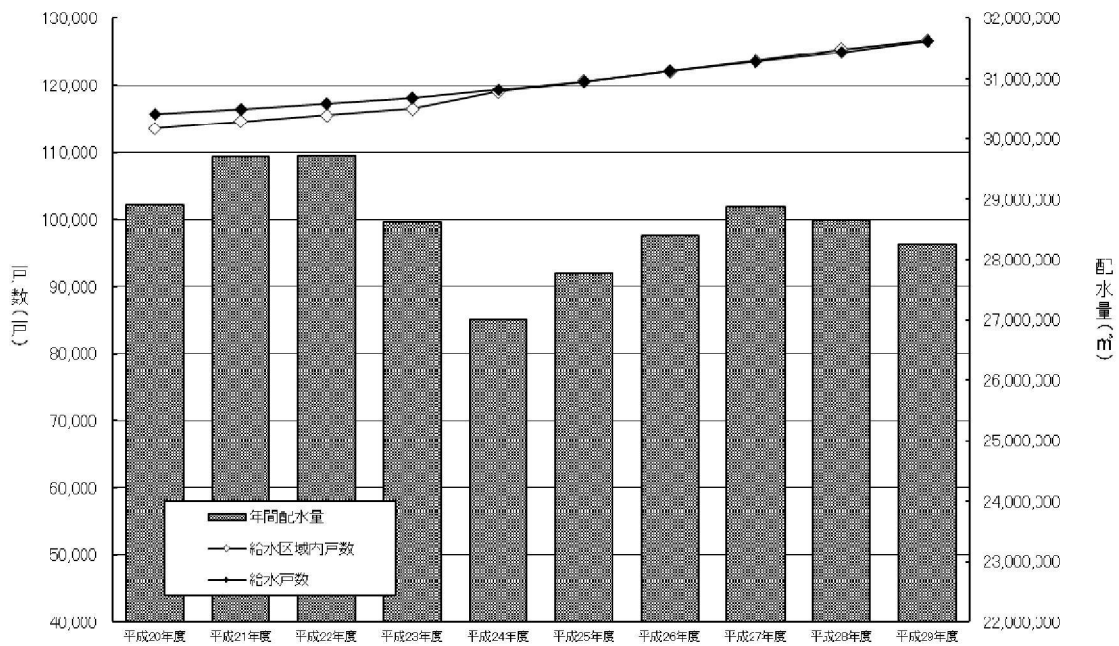
主要数値の直近5年間の推移は以下のとおりである。給水区域内戸数、給水人口、給水戸数、普及率は年々上昇している。

項目	年度 単位	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			伸率(%)		伸率(%)		伸率(%)		伸率(%)		伸率(%)
行政区域内人口	人	305,214	0.1	305,549	0.1	305,993	0.1	306,211	0.1	305,581	△ 0.2
行政区域内戸数	戸	127,031	1.4	128,613	1.2	130,262	1.3	132,122	1.4	133,555	1.1
給水区域内人口(A)	人	287,167	0.2	287,568	0.1	287,997	0.1	288,204	0.1	287,666	△ 0.2
給水区域内戸数	戸	120,628	1.4	122,080	1.2	123,593	1.2	125,322	1.4	126,643	1.1
給水人口(B)	人	267,677	0.4	270,745	1.1	272,398	0.6	273,615	0.4	275,072	0.5
給水戸数	戸	120,557	1.1	122,088	1.3	123,536	1.2	124,966	1.2	126,592	1.3
普及率(B/A)	%	93.2	0.2	94.1	1.0	94.6	0.5	94.9	0.3	95.6	0.7
年間配水量(E)	m ³	27,769,748	2.8	28,400,471	2.3	28,878,314	1.7	28,661,734	△ 0.7	28,255,582	△ 1.4
年間有収水量(F)	m ³	24,859,071	△ 0.8	24,589,007	△ 1.1	24,769,977	0.7	24,850,712	0.3	24,994,619	0.6
有収率(F/E)	%	89.5	△ 3.6	86.6	△ 3.2	85.8	△ 0.9	86.7	1.0	88.5	2.1
一日最大配水量	m ³	84,304	3.5	85,394	1.3	117,223	37.3	86,473	△ 26.2	84,526	△ 2.3
		(7月)		(9月)		(1月)		(7月)		(7月)	
一日平均配水量	m ³	76,082	2.8	77,810	2.3	78,902	1.4	78,525	△ 0.5	77,413	△ 1.4
一人一日最大配水量	ℓ	315	2.9	315	0.0	430	36.5	316	△ 26.5	307	△ 2.8
一人一日平均配水量	ℓ	284	2.2	287	1.1	290	1.0	287	△ 1.0	281	△ 2.1
導送配水管延長	m	1,292,792	3.2	1,309,395	1.3	1,332,691	1.8	1,346,483	1.0	1,353,748	0.5
メーター設置個数	個	126,553	1.1	127,789	1.0	129,174	1.1	130,267	0.8	131,941	1.3
公設消火栓	個	3,302	0.9	3,329	0.8	3,353	0.7	3,376	0.7	3,392	0.5

※ 行政区域の人口及び戸数は、住民基本台帳(住民基本台帳法の一部を改正する法律の成立(平成24年7月9日施行)に伴い、平成24年度から外国人住民を含む)から算出

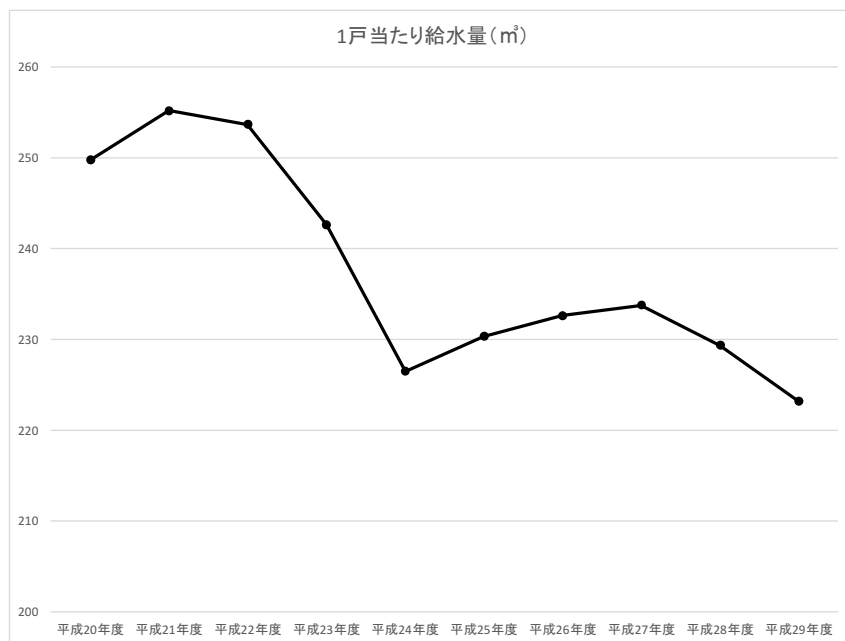
(3) 配水量・給水戸数の推移

以下は、過去10年間の給水量、給水戸数、給水区域内戸数の推移を示すグラフである。平成20年度以降、給水戸数、給水区域内戸数は右肩上がりで増加していることがわかる。一方、配水量は、平成24年度に減少し、平成27年度まで増加し、その後2年間減少しているが平均的には28.5百万m³で推移している。



(4) 1戸当たり給水量

下図は、一戸当たり給水量を示すグラフである。この10年間、1戸当たり配水量は減少傾向にあり、要因としては1戸当たりの住人の減少、核家族化、洗濯などの洗剤等の改良による節水の浸透、ペットボトル等の普及による飲用水の減少などが考えられる。



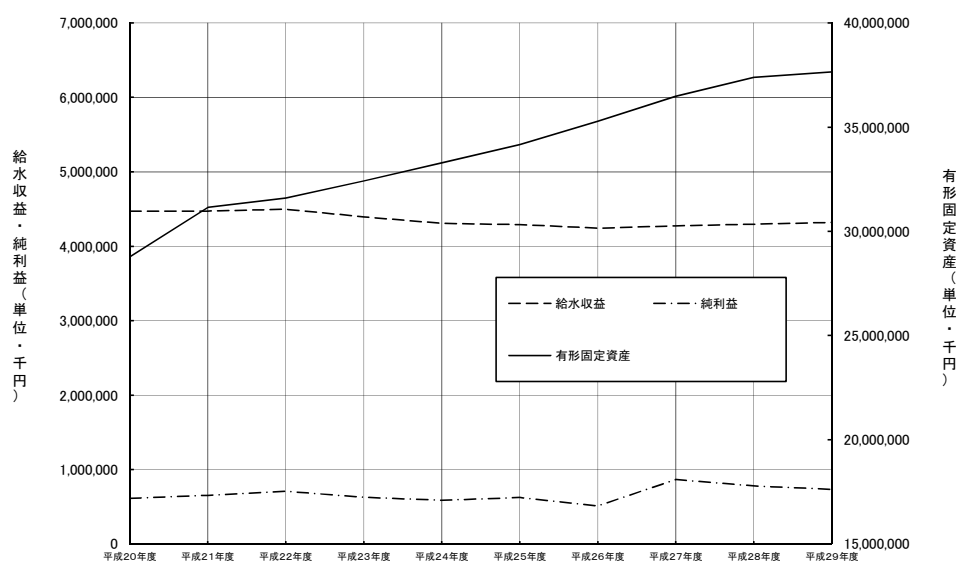
(5) 収益・利益・資産の推移

以下は、久留米市水道事業の給水収益、純利益、有形固定資産残高を示すグラフである。

給水収益は平成20年度の44億7千万円から、平成29年度は43億2千1百万円となり、約3.4%の減少である。

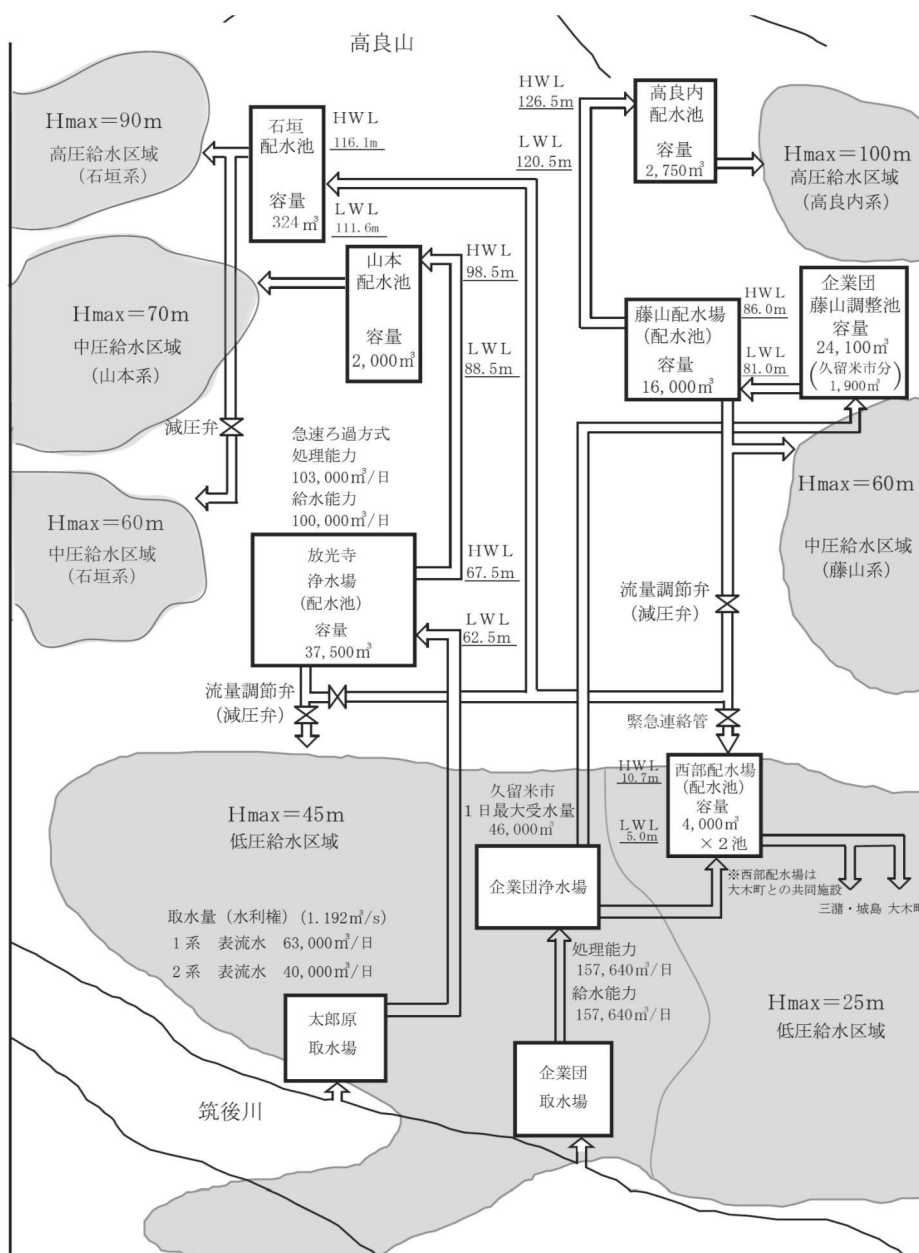
純利益は、平成20年度の6億1千3百万円から、平成29年度は7億3千3百万円となり、約19.6%の増加である。

有形固定資産は、導送配水管延長などにより、平成20年度の287億8千4百万円から、平成29年度は376億4千5百万円となり、約30.7%増加している。



(6) 浄水・配水等設備—配水形態

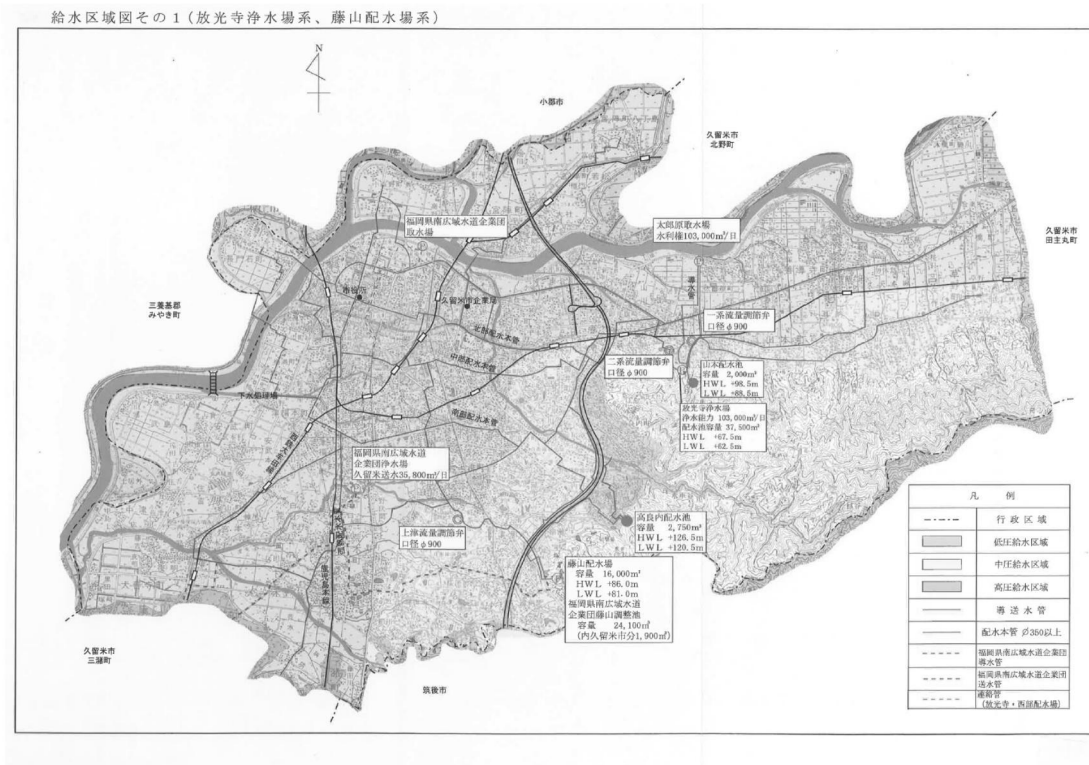
久留米市の浄水は、久留米市企業局の太郎原取水場（太郎原町 391-1）で取水し、放光寺浄水場（配水池）（山本町豊田 614）で浄水し、山本配水池（山本町豊田 717-1）及び石垣配水池（田主丸石垣 1395-35）へ送水し、市内東部地域の各戸へ配水する系統と、福岡県南広域水道企業団取水場（東櫛原取水場及び八女水源地）にて取水後荒木浄水場（荒木町白口 55）で浄水し、藤山調整池（藤山町 115-5）、高良内配水池（高良内町 2231-272）、西部配水場（三潞町壱町原 363）へ送水後、市内西部地域の各戸へ配水される 2 系統がある。



(7) 久留米市の給水区域地図

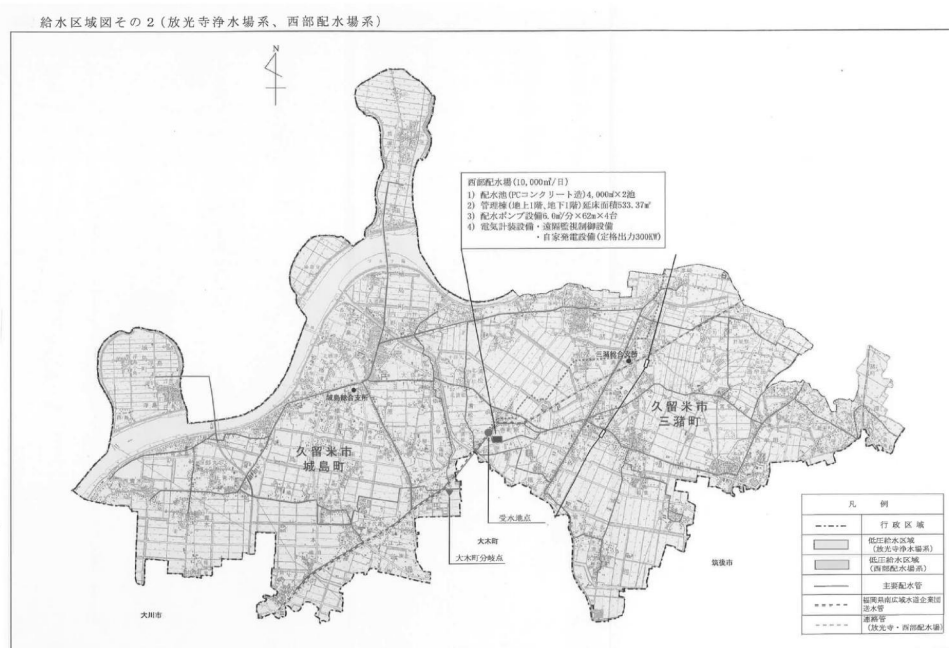
以下は久留米市企業局の給水区域地図である。なお、旧北野町は、三井水道企業団の給水区域である。

(旧久留米市)

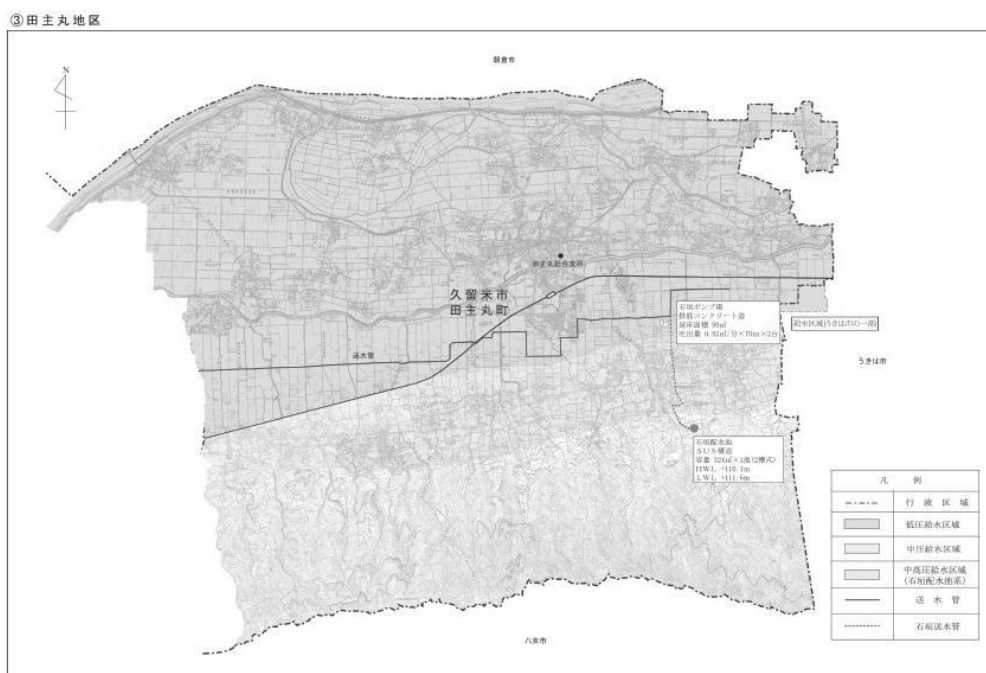


(旧城島町・三潁町)

主に福岡県南広域水道企業団からの給水地域である。



(旧田主丸町)



(8) 料金体系について

①概要

(ア) 基本体系

久留米市の料金体系は、基本料金と従量料金とで構成される。

基本料金は、メーターの口径により料金が異なる料金設定である。

基本料金表 (2ヶ月)

メーター口径	基本料金
1 3ミリ	1, 6 2 0円
2 0ミリ	2, 3 7 6円
2 5ミリ	5, 3 5 6. 8円
4 0ミリ	1 2, 9 6 0円
5 0ミリ	2 9, 3 7 6円
7 5ミリ	6 9, 1 2 0円
1 0 0ミリ	1 3 5, 0 0 0円
1 5 0ミリ	2 6 7, 8 4 0円
2 0 0ミリ	5 8 3, 2 0 0円
2 5 0ミリ	6 7 6, 0 8 0円

従量料金は、使用水量により料金を計算する料金設定である。

従量料金はメーター口径 25 ミリ以下（主に一般家庭）と 40 ミリ以上（主に事業所、工場、病院等）で料金が異なり（口径別）、また使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる（逓増制）。

従量料金表（2ヶ月）

メーター 口 径	従量料金（m ³ /円）				
	1 m ³ ～20 m ³	21 m ³ ～40 m ³	41 m ³ ～100 m ³	101 m ³ ～200 m ³	201 m ³ ～
1 3 ミリ	1 0 . 8 円	1 6 2 円	2 3 7 . 6 円	2 4 8 . 4 円	2 7 0 円
2 0 ミリ					
2 5 ミリ					
4 0 ミリ	1 6 2 円	1 6 2 円	2 3 7 . 6 円	2 4 8 . 4 円	2 7 0 円
5 0 ミリ					
7 5 ミリ					
1 0 0 ミリ					
1 5 0 ミリ					
2 0 0 ミリ					
2 5 0 ミリ					

(イ) 地域等による格差

久留米市内の水道のうち北野町については、小郡市、大刀洗町、旧北野町で構成する三井水道企業団の給水区域であるため、他の久留米市と水道料金について口径によっては差が生じている。

(単位：円)

20 口径		久留米市企業局	三井水道企業団	差額	倍率
20 m ³	単身世帯	2,592	7,660	5,068	3.0
40 m ³	標準的世帯(3人)	5,832	7,660	1,828	1.3
60 m ³	大家族(5人)	10,584	11,540	956	1.1

三井水道企業団の 20 mm口径の 2 か月間水道料金は、0 m³～40 m³では一律 7,660 円であるのに対し、久留米市企業局の場合 0 m³の 2,376 円から 1 m³刻みで料金が設定され、40 m³では 5,832 円という料金体系である。このことにより、20 口径の 20 m³では、久留米市の約 3 倍となっている。40 m³、60 m³でも久留米市の 1.3 倍、1.1 倍となっている。

②実施した監査手続き

関連資料の閲覧及びヒアリングを実施した。

③結果

(意見1)

久留米市と旧北野町の合併の経緯があることは承知するものの、同じ久留米市内において水道料金に差が生じており、将来的には解決すべき課題と考える。

(9) 料金の決定方法について

①概要

現在の料金体系は、旧久留米市と旧4町の合併の後の平成20年に改定したものである。平成20年の改定は、旧城島町・旧三潴町の料金体系と旧久留米市の料金体系が異なるため、それらを統一するために、平成元年以来の水道料金の改定を行ったものである。

その際の手続きとしては、久留米市企業管理者から久留米市水道料金制度審議会会長へ諮問し、久留米市水道料金制度審議会から「久留米市水道事業における今後の望ましい水道料金制度の在り方について」という答申を行う形で決定されている。

平成20年の久留米市水道料金制度審議会は、久留米大学教授を会長とし、商工会、農業、工業等の各種団体の代表15名で構成されていた。主な論点としては、①2部料金制、②口径別基本料金制、③基本水量制、④逦増型従量料金制を論じられた結果、上記の基本料金と従量料金の現在の料金体系が構築された。

②実施した監査手続き

関連資料の閲覧及びヒアリングを行った。

③結果

(意見2)

平成20年に現在の水道料金が設定されてから約10年が経過し、経済環境、市民の人口構成、水道管等のハード面での変化等水道事業を取り巻く環境は変化しており、水道料金の見直しの検討も必要であると考ええる。

(10) 利用契約

①概要

(ア) 契約締結の流れについて

開始の申し込みは、上下水道料金センターないし城島事務所・三潴事務所で電話等で受け付け、住所、氏名、開始日をヒアリングする。

料金センター（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）等は、受付内容を開閉栓事業者へFAXにて連絡するとともに、システムへ入力し、担当地域の開栓業者は、発行された作業指示書を現場へ持参し、敷地内のメーターバルブを開栓後、開栓担当職員の名前、日時等を記入して、料金センターへ作業報告を提出する。

(イ) 開閉栓業務委託について

開閉栓業務は、おおまかに久留米市の中心を南北に通過する国道3号より東部(旧田主丸町を含む)は久留米水道サービス株式会社へ、城島町・三潴町を除く西部は、有限会社久留米ガスサービスショップに委託している。城島町・三潴町は久留米市管工事協同組合に委託している。

開閉栓業務は、各地域の受託業者は長年固定化しており、毎年度、設計業務に対し、各地域の1社に見積価格を提出させ、設計単価以下であれば年度契約を行っている状況である。

以下は、平成29年度の3社の各業務の契約単価である。開栓、閉栓業務について、東部、西部は比較的同等であるのに対し、城島町・三潴町は比較的割高になっている。

平成29年度 水道開閉栓業務及びその他業務 単価契約額

			(円)		
			久留米市東部	久留米市西部	三潴町、城島町
			久留米水道サービス(株)	(有)久留米ガスサービスショップ	久留米市管工事協同組合
	日別	時間帯			
開栓	平日	8:30~17:00	953	961	1,584
	平日	17:00~20:00	1,191	1,201	1,979
	土日、祝日、年末年始	8:30~17:00	1,286	1,297	2,137
閉栓	平日	8:30~17:00	818	825	1,446
	平日	17:00~20:00	1,022	1,031	1,808
	土日、祝日、年末年始	8:30~17:00	1,105	1,114	1,952
現地精算	平日、土日祝日、年末年始		377	380	
水道メーター引上及び取付の増額料(時間帯割増なし)			448	451	455
口座振替ハガキ			35	35	35

下表は、東部の契約単価を100%としたときの、西部、城島町・三潴町の単価の割合である。

東部は、田主丸町を含んでいることから西部よりも、やや移動時間はかかるものと考えられるが、単価が一番低くなっている。城島町・三潴町の開栓、閉栓作業の単価は、東部の1.66倍~1.77倍と高い状況である。

平成29年度 水道開閉栓業務及びその他業務 単価比較

			(円)		
			久留米市東部	久留米市西部	三潴町、城島町
			久留米水道サービス(株)	(有)久留米ガスサービスショップ	久留米市管工事協同組合
	日別	時間帯			
開栓	平日	8:30~17:00	100.0%	100.8%	166.2%
	平日	17:00~20:00	100.0%	100.8%	166.2%
	土日、祝日、年末年始	8:30~17:00	100.0%	100.9%	166.2%
閉栓	平日	8:30~17:00	100.0%	100.9%	176.8%
	平日	17:00~20:00	100.0%	100.9%	176.9%
	土日、祝日、年末年始	8:30~17:00	100.0%	100.8%	176.7%
現地精算	平日、土日祝日、年末年始		100.0%	100.8%	0.0%
水道メーター引上及び取付の増額料(時間帯割増なし)			100.0%	100.7%	101.6%
口座振替ハガキ			100.0%	100.0%	100.0%

この原因として、設計単価に含まれる移動時間、入札回数が関係していると考えられる。「平成29年度 水道開閉栓業務及びその他業務の設計書」にて設計されている移動時間

は、下表のとおり東部、西部が同一であるにもかかわらず、城島町・三潁町は2倍以上となっている。

地域別	久留米市東部	久留米市西部	城島町・三潁町
移動時間	12.5分	12.5分	26分

下表は、東部、西部、城島町・三潁町の落札率、入札回数の表である。いずれの地域も落札率は98%以上100%未満でほぼ設計単価どおりの落札単価である。

地域別	久留米市東部	久留米市西部	城島町・三潁町
落札単価	7,240	7,300	11,400
落札率	98.1%	98.9%	99.6%
入札回数	1回	1回	8回

城島町・三潁町に関しては、見積書比較価格以上であったことから入札を8回実施し、8回目に見積書比較価格を下回ったことで落札に至っている。

入札状況は以下のとおりで、1回目から8回目まで段階的に入札金額が下がっていった状況がわかる。

(入札状況)

入札回数	見積書比較価格	差額
1回目	12,840円	
2回目	12,250円	△230円
3回目	11,910円	△340円
4回目	11,800円	△110円
5回目	11,690円	△110円
6回目	11,570円	△120円
7回目	11,460円	△110円
8回目	11,400円	△60円

②実施した監査手続き

関連資料の閲覧及びヒアリングを行った。

③結果

(意見3)

城島町・三潁町を別地域として設けているが、西部に併合して2地域で行うべきではなかろうか。

東部、西部の委託金額予算は28,281千円であるのに対し、城島町・三潁町は2,305千円であり、予算規模は小規模である。東部には、旧田主丸町が併合されている状況を

鑑みれば、西部の業者も城島町・三瀧町も併せて実施することで全体的には効率化が図れるものと考えられる。

仮に3地域を残すとしても、城島町・三瀧町の見積書比較価格の算定に当たっての移動時間は他の地域と同じ水準で行うべきである。

(意見4)

随意契約理由については一定理解するものの今後については、現在の各地域1社に対する随意契約で行う方法から、どの地域も競争入札もしくは複数社による見積合わせ等にすることも検討すべきではないか。

(意見5)

合併から10年以上が経過し、合併本来の目的である業務の大規模化、効率化を図っていかなければならず、業務区域、委託先の選定方法など全体的に見直す時期であると考ええる。

(11) 月次業務について

①概要

(ア) 検針業務(東部:西部)

検針業務は、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社へ全地域を委託している。検針業務は各戸訪問により水道メーターの検針を行い、当該検針水量により検針月の翌月に料金の請求を行っている。

(イ) 検針月及び納付月

久留米市企業局では、おおむね市内を南北に走る国道3号を境として東部、西部とし、東部の検針は偶数月、料金納付は奇数月、西部の検針は奇数月、納付は偶数月としている。

(東部) 検針:偶数月 納付:奇数月

期	1期	2期	3期	4期	5期	6期
検針	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
基本料金	3・4月	5・6月	7・8月	9・10月	11・12月	3・9月
従量料金	2～4月	4～6月	6～8月	8～10月	10～12月	2～3月

(西部) 検針：奇数月 納付：偶数月

期	1期	2期	3期	4期	5期	6期
検針	5月	7月	9月	11月	1月	3月
納付月	6月	8月	10月	12月	2月	4月
基本料金	4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12・1月	2・3月
従量料金	3～5月	5～7月	7～9月	9～11月	11～1月	1～3月

(ウ) 料金の請求と支払

i) 口座制＝毎月5日ごろ各金融機関へM0等の媒体の受け渡しにより口座振替依頼を行う方法である。振替日は15日・再振替日は月末としている。

ii) 納付制＝10日ごろ納入通知書を利用者へ郵送し、その月末が納入期限日となる方法である。

久留米市の平成29年度の口座制、納付制の件数及びその比率は以下のとおりである。

平成29年度

	件数	比率
口座制	559,897	78.4%
納付制	153,954	21.6%
定期料金計	713,851	100.0%

口座制の収納手数料は、各金融機関の引落手数料1件当たり5.4円(税込)のみである。これに対し、納付制の場合、納付書の作成費用、納付書の郵送費用、金融機関手数料5.4円(税込)もしくはコンビニエンスストア手数料62.6円(税込)が企業局の負担として発生する。1件の収納に対する諸経費・手間は、納付制が圧倒的に多い状況であるので、企業局としては口座制を推奨したいところである。

ところが、ここ5年間の口座制と納付制の比率の推移はほぼ一定となっている。

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
口座制	件数(件)	520,006	526,810	535,507	542,838	549,515
	比率(%)	75%	75%	76%	76%	76%
納付制	件数(件)	168,744	171,993	173,395	174,713	176,396
	比率(%)	25%	25%	24%	24%	24%
合計	件数(件)	688,750	698,803	708,902	717,551	725,911
	比率(%)	100%	100%	100%	100%	100%

(過年度分納付書払を含む)

②実施した監査手続き

関連資料の閲覧及びヒアリングを行った。

③結果

(意見6)

上記のとおり、口座制の発生費用が圧倒的に少額であることから、口座制の推進をより一層進めるべきである。

(12) 請求・督促業務

請求業務は、検針データを取込んだシステムから口座振替データを作成し、金融機関へDVD、MO等で受け渡しをしており、引落結果についてもDVD、MO等にて送受信を行っている。

納付書については、企業局で作成し、郵送している。

(13) 企業局における調定業務

①概要

毎月10日前後に前月の検針結果に基づき当月請求する請求件数、請求金額について、企業局で調定を起こし部長まで決裁している。

②実施した監査手続

平成29年9月分(水道料金現年度437,167,348円)、平成30年3月分(水道料金現年度403,831,304円)の水道料金の調定の一連の伝票等をレビューした。

③結果

部長まで漏れなく承認され、適切に事務を遂行されていた。

(14) 徴収整理業務(消込業務、企業局への振込)

①概要

口座制の場合は、金融機関から入手した引落結果を用いてシステムで消込を行い、振替日(15日)に振替ができなかった利用者に対しては、月末の再振替の手続をとっている。

金融機関窓口での納付分については、納入済通知書により消込を行い、コンビニエンスストアでの納付分については、入金データより消込を行う。料金センター及び城島事務所・三瀨事務所の窓口納入についても、納入済通知書にて消込を行う。

②実施した監査手続

消込の作業についてサンプルで関連証憑をレビューした。

③結果

適切に処理されていた。

(15) 水道給水停止について（規定、判断、協議、実行）

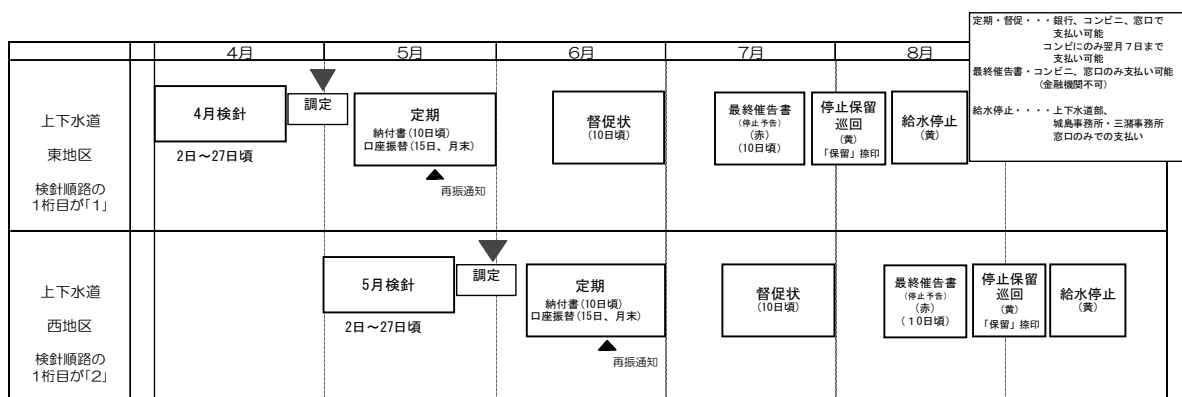
①概要

水道事業の収納率は相当程度に高くあるものの、水道給水停止の措置を行っている事例がある。企業局が定める水道滞納整理サイクル（下図）では、検針月の翌月に通常の請求が行われ月末までに入金がなかった場合、その翌月から督促状の送付、最終催告書の送付、停止保留巡回が順次行われ、検針月から4か月目には給水停止を行うことになっている。

ただし、最終催告書の納付期限までに支払えないとの相談があった場合は、原則誓約書を提出してもらい、誓約期限までは給水停止を保留することとなっている。

この給水停止保留の判断は料金収納委託先であるヴェオリア・ジェネッツ株式会社が行っている。

(水道滞納整理サイクル)



②実施した監査手続き

関連資料の閲覧及びヒアリングを行った。

③結果

(指摘1)

停水又は停水保留の判断について、受託業者が行っている状況であるが、停水、停水保留の判断はよりタイムリーに企業局の積極的な関与・指示のもと実施する体制の構築が必要である。

すなわち、最終催告書を送付してなお納付が行われなければ、原則誓約書の提出による停水保留ないし停水となるため、最終催告書を送付しても納付がない使用者については両方で随時協議する必要があると考える。

(16) 債権管理について

①概要（滞留債権残高について）

料金センターと協議の上、誓約書等により分納している使用者の中で、未納料金が3期以上の滞留債権となっている例が少なからず存在する。

滞留債権については、受託業者が電算室に依頼し、「水道・下水道滞納整理用通知書ブルーリスト」を毎月集計してもらい、債務者へ督促を行っている。

次表は平成30年3月末の滞留債権の状況である。滞納回数は4回から25回の状況で、年6回の請求回数であることから計算すると4年超の滞納者も存在する。金額では、一部入金等により過去の債権の時効中断措置を取っていることもあるが、滞納額が水道料金で180万円以上もの滞納をしている債務者が存在する。

平成29年度末水道料金滞納一覧

債務者	滞納回数(回)	水道料金滞納金額(円)
1	23	1,806,072
2	5	451,710
3	21	330,390
4	12	295,657
5	4	293,940
6	11	269,827
7	13	209,591
8	25	156,248
9	7	156,024
10	12	134,930
11	11	115,704
12	17	115,544
13	6	105,912
14	9	88,211
15	12	87,233
16	10	83,602
17	7	81,928
18	6	75,133
19	9	67,955
20	8	64,339
21	7	57,560
22	5	55,522
23	7	52,444
24	5	51,065
25	20	48,594
26	4	48,283
27	8	45,660
28	5	44,353
29	5	41,460
30	5	39,588
31	5	36,006
32	5	33,450
33	6	33,098
34	5	28,668
35	4	26,658
36	10	26,405
37	10	25,159
38	14	23,636
39	4	22,954
40	7	22,934
41	8	20,144

②実施した監査手続

滞納債権の状況把握の方法、企業局と受託業者の情報共有、個別債務者の状況についてヒアリングを行った。

③結果

(指摘 2)

上記の「水道・下水道滞納整理用通知書プルーフリスト」上の各債務者の状況について企業局と受託業者との間で、緊密な情報共有ができていない。

今後は企業局においても毎月滞納の状況を確認し、企業局と受託業者の情報共有をより可能とするために、受託業者が把握した債務者の現況等を企業局へ報告させ、停水等についての企業局の姿勢、指示を明確にしなければならない。

(指摘 3)

滞納回数、滞納金額ともに受託業者の判断で給水を継続すべきでない債務者が複数見受けられる。企業局の営業管理課にて直接的に関与し、給水停止等の判断を下すべきである。

④個別債務者の状況及び結果

上表の上位の債務者の状況についてヒアリングを行った。監査人としては、個別に指摘等を付すべきと判断したため、下記に個別ごとの指摘等と全般的な指摘等を示すことにする。

(債務者 1 に対する債権管理への意見 7)

水道の使用量が多量であり、その抑制については、市の他部署と関係団体との連携が必要なケースであると考えられるが、現状の受託業者による対応ではそこまで至っていない。企業局と受託業者が連携するとともに、他部署との連携についても検討しさらなる状況把握が可能となるよう努めるべきである。

(債務者 1 に対する債権管理への指摘 4)

企業局は 180 万円超、23 回もの滞納を認めている根拠、原因を検証し、適切な債権回収と再発防止に努めるべきである。

(債務者 2 に対する債権管理への指摘 5)

「水道・下水道滞納整理用通知書プルーフリスト」上は主な店舗における債務残高を集計しているが、名寄せ後のグループ全体での債権把握、管理は行われておらず、今後は、グループ全体での債権管理を行うべきである。

(債務者 2 に対する債権管理への指摘 6)

誓約書には毎月一定金額の支払がなされる旨の記載があるが、グループ全体で毎月それ以上の水道料金が発生している。誓約書は既存の債権の回収の誓約書でそれ以上の増加があればより多額の支払額を誓約させなければならない。

(債務者 3 に対する債権管理への指摘 7)

誓約書がないにも関わらず滞納回数は 21 回にも及んでいる状況である。受託業者への説明を求めるとともに、企業局として受託業者をどのように管理監督すべきか検討する必要性が高い。

(債務者 3 に対する債権管理への指摘 8)

平成 24 年度から停水の実行を検討しているも改善が見られない先で、受託業者の判断により債権回収を行っている。

今後は、企業局の関与のもと停水も視野に入れて、誓約書に基づく債権回収に努めるべきである

(債務者 4 に対する債権管理への指摘 9)

誓約している支払額では、現年度の使用分を支払っているのみで既存の滞留債権の回収までに至っていない。企業局の関与のもと停水も視野に入れて、毎月の回収額の増加等について協議し債権回収に努めなければならない。

(債務者 5 に対する債権管理への指摘 10)

誓約書の徴求が行われていない。滞納金額が多額であることから誓約書の徴求をタイムリーに実施することで、滞納回数も減少するものと考えられる。

(債権管理への全般的な指摘 11)

収納業務概要（久留米市から受託業者への業務指示書）の 3 条滞納整理業務 5 項誓約書受付には、「最終催告書の納付期限までに支払えないとの相談があった場合は、原則誓約書を提出してもらい、誓約期限までは給水停止を保留する。」と定める。

上記のサンプルでは、5 件中 3 件が誓約書を徴求しているが、残り 2 件は徴求していない状況であった。

条文上は原則徴求することになっているため、条文どおりの手続を行わなければならないし、徴求することで債務者にとって支払いへの動機づけになると思われる。

(債権管理への全般的な指摘 12)

誓約書をレビューしたが、誓約書に記載されている支払金額は、債務者が毎月利用し

ている金額以下の支払となっていたため、過去の債務は減少せず、債務者によっては債務額が増額している者も存在した。誓約書で記載すべき金額は、利用を継続しても現在の債務に近い将来までに解消する金額を設定すべきである。

また、誓約書の支払金額は、受託業者が債務者と協議して決定しているが、企業局の介入も必要と考える。

(17) 停水後の債権管理

①概要

停水後の債権については、債権の回収があった際に、受託業者から企業局へ「上下水道滞納整理用顛末書」が回覧されるが、停水から2年の時効による不納欠損処理前の債権残高一覧がないため、回収すべき債権残高、債務者等を企業局は把握していない状況である。

②結果

(指摘13)

企業局は、停水後から不納欠損処理前の債権残高を把握し、2年の時効完成までにとるべき手段を受託業者へ指示し、不納欠損金額の最小化に努めなければならない。

(18) 債権督促業務

①概要

以下は、水道料金の調定、督促、最終催告、停止名簿、停止作業、停止執行の件数である。平成29年度の最終催告が25,766件に対し、停止作業は1,609件であり、その割合は6.2%程度である。しかし、1,609件中1,293件は停水後すぐに入金して、給水を再開している。このことは、実際に停水されると生活に窮し水道料金を支払うため停水が解除されていると判断できる。

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		件数(件)	割合	件数(件)	割合	件数(件)	割合	件数(件)	割合	件数(件)	割合	件数(件)	割合
調定	水道	680,882	100.00%	689,391	100.00%	689,045	100.00%	708,464	100.00%	717,804	100.00%	726,688	100.00%
督促	水道	57,364	8.42%	57,256	8.31%	57,109	8.29%	55,645	7.85%	55,671	7.76%	55,554	7.64%
最終催告書		29,222	4.29%	28,843	4.18%	28,630	4.16%	26,955	3.80%	26,207	3.65%	25,766	3.55%
停止名簿	水道	12,851	1.89%	13,735	1.99%	13,769	2.00%	13,340	1.88%	13,488	1.88%	13,362	1.84%
停止作業	水道	1,415	0.21%	1,420	0.21%	1,320	0.19%	1,519	0.21%	1,593	0.22%	1,609	0.22%
停止執行	水道	319	0.05%	324	0.05%	282	0.04%	334	0.05%	333	0.05%	316	0.04%

②実施した監査手続き

関連資料の閲覧及びヒアリングを行った。

③結果

(意見 8)

現在、停水時の開閉栓業務等の追加の作業にかかる費用については当事者負担とはなっていないことから、今後検討を要するものと考えられる。これは期限内に支払っている利用者との公平性に欠ける取扱いである。

(19) 引当金の計上について

①概要

貸倒引当金は、営業管理課にて算定し、前年度及び前年度の不納欠損額をもとに貸倒実績率を算定し、平成 29 年度末の貸倒引当金を算定していた。

②実施した監査手続き

平成 29 年度の貸倒引当金の貸倒引当金算定資料を査閲並びに再計算を行った。

③監査結果

適切に処理がなされていた。

(20) 時効について

①概要

(ア) 水道料金債権の時効について

平成 15 年 10 月 10 日最高裁判決にて、「地方公共団体の水道事業における水道水の供給による水道料金債権は、その性質が私法上の債権であって民法の適用を受けるべきものと解すべきである。水道供給契約によって供給される水は、民法 173 条の生産者、卸売商人及び小売商人が売却した産物又は商品に含まれるべきであるから、結局、本件水道料金債権についての消滅時効期間は、民法 173 条所定の 2 年間と解すべき」と判示し、水道料金債権の消滅時効は 2 年として定着している。

(イ) 不納欠損処理について

不納欠損の状況は以下のとおりである。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
不納欠損件数(件)	1,155	1,117	1,033	887	819
不納欠損金額(円)	5,185,211	3,069,098	2,905,667	2,394,552	2,403,660
1件当たり金額(円)	4,489	2,748	2,813	2,700	2,935

平成 29 年度の不納欠損処理の最高額は 2 回分合計で 116,447 円であった。

(ウ) 不納欠損理由

不納欠損理由は以下のとおりである。

過去 5 年間の不納欠損理由は、停止、行方不明、市外転出の順でその 3 つの理由で約 90%を占める状況である。

市外転出の際は、住民票の履歴から転出先へ督促状を送付するなどして、債権金額と督促費用を考慮したうえでの債権回収活動に努めた結果であるとの説明を受けた。

不納理由	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
停止	439	38%	339	30%	359	35%	323	36%	294	36%
市外転出	238	21%	291	26%	267	26%	214	24%	185	23%
行方不明	301	26%	363	32%	320	31%	280	32%	230	28%
倒産	69	6%	34	3%	16	2%	24	3%	41	5%
その他	39	3%	14	1%	12	1%	12	1%	8	1%
死亡	69	6%	76	7%	59	6%	34	4%	61	7%
計	1,155	100%	1,117	100%	1,033	100%	887	100%	819	100%

不納欠損の利用者の支払方法は下表のように納付制が 87%、口座制が 13%という状況である。

平成29年度 水道料金不納欠損請求手段毎件数

請求手段	件数	比率	未納額(円)	比率	1件当たり金額(円)
納付制	716	87%	1,756,025	73%	2,453
口座制	103	13%	647,635	27%	6,288
計	819	100%	2,403,660	100%	2,935

②実施した監査手続き

平成 29 年度の欠損処分についてヒアリングを実施した。

③結果

(意見 9) 連合水栓のため停水できなかった案件について

連合水栓で停水ができない場合、どのような方法で債権回収するか、企業局と受託業者と協議するとともに、個別事象について定期的に情報交換、回収方法の検討の会議等を行うべきである。

(指摘 14) 不納欠損となった債権があり、かつ現在も債権残高がある債務者について

不納欠損となった債権があり、現在も上下水道合わせた債権残高は 30 万円超に上る状況にもかかわらず、企業局は債務者の具体的状況を把握していなかった。

受託業者は、企業局の電算室から「水道・下水道滞納整理用通知書プルーフリスト」を毎月作成してもらい、現在の滞納状況の把握と回収活動を行っているが、企業局側は債務者の詳しい状況を把握していなかったことから、緊密な情報共有を図っていくべきである。

(指摘 15) 債務整理開始が行われた債権について

停水等された後の債務者と債権残高を一覧にして管理把握されていないため、停水後の債務者に対する債権管理が企業局側では行われていない状況である。

停水等を行った債務者についても、早期に回収活動することで不納欠損を減らすよう努めるべきであるから、企業局と受託業者で適時に協議を行い回収活動の強化を図るべきである。

(指摘 16) 行方不明者に対する債権について

行方不明者についての回収方針などが企業局側より詳しく示されず、受託業者側の判断で回収活動を行っている。行方不明者に対する債権回収手順のマニュアルを充実させ、業務の効率化に努めることも一案である。

(指摘 17) 時効完成前の債権管理の強化について

年度末に1年間の時効完成債権の不納欠損処理を行う時期に企業局内で不納欠損一覧表の回覧手続が行われているが、時効完成前の債権に対する管理を強化しなければ債権回収につながらないことは自明である。滞留債権の債務者の状況について、受託業者から随時報告を受け、企業局でも検討を行う必要性は高いと考えられる。

(21) その他営業収益

その他営業収益には、以下のとおり、手数料、事務受託手数料、消火栓維持管理負担金、雑収益が計上されている。

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
その他営業収益	101,349,658	100%	44,354,753	100%	48,384,152	100%	49,765,298	100%	52,530,505	100%
手数料	13,165,000	13%	11,041,000	25%	12,521,000	26%	12,148,000	24%	13,194,000	25%
事務受託手数料	2,016,091	2%	1,729,807	4%	1,428,408	3%	959,028	2%	720,000	1%
消火栓維持管理負担金	9,068,150	9%	8,805,000	20%	10,000,000	21%	9,500,240	19%	11,336,440	22%
雑収益	77,100,417	76%	22,778,946	51%	24,434,744	51%	27,158,030	55%	27,280,065	52%

①手数料

(ア) 概要

手数料の主なものは、久留米市水道条例第30条に定める給水装置の工事（廃止及び修繕工事を除く）にかかる手数料で下表のとおり給水管の口径ごとに手数料が定められている（久留米市水道条例別表第4）。

給水装置工事手数料		
給水管の口径	ミリメートル	円
	13～25	3,000
	40～50	10,000
	75以上	20,000

給水装置の工事をしようとする者は、企業局の指定工事業者を通じて、企業局へ工事申請書を提出し、指定工事業者が企業局へ事前審査を依頼した際に、企業局は手数料の納付書を指定工事業者へ交付し、施工前までに指定工事業者が手数料を納付する流れとなっている。

(イ) 実施した監査手続き

一連の業務をヒアリングするとともに、手数料の収納状況を確認した。

(ウ) 結果

適切に処理がなされていた。

②事務受託手数料

(ア) 概要

当該事務受託手数料は、公益社団法人日本水道協会から受託した水道技術管理者資格取得講習会実務研修業務の手数料である。

(イ) 実施した監査手続き

一連の業務をヒアリングするとともに、手数料の収納状況を確認した。

(ウ) 結果

適切に処理がなされていた。

③消火栓維持管理負担金

(ア) 概要

水道法第 24 条 1 項により水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない、第 2 項により、市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない、と定められている。

これを根拠に、久留米市と久留米市企業管理者は、消火栓の設置等及び維持管理に関する協定書を平成 21 年 4 月 1 日に締結している。協定書には、消火栓の新設、移設、修繕

工事並びに消火栓室の修繕及び改造工事の工事費と事務費を久留米市が負担し、事務費は工事費の12%を乗じた金額とすると定められている。

以下は消火栓維持管理負担金の過去5年間の推移の状況である。

単位:千円					
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
消火栓維持管理負担金	9,068	8,805	10,000	9,500	11,336

(イ) 実施した監査手続

平成29年4月1日～平成30年3月31日までの4回の消火栓維持管理工事の完了報告及び請求に関する決裁文書等を閲覧した。

(ウ) 結果

適切に処理がなされていた。

④雑収益（その他営業収益分：平成29年27百万円）

(ア) 概要

平成29年度の、その他営業収益の雑収益として27,280,065円計上しているが、その内訳は、モンドセレクション「金賞」を連続受賞中の「くるめ銘水放光寺 筑後川のめぐみ」（1本490ml 卸売価格80円）の販売収入335,937円と窓口等包括委託下水道負担分収入26,944,128円である。

(イ) 実施した監査手続

上記の収入について、概要の説明を受けた。

(ウ) 結果

(意見10)

「くるめ銘水放光寺 筑後川のめぐみ」は、久留米市庁舎2階売店、地場産くるめ（本店、JR久留米駅店、六ツ門店）、道の駅くるめ、世界のつばき館で販売中であるが、企業局の庁舎内では販売されていない。

企業局の庁舎内には、「くるめ銘水放光寺 筑後川のめぐみ」のボトルが展示され、上下水道料金を支払いに来た市民の目に留まるが、購入することはできない状況である。今後は、企業局の料金センター等での販売についても検討してはどうか。

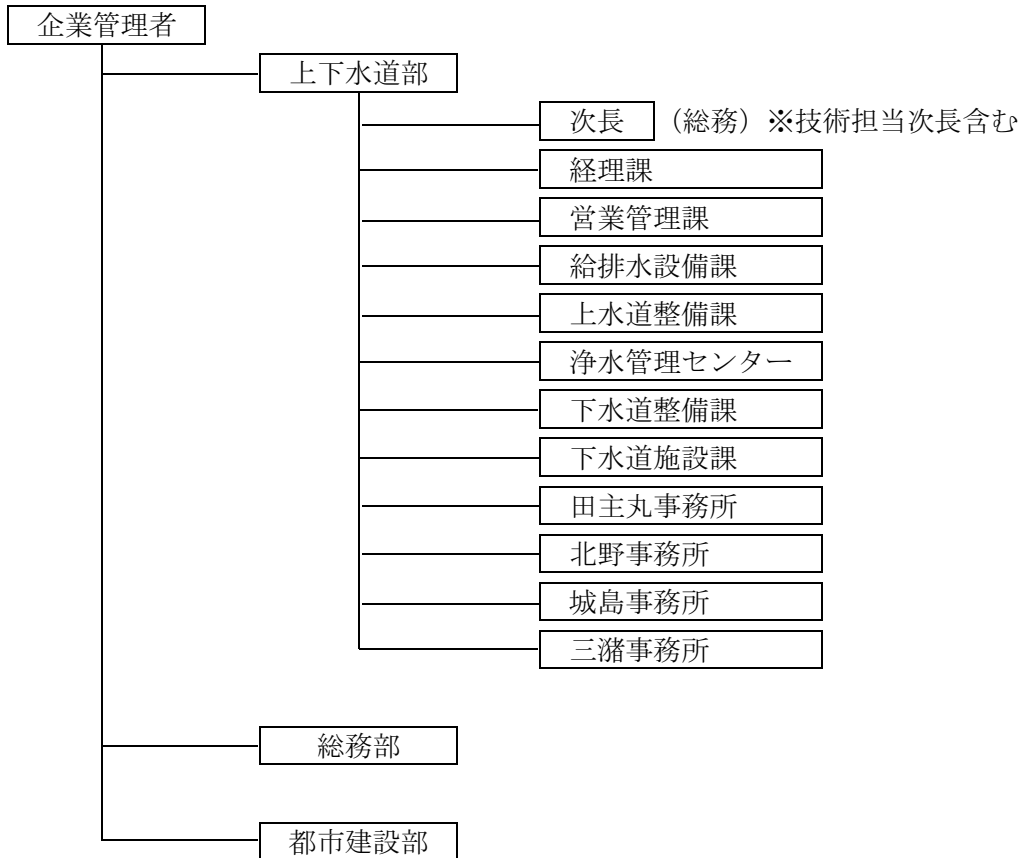
3. 人件費

(1) 概要

①組織及び人員

久留米市企業局全体の組織図は以下のとおりである。

【組織図】



【職員配置表 (水道事業会計支弁職員)】

上下水道部の中で今回の監査対象である水道事業会計で支弁する職員の配置表は以下のようである。

	特別職 企業 管理者	職員							計	嘱託 職員
		部長級 部長	次長級 次長 検査企画監	課長級 課長 所長		課長補佐級 課長補佐	主査級 主査	一般職 主任主事 主事		
(企業管理者)	1									
上下水道部		1		5	3	8	18	43	78	7
(部長)		1						(2)	(2)	1
(次長(総務))					1	1	1	3	6	1
経理課				1			1	1	3	
営業管理課				1		2	1	5	9	
給排水設備課				1		1	4	4	10	1
上水道整備課				1	1	2	8	19	31	4
浄水管理センター				1	1	2	1	9	14	1
城島事務所							1	1	2	
三潁事務所							1	1	2	

()内は短時間勤務職員数で外数

(平成30年3月31日現在)

②人件費について

水道事業会計に計上されている人件費の勘定は以下のものである。

勘定科目	内容
給料	職員の本給
手当等	職員の扶養、期末、勤勉、超過勤務及び特殊作業等の手当
賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
賃金	臨時職員、嘱託職員の賃金
法定福利費	事業主負担の社会保険料等
退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払いに当たって不足が生じた場合の当該不足額

それぞれの費用は附属明細書で原水及び浄水費、配水及び給水費、業務費、総係費という小項目別に職務内容で区分され計上されている。ここでは概括的にそれぞれの費用がどのような推移を取っているかを見るために小項目を集計した。水道事業会計の各費用の4年間の推移は以下のようである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
給料	242,278	235,048	230,875	234,029
手当等	98,679	100,310	102,648	105,683
賞与引当金繰入額	36,850	38,001	37,520	38,877
賃金	46,610	44,478	27,782	24,699
法定福利費	84,879	80,066	70,994	75,826
退職給付費	103,600	—	92,082	26,043

各項目の増減の分析は具体的な項目別の検討において実施する。

水道事業会計の支弁する職員の人数の推移を年齢別構成で見ると以下のようである。

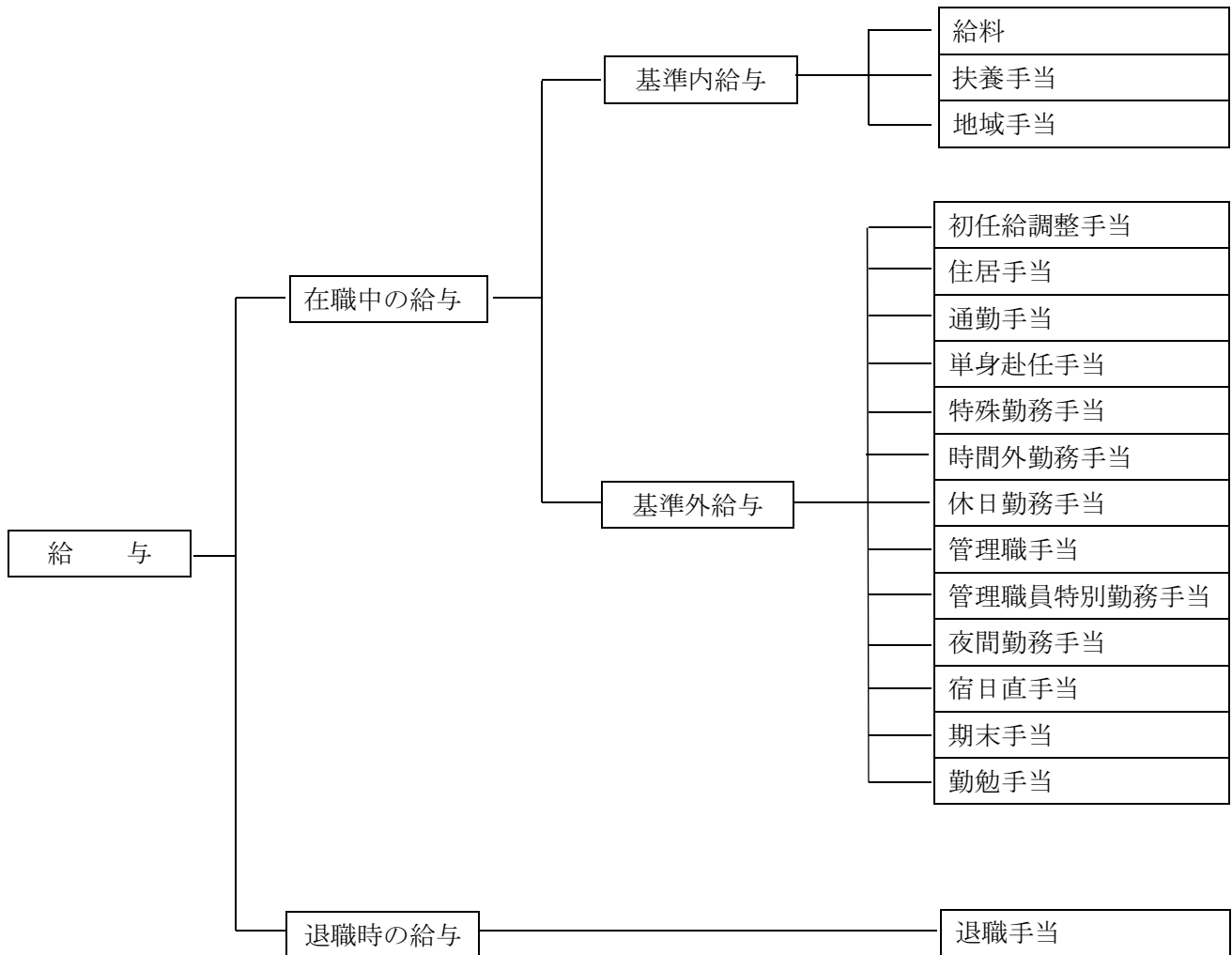
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
20 歳未満	2	1	1	1
20 歳以上 25 歳未満	2	5	7	9
25 歳以上 30 歳未満	4	3	3	2
30 歳以上 35 歳未満	8	9	3	8
35 歳以上 40 歳未満	8	10	13	6
40 歳以上 45 歳未満	12	13	15	17
45 歳以上 50 歳未満	10	10	7	12
50 歳以上 55 歳未満	8	9	12	11
55 歳以上	23	18	15	12
合計	77	78	76	78
平均年齢	45 歳 4 月	44 歳 1 月	43 歳 10 月	42 歳 10 月

※上記職員数には資本的支出支弁職員（各年度 19 人）を含む。

③久留米市企業局職員の給与体系について

久留米市企業局職員の給与体系は久留米市職員の給与体系と全く同じものとなっている。

企業局の職員は市長部局で採用された者が、久留米市全体の人事異動によって企業局に配置されているため給与体系及び給料表も同じ内容のものを採用している。企業局の特性を生かした企業局独自の給与体系は持っていない。久留米市職員の給与体系は以下のとおりである。



* 臨時職員、嘱託職員については別途、定めがある。

以下、個々の項目について検討していく。引用した資料は平成26年度から平成29年度の「久留米市水道事業会計決算書」「平成29年 久留米市職員の勤務要覧」「久留米市人事評価制度マニュアル」「久留米市出退勤システムいっこくさん操作マニュアル」「久留米市公営企業職員の給与に関する規程」「久留米市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」「久留米市公営企業職員の特殊勤務手当支給規程」「久留米市公営企業職員夜間勤務手当支給規程」「久留米市職員給与条例」「久留米市職員退職手当支給条例」である。

(2) 給料

① 給与計算について

職員の給与は給料及び手当である。手当については前述の図のとおりである。給与計算は市長部局の人事厚生課で行っており、給与計算の基礎となる人事データは人事厚生課が保有している。

勤怠については久留米市出退勤システム「いっこくさん」で市長部局と同じ方法で休暇や超過勤務等の管理を行っており、人事厚生課で集計され給与総額が算出されている。

基本給は久留米市公営企業職員の給与に関する規程の第2条に定める「企業職給料表」によってい
る。企業職給料表（一）は久留米市職員の行政職給料表と全く同じ内容である。金額は平成29年度
の人事院勧告のとおりのものである。企業職給料表（二）は現業の職員の給料表であり、現在は配置さ
れておらず該当者はいない。企業職給料表（三）は特定任期付職員の給料表であり、該当者はいない。

企業職給料表（一）の内容の一部は以下のとおりである。

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
123		303,200						
124		303,500						
125		303,800						

号給が125までであるのは職務の級が2級のみであり、1級は93、3級は113、4級は117、5級は105、6級は89、7級は61、8級は45までの号給となっている。

職員の昇給は、当該職員の1年間の勤務成績に応じて毎年1月1日に行われる。

横の列の職務の級は企業職給料表（一）級別標準職務表に以下のように記載されている。

職務の級	標準的な職務
1 級	主事の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	1 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして 管理者が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主任主事の職務
5 級	1 課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして 管理者が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同 程度のものとして管理者が別に定める職の職務

6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして管理者が別に定める職の職務
7級	1 次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして管理者が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして管理者が別に定める職の職務
8級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして管理者が別に定める職の職務

② 人事評価について

企業局職員の人事考課は久留米市総務部人事厚生課作成の「久留米市人事評価制度マニュアル」に基づいて行われる。(以下、「久留米市人事評価制度マニュアル」より抜粋)

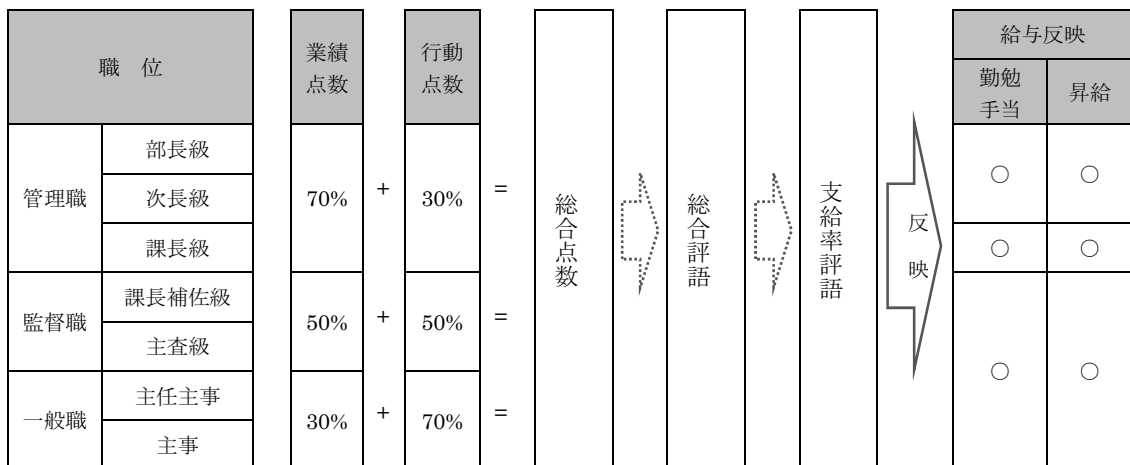
久留米市の人事評価制度は「目標による管理」を基本的な考え方とし、実績を評価する「業績評価制度」と行動を評価する「行動評価制度」によって次のように実施される。

(1) 目標管理による業績評価制度

職員が設定した目標の達成状況を達成度と努力度の要素から適正に評価することで、組織目標の達成にどの程度貢献したのか、達成できなかったとしたら何が足りなかったのかが明確になり次年度への意欲につながる。

(2) 行動評価制度

行動評価制度は、職位に応じて求められる評価要素に対し、職務上発揮された行動がどの程度であったかについて評価を行う



業績評価、行動評価の各評価項目の評価点を合計した総合点数により5段階の総合評語が決定される。そしてこの総合評語を決定する際の総合点数により順位をつけ、最終的な5段階(S1,S2,A,B,C)の支給率評語が決定される。支給率評語は年2回(6月期及び12月期)の勤勉手当と昇給(昇給日1月1日)に反映される。

※参考

【勤勉手当への反映】（監督職及び一般職）

支給率評語	支給率	反映幅
S1	1.0 以下	+0.1 以下
S2	0.93 以下	+0.03 以下
A	0.9	0
B	0.85	▲0.05
C	0.8	▲0.1

【昇給への反映】（課長級）

支給率評語	S1	S2	A	B	C
55 歳以下	5 号		4 号	3 号	2 号
55 歳超	3 号		2 号	1 号	0 号

<実施した監査手続き>

- i 直近 4 年間の支出の推移をとり異常な変動が無いかを確認した。
- ii 福岡県内の市（福岡市、北九州市、春日市、大牟田市）と支給金額、支給条件の比較を行い、支給金額の妥当性、支給条件の妥当性を検討した。
- iii 久留米市職員の給与水準が他の自治体と比較して、どの程度の水準にあるのかを総務省が公表した「地方公務員給与実態調査結果等」を入手し検討した。

<結果>

直近 4 年間の水道事業会計に計上されている給料の推移は以下のようである。

（単位：千円）

	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
給料	242,278	235,048	230,875	234,029
水道事業会計職員数	77 人	78 人	76 人	78 人

※上記職員数には資本的支出支弁職員（各年度 19 人）を含む。

－給与水準について－

給料については「久留米市公営企業職員の給与に関する規程」が定められており、その第 2 条に企業職給料表が掲げられている。内容は「久留米市職員給与条例」に掲げられている行政職給料表と全く同じものであった。そして平成 29 年人事院勧告をそのまま踏襲するものであった。

地方公営企業法は第 38 条 3 項で「企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定している。しかし、企業局の職員も市長部局で採用され、当該職員のその後の配置については、久留米市全体の人事異動により決定されることから企業局の給与水準が企業会計の損益を反映して決定されるものではないことについてはやむを得ないと判断するしかないのが実情である。

それでは、久留米市職員の給与水準が他の自治体、特に中核都市と比べてどの水準にあるかを検討する資料として平成 29 年 12 月に総務省が公表した「地方公務員給与実態調査結果等」から関連する部分を抜粋すると以下のようである。

○ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは地方公務員と国家公務員の平均給与額を、国家公務員の職員構成を基準として、一般行政職における学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を表した指数である。国は高い指数の自治体には特別交付税や起債の制限を行いその引き下げを指導している。

中核市（全48市）のラスパイレス指数の状況《指数が高い順》

順位	中核市名	H29.4.1
1	越谷市	103.7
2	宇都宮市	102.1
2	川越市	102.1
4	柏市	101.9
4	大津市	101.9
4	倉敷市	101.9
7	高松市	101.7
8	いわき市	101.6
8	福山市	101.6
10	郡山市	101.5
10	姫路市	101.5
12	岐阜市	101.3
12	西宮市	101.3
14	岡崎市	101.2
15	横須賀市	101.1
16	奈良市	101.0
17	富山市	100.9
18	東大阪市	100.7
19	下関市	100.5
19	長野市	100.5
19	豊中市	100.5
19	呉市	100.5
23	豊田市	100.3
24	船橋市	100.2

順位	中核市名	H29.4.1
24	大分市	100.2
26	久留米市	100.1
26	宮崎市	100.1
28	鹿児島市	100.0
29	和歌山市	99.9
29	高知市	99.9
31	盛岡市	99.8
31	松山市	99.8
33	高崎市	99.6
33	佐世保市	99.6
35	金沢市	99.5
36	前橋市	99.3
37	枚方市	99.2
38	秋田市	99.1
39	豊橋市	99.0
39	高槻市	99.0
41	尼崎市	98.9
41	長崎市	98.9
43	八戸市	98.8
44	旭川市	98.7
44	八王子市	98.7
46	函館市	97.8
47	那覇市	97.6
48	青森市	94.5

指定都市（人口 50 万人以上）のラスパイレス指数の状況《指数が高い順》

順位	指定都市名	H29.4.1	順位	指定都市名	H29.4.1
1	静岡市	103.6	11	横浜市	100.6
2	北九州市	103.0	12	相模原市	99.9
3	仙台市	102.9	13	札幌市	99.8
4	福岡市	102.7	13	千葉市	99.8
5	京都市	102.6	15	名古屋市	99.7
6	さいたま市	102.2	15	堺市	99.7
7	川崎市	101.2	17	浜松市	99.6
8	神戸市	101.0	18	新潟市	99.0
9	岡山市	100.9	19	広島市	98.8
9	熊本市	100.9	20	大阪市	94.2

団体区分別のラスパイレス指数の推移（一般行政職）

区分	S49.4.1	H9.4.1	H19.4.1	H28.4.1	H29.4.1
全地方公共団体平均	110.6	101.5	98.5	99.3	99.2
都道府県	111.3	103.4	99.6	100.3	100.2
指定都市	116.1	104.8	101.0	100.1	99.9
市	113.8	102.4	97.9	99.1	99.1
町村	99.2	96.2	93.9	96.3	96.4

※S49.4.1の全地方公共団体平均(110.6)は、過去最高値。

他の中核市と比較して久留米市は中位の部類に属しており、福岡県内の指定都市の福岡市、北九州市と比較しても高い方ではなく特に問題のある水準ではないと判断できる。

《意見 1》

久留米市の人事評価制度は平成 26 年度から本格的に運用されている。今後、人事評価制度がよりよい制度となるよう必要な見直しを適宜行いながら実効性のある評価を行い職員の動機づけにつなげていただきたい。

《意見 2》

職員の年齢構成から見ると 40 歳以上の職員が 67%と 3分の 2 を占めている。水道事業においては管施工の設計といった技術職の技術承継が重要である。必要な人材確保のために年齢層に偏りのないような人事異動を実現していただきたい。

(3) 諸手当

①扶養手当

扶養手当は、扶養親族（他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているもの）のある職員に支給される手当で、支給額は次のとおりである。（平成29年4月1日適用）

扶養親族	29年度支給金額	30年度以降支給金額
ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	10,000円	6,500円
イ 22歳未満の子	1人につき8,000円 ※配偶者が無い場合の1人目は10,000円、2人目以降は8,000円	1人につき10,000円
ウ 22歳未満の孫 エ 60歳以上の父母及び祖父母 オ 22歳未満の弟妹 カ 心身に著しい障害がある者	1人につき6,500円 ※配偶者が無い場合の1人目は9,000円、2人目以降は6,500円	1人につき6,500円

※イについては扶養親族である子が16歳以上の場合、1人につき5,000円を加算する。

上記に該当する者であっても、民間その他からその者に係る扶養手当に相当する手当の支給を受けている場合、及びその者の年間所得が130万円以上である場合は、扶養親族とはしない。

<実施した監査手続き>

- i 直近4年間の支出の推移をとり異常な変動が無いかを確認した。
- ii 福岡県内の市（福岡市、北九州市、春日市、大牟田市）と支給金額、支給条件の比較を行い、支給金額の妥当性、支給条件の妥当性を検討した。
- iii 当該手当の必要性について、廃止の必要性も含めて検討した。

<結果>

直近4年間の水道事業会計に計上されている扶養手当の推移は以下のようなものである。

（単位：千円）

	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
扶養手当	7,494	7,185	6,743	6,901

扶養手当の金額に異常はなく、他市と支給金額、支給条件の比較を行ったが問題は無かった。

②地域手当

民間賃金及び物価等を考慮し、当該地域に勤務する職員に対して支給する手当であるが、水道事業会計職員には該当者がいないため支給実績は無い。

ちなみに地域手当については平成29年12月に総務省が公表した「地方公務員給与実態調査結果等」について国基準を上回る支給率の団体が公表されているが、久留米市は該当が無かった。

③初任給調整手当

医療職給料表の適用を受ける職員に適用される手当であり、水道事業会計職員には該当者がいないため支給実績は無い。

④住居手当

自ら居住するため住宅を借り受けている職員、又は単身赴任手当を支給される職員で配偶者が居住するための住宅を借り受けている職員に対して、次のとおり住居手当を支給する。

区分	支給額
月額 12,000 円以下の家賃等を支払っている職員	支給しない
月額 12,000 円を超え、23,000 円以下の家賃等を支払っている職員	家賃等の月額－12,000 円
月額 23,000 円を超え、55,000 円未満の家賃等を支払っている職員	(家賃等の月額－23,000 円) × 1/2 + 11,000 円
月額 55,000 円以上の家賃等を支払っている職員	27,000 円
持ち家	支給しない

<実施した監査手続き>

- i 直近4年間の支出の推移をとり異常な変動が無いかを確認した。
- ii 福岡県内の市（福岡市、北九州市、春日市、大牟田市）と支給金額、支給条件の比較を行い、支給金額の妥当性、支給条件の妥当性を検討した。
- iii 当該手当の必要性について、廃止の必要性も含めて検討した。

<結果>

直近4年間の水道事業会計に計上されている住居手当の推移は以下のようなものである。

(単位：千円)

	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
住居手当	4,733	4,697	3,653	4,361

平成29年3月期に減少した理由は、持家手当の廃止によるものである。平成30年3月期の増加は借家手当対象職員が増加したことによるものである。

他市と支給金額、支給条件の比較を行ったが問題は無かった。

⑤通勤手当

通勤のため、交通機関を利用して運賃等を負担することを常例とする職員、自動車その他の交通用具を使用することを常例とする職員、及びその両方を使用する職員に対して、運賃等相当額又はその通勤距離に応じた額を支給する。

i 交通用具の使用者

交通用具の使用を常例とし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル以上であるときに、次の表に基づき支給する。

ア 自動車・バイク（35 kmまでを抜粋）

通勤距離（片道）	支給額（円）	通勤距離（片道）	支給額（円）
2km 未満	0	19km 未満	12,000
3km 未満	2,200	21km 未満	13,300
5km 未満	3,600	23km 未満	14,500
7km 未満	5,000	25km 未満	15,800
9km 未満	6,500	27km 未満	17,100
11km 未満	7,900	29km 未満	18,300
13km 未満	9,300	31km 未満	19,600
15km 未満	9,500	33km 未満	20,800
17km 未満	10,800	35km 未満	22,100

イ 自転車

通勤距離	支給額（円）
2km 未満	0
5km 未満	2,000
10km 未満	4,100
10km 以上	6,500

ii 交通機関の利用者

交通機関の利用及びその運賃等の負担を常例とし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル以上であるときに、支給単位期間の定期券額又は回数乗車券等による運賃相当額を支給する。

<実施した監査手続き>

- i 直近4年間の支出の推移をとり異常な変動が無いかを確認した。
- ii 福岡県内の市（福岡市、北九州市、春日市、大牟田市）と支給金額、支給条件の比較を行い、支給金額の妥当性、支給条件の妥当性を検討した。
- iii 当該手当の必要性について、廃止の必要性も含めて検討した。

<結果>

直近4年間の水道事業会計に計上されている通勤手当の推移は以下のものである。

(単位：千円)

	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
通勤手当	4,319	4,813	4,466	4,401

※ 消費税抜きの金額で表示している。

通勤手当の金額に異常はなく、他市と支給金額、支給条件の比較を行ったが問題はなかった。

⑥ 単身赴任手当

勤務地の変更に伴って、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居して生活することとなった職員（距離制限（60キロメートル以上））及びこれとの均衡上必要と認められる職員に対し、支給される手当である。水道事業会計職員には該当者がいないため支給実績は無い。

⑦ 特殊勤務手当

水道事業会計職員に支給される特殊勤務手当は「久留米市公営企業職員の特殊勤務手当支給規程」によっている。特殊勤務手当の種類は（保安手当）と（清掃作業手当）の2つのみとなっている。

（保安手当）

職員が保安責任者として水道事業漏水事故等の保安勤務に従事するときに支給する手当であり、従事した勤務1回につき1,000円が支給される。

（清掃作業手当）

浄化センターに勤務する職員が、汚泥もしくはしみの処理又は清掃業務に直接従事したときに支給する手当であり、手当の額は、日額300円が支給される。

<実施した監査手続き>

- i 直近4年間の支出の推移をとり異常な変動が無いかを確認した。
- ii 福岡県内の市（福岡市、北九州市、春日市、大牟田市）と支給金額、支給条件の比較を行い、支給金額の妥当性、支給条件の妥当性を検討した。
- iii 当該手当の必要性について、廃止の必要性も含めて検討した。

<結果>

直近4年間の水道事業会計に計上されている特殊勤務手当の推移は以下のものである。

(単位：千円)

	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
特殊勤務手当	474	484	479	474

特殊勤務手当の金額に異常はなく、他市と支給金額、支給条件の比較を行ったが問題はなかった。

特殊勤務に該当するような業務は外部業者と業務委託契約を結んでおり、一部の必要な保安業務や清掃作業業務が残っているだけであり、特に問題は無い。

⑧時間外勤務手当

正規の勤務時間外（宿直、日直の場合を除く。）に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当で、支給額は次のとおりである。

対象日時		0:00 から 5:00 まで	5:00 から 8:30 まで	8:30 から 17:15 まで	17:15 から 22:00 まで	22:00 から 24:00 まで
平日等	月 60 時間以下	150/100	125/100	—	125/100	150/100
	月 60 時間超	175/100	150/100	—	150/100	175/100
週休日	月 60 時間以下	160/100	135/100	135/100	135/100	160/100
	月 60 時間超	175/100	150/100	150/100	150/100	175/100
祝日・ 年末年始	月 60 時間以下	160/100	135/100	休日勤務手当	135/100	160/100
	月 60 時間超	175/100	150/100	※	150/100	175/100

※の部分の時間帯に勤務した場合は、休日勤務手当の支給対象になる。ただし、やむを得ず休憩時間に命ぜられて勤務した場合は、時間外手当(135/100)の支給対象になる。

<実施した監査手続き>

- i 直近4年間の支出の推移をとり異常な変動が無いかを確認した。
- ii 福岡県内の市（福岡市、北九州市、春日市、大牟田市）と支給金額、支給条件の比較を行い、支給金額の妥当性、支給条件の妥当性を検討した。
- iii 時間外勤務の承認状況について、時間外勤務命令書を通査し、上司の承認漏れが無いかを確かめた。
- iv 平成29年度の時間外集計プルーフリストを通査し、時間外勤務が長い職員について理由と承認の状況を確認した。

<結果>

直近4年間の水道事業会計に計上されている時間外勤務手当の推移は以下のようである。

(単位：千円)

	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
時間外勤務手当	12,362	13,811	17,279	17,607

平成29年3月期の増加は熊本地震対応及び熊本地震被災地への支援活動に係る時間外勤務の増加が原因である。平成30年3月期の増加は老朽施設の点検、修繕等対応に伴う時間外勤務の増加が主な原因である。異常な増減は無かった。

他市と支給金額、支給条件の比較を行ったが問題は無かった。

時間外勤務の承認状況に問題は無かった。

時間外勤務の長い時間の職員が5月、6月の決算期につき100時間をわずかに超える者がいたが経理課の職員が決算資料作成のために一時的に時間外勤務の時間が増加したものであり、特に問題は無かった。労使間で36協定は締結していないが、時間外勤務時間は多くなく、月60時間を超える場合は割増率の引き上げと時間外勤務代休の運用で手厚くされており、特に問題は無いものと判断した。

⑨ 休日勤務手当

休日（代休日が指定された職員にあっては、当該休日に代わる代休日）において、正規の勤務時間中（日直、宿直の場合を除く。）に勤務することを命ぜられた職員に支給する。なお、勤務時間数は、1時間未満の端数については、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

$$\text{勤務1時間当たりの給与額} \times 135/100 \times \text{勤務時間}$$

<実施した監査手続き>

- i 直近4年間の支出の推移をとり異常な変動が無いかを確認した。
- ii 福岡県内の市（福岡市、北九州市、春日市、大牟田市）と支給金額、支給条件の比較を行い、支給金額の妥当性、支給条件の妥当性を検討した。
- iii 休日出勤の承認状況について、時間外勤務命令書を通査し、上司の承認漏れが無いかを確かめた。

<結果>

直近4年間の水道事業会計に計上されている休日勤務手当の推移は以下のようである。

（単位：千円）

	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
休日勤務手当	142	192	679	201

平成29年3月期の増加は熊本地震対応及び熊本地震被災地への支援活動による増加である。他市と支給金額、支給条件の比較を行ったが問題は無かった。

⑩ 管理職手当

管理又は監督の地位にある職員に対して支給する手当で、その額は次のとおりである。

医師以外の職員（平成30年1月1日改正）

区分	支給月額	算定根拠
部長級	93,400円 (93,300円)	行政職給料表8級19号給の21%に相当する額
担当部長級	84,500円 (84,400円)	行政職給料表8級19号給の19%に相当する額
次長級	76,400円 (76,300円)	行政職給料表7級31号給の18%に相当する額
課長級	68,600円 (68,600円)	行政職給料表6級63号給の17%に相当する額

支給月額の（ ）内は、平成30年1月1日改正前の金額である。

<実施した監査手続き>

- i 直近4年間の支出の推移をとり異常な変動が無いかを確認した。
- ii 福岡県内の市（福岡市、北九州市、春日市、大牟田市）と支給金額、支給条件の比較を行い、支給金額の妥当性、支給条件の妥当性を検討した。
- iii 管理職の人数と支給総額の妥当性を検討した。

<結果>

直近4年間の水道事業会計に計上されている管理職手当の推移は以下のようである。

(単位：千円)

	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
管理職手当	5,997	5,985	6,052	6,059

管理職手当の金額に異常はなく、他市と支給金額、支給条件の比較を行ったが問題は無かった。

⑪管理職員特別勤務手当

管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要により週休日等や勤務日の夜間に勤務した場合に支給する手当である。支給実績は平成29年3月が151千円、平成30年3月が40千円と少額なため監査手続きを省略する。

⑫夜間勤務手当

正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する手当で、その額は次のとおりである。なお、勤務時間数は、1時間未満の端数については、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

$$\text{勤務時間1時間当たりの給与額} \times 25/100 \times \text{夜間勤務時間}$$

直近4年間で支給実績は無い。

⑬宿日直手当

宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給する手当で、その額は次のとおりである。

勤務1回につき 4,200円

直近4年間で支給実績は無い。

⑭ 期末手当

期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に、基準日以前6月以内の期間における職員の在職期間の区分に応じて支給する。また、これらの基準日前1月以内に退職した職員についても、同様とする。

(基準日前1月以内)	6月1日・・・	5月1日から	5月31日まで
	12月1日・・・	11月1日から	11月30日まで

<支給額>

(給料月額 + 扶養手当 + 地域手当 + 職務段階別加算額) × 支給割合

「職務段階別加算額」

(給料月額 + 給料月額に係る地域手当) × 加算率

「加算率」

職務段階	主任主事	課長補佐級 副主幹 主査級 相当困難な主任主事	次長級 課長級	部長級
職務の級	3級	4級・5級	6級・7級	8級
加算率	5%	10%	15%	20%

「支給割合」

区分 在職期間	一般職（再任用職員・特定任期付き職員以外）	
	6月1日に 在職する職員	12月1日に 在職する職員
6月	122.5/100	137.5/100
5月以上6月未満	98/100	110/100
3月以上5月未満	73.5/100	82.5/100
3月未満	36.75/100	41.25/100

<実施した監査手続き>

- i 直近4年間の支出の推移をとり異常な変動が無いかを確認した。
- ii 福岡県内の市（福岡市、北九州市、春日市、大牟田市）と支給金額、支給条件の比較を行い、支給金額の妥当性、支給条件の妥当性を検討した。
- iii 賞与引当金計上額の妥当性を検討した。

<結果>

直近4年間の水道事業会計に計上されている期末手当の推移は以下のようである。

(単位：千円)

	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
期末手当	37,725	36,739	35,451	36,481

期末手当の金額に異常はなく、他市と支給金額、支給条件の比較を行ったが問題は無かった。
賞与引当金の算定方法に問題は無かった。

⑮ 勤勉手当

勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に、基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。また、これらの基準日前1月以内（内容は期末手当に同じ。）に退職した職員についても同様とする。

（支給額）

（給料月額 + 給料月額に係る地域手当 + 職務段階別加算額）× 期間率 × 支給率

「職務段階別加算額」

（給料月額 + 給料月額に係る地域手当）× 加算率

「加算率」

職務段階	主任主事	課長補佐級 副主幹 主査級 相当困難な主任主事	次長級 課長級	部長級
職務の級	3級	4級・5級	6級・7級	8級
加算率	5%	10%	15%	20%

「期間率」

勤務期間		期間率
6月		100分の100
5月15日	6月未満	100分の95
5月	5月15日未満	100分の90
4月15日	5月未満	100分の80
4月	4月15日未満	100分の70
3月15日	4月未満	100分の60
3月	3月15日未満	100分の50
2月15日	3月未満	100分の40
2月	2月15日未満	100分の30
1月15日	2月未満	100分の20
1月	1月15日未満	100分の15
15日	1月未満	100分の10
15日未満		100分の5
0		0

「支給率」

前述の人事評価制度に基づき決定した支給率による。

管理職以外の職員（再任用職員を除く）6月期及び12月期

支給率評語	S1	S2	A	B	C
支給率	0.95以下	0.88以下	0.85	0.80	0.75

<実施した監査手続き>

- i 直近4年間の支出の推移をとり異常な変動が無いかを確認した。
- ii 福岡県内の市（福岡市、北九州市、春日市、大牟田市）と支給金額、支給条件の比較を行い、支給金額の妥当性、支給条件の妥当性を検討した。
- iii 当該手当の必要性について、廃止の必要性も含めて検討した。

<結果>

直近4年間の水道事業会計に計上されている勤勉手当の推移は以下のようなものである。

（単位：千円）

	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
勤勉手当	21,751	21,516	23,226	23,634

平成29年3月期増加は支給率の変更に伴うものである。

支給率については各市の人事評価制度によっているが他市と比較して問題は無かった。

(4) 賃金

水道事業会計に計上されている賃金は嘱託職員の賃金と臨時職員の賃金である。

【嘱託職員の基本賃金】（平成30年1月1日改正）

区分	賃金月額	基準内容
I	184,300円 (184,000円)	行政職給料表再任用職員1級を、勤務時間で按分(35/38.75)したものに15,200円を加えた額
II	220,900円 (220,600円)	区分Iに2,300円を加えた額+課長級管理職手当相当額の1/2
III	274,600円 (274,200円)	区分Iに5,800円を加えた額+担当部長級管理職手当相当額

賃金月額の（ ）内は、平成30年1月1日改正前の金額である。

賃金月額は、当該嘱託職員が担当する職務の複雑困難及び責任の度に基づき上記I～IIIに区分される。

※正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合は、正規職員とおなじ基準で割増賃金を支給する。

【臨時職員の基本賃金】（平成29年4月1日改正）

種類	日額
一般事務	6,500 円

※正規の勤務以外に勤務することを命ぜられた場合は、別途定められた割増賃金が支給される。

<実施した監査手続き>

- i 直近4年間の支出の推移をとり異常な変動が無いかを確認した。
- ii 福岡県内の市（福岡市、北九州市、春日市、大牟田市）と支給金額、支給条件の比較を行い、支給金額の妥当性、支給条件の妥当性を検討した。
- iii 当該手当の必要性について、廃止の必要性も含めて検討した。

<結果>

直近4年間の水道事業会計に計上されている賃金の推移は以下のようである。

（単位：千円）

	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
嘱託給	41,113	40,869	23,410	20,866
臨時職員等賃金	5,497	3,608	4,372	3,833

嘱託職員の数はそれぞれ14人、14人、8人、7人と推移しており金額との対応に問題は無い。他市と支給金額、支給条件の比較を行ったが問題は無かった。

(5) 法定福利費

法定福利費は事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料及び労災災害補償等をいう。

水道会計事業の法定福利費に計上されているのは以下のものである。

職員共済組合負担金：職員が加入する共済組合の事業主負担金

地公災共済基金負担金：地方公務員災害補償基金に対する事業主負担金

社会保険料：嘱託・臨時職員等の社会保険料の事業主負担分

雇用保険料：嘱託・臨時職員等の雇用保険料の事業主負担分

である。

<実施した監査手続き>

- i 直近4年間の支出の推移をとり異常な変動が無いかを確認した。

<結果>

直近4年間の水道事業会計に計上されている法定福利費の推移は以下のようである。

(単位：千円)

	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
職員共済組合負担金	76,533	72,135	65,136	70,321
地公災共済基金負担金	928	844	631	562
社会保険料	6,890	6,600	4,736	4,608
雇用保険料	506	485	489	333

職員共済組合負担金の平成28年3月期から平成30年3月期にかけての増減は制度変更による算定方法の変更と負担金率の見直しがあったためである。

社会保険料の平成29年3月期の減少は人数の減少によるものである。

異常な増減は無かった。

(6) 退職手当

水道事業会計では、事業年度末日の職員の自己都合退職による退職手当の支給見込合計額を退職給付引当金に計上している。実際の退職金支払い時には退職給付引当金を取り崩して充当させ、事業年度末日の職員の自己都合退職手当支給見込合計額を計算し、退職給付引当金の残高との差額を退職給付費用に計上している。

久留米市職員退職手当支給条例（以下「条例という。」）の退職金手当の算定式は以下のとおりである。

$$\text{退職手当} = \text{基本額} (\text{退職日給料月額} \times \text{退職事由別} \cdot \text{勤続期間別支給率}) + \text{調整額}$$

「基本額」の退職事由別・勤続期間別支給率は別途表に定められている。退職事由は

- ・自己都合による退職等（条例第2条）
- ・11年以上25年未満勤続後の定年退職等（条例第3条）
- ・整理退職等（条例第4条）・・・定員の減少若しくは整理により退職した者、公務上の傷病又は死亡により退職した者、25年以上の期間勤務して退職した者（定年退職者、高齢特例退職者、通勤による傷病により退職した者、公務外の死亡により退職した者に限る。）

に分けられる。

「調整額」は在職期間の各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分に応じて定める額のうち、その額が多いものから5年分（60月分）を合計した額としている。

地方公務員の退職手当については地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第3項に基づき、国家公務員の制度等に準じることとなっており、総務省では、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に準じて「職員の退職手当に関する条例案」（昭和28年9月10日自治丙行発第49号自治庁行政部長通知）を作成し、各地方共同体に示しているところ

るである。上記の「久留米市職員退職手当支給条例」もこれに従い国家公務員退職手当法に準じたものとなっている。

<実施した監査手続き>

- i 直近4年間の退職給付引当金残高と退職給付費用の推移をとり異常な変動が無いかを確認した。
- ii 平成29年度の退職手当支給見込合計額が正しく計算されているかを検証した。
- iii 平成29年度の退職者の退職金支給額が正しく計算されているかを検証した。
- iv 平成29年度の退職給付引当金及び退職給付費用が正しく計上されているかを検討した。

<結果>

直近4年間の水道事業会計に計上されている退職給付引当金と退職給付費用の推移は以下のようである。

(単位：千円)

	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
退職給付引当金	928,747	833,653	877,744	835,979
退職給付費用	103,600	0	92,082	26,043

平成28年3月期の退職給付費用は0となっているが、職員の異動等により期末の支給見込額が大幅に減少したために、退職給付引当金の取崩しが必要となったため費用は発生しなかったためである。

－平成29年度（平成30年3月期）の退職給付引当金の計算－

$$\begin{array}{rcl}
 \left(\begin{array}{l} \text{平成29年度末} \\ \text{退職給付引当金} \end{array} \right) & - & \left(\begin{array}{l} \text{平成28年度末退職給付引当金} \\ - \text{平成29年度退職金支払額} \end{array} \right) & = & \left(\begin{array}{l} \text{平成29年度} \\ \text{退職給付費用} \end{array} \right) \\
 835,979,357 \text{ 円} & - & 877,744,993 \text{ 円} - 67,808,636 \text{ 円} & = & 26,043,000 \text{ 円} \\
 \uparrow & & \uparrow & & \\
 \text{平成29年度末退職} & & \text{平成28年度末退職} & & \\
 \text{手当支給見込合計額} & & \text{手当支給見込合計額} & &
 \end{array}$$

○平成29年度退職金支払額 67,809 千円について

平成28年度に退職金を支給されたのは、平成29年3月31日付で退職した12名であり、実際の支払いは平成29年度に行われているので支払時に退職給付引当金を取り崩している。12名はいずれも市長部局と企業局を異動して企業局の水道事業に在職したことがある職員である。水道事業の負担する支給額は個人別に全勤続期間のうち水道事業に属した期間の割合で計算されている。12名に支給された退職手当の総額は251,399千円であり、そのうちの67,809千円が水道事業会計の負担分として計算されている。

○平成28年度末及び平成29年度末の退職給付引当金つまり退職手当支給見込合計額である平成28年度末877,744千円、平成29年度末835,979千円の計算について

各年度末の退職手当支給見込額を水道事業に在職する職員の市長部局と企業局に在籍した全勤続期間により自己都合の退職手当支給見込額を退職手当の算定式を使い計算し、在籍者全員分を合計して計算している。平成29年度末の水道事業の在籍者の自己都合退職手当支給見込額は670,525千円と計算されている。しかし、実際は異動があり期末現在は水道事業に在籍しない人でも在籍歴のあった職員分も水道事業在籍期間分は水道事業が負担すべきであるとして、その額を推計することによって計算している。具体的には水道事業職員の平均残存勤務年数を15年と想定し直近15年の在職人数の平均を求め、この平均在職人数を現在在職人数で除して求めた係数を上記の平成29年度末の水道事業在籍者の自己都合退職手当支給見込額に乗じて水道事業在籍者（現在在籍者と過去に在籍歴のある者）の水道事業の負担すべき自己都合退職手当支給見込額を計算している。

平成29年度末の退職給付引当金の計算結果は以下のようになっている。

$$\begin{array}{ccccc}
 670,525 \text{ 千円} & \times & (96 \text{ 人} / 77 \text{ 人}) & = & 835,979 \text{ 千円} \\
 \uparrow & & \uparrow & & \uparrow \\
 \boxed{\begin{array}{c} \text{平成29年度末の水道} \\ \text{事業在籍者の自己都合} \\ \text{退職手当支給見込額} \end{array}} & & \boxed{\begin{array}{c} \text{平成29年度末の水} \\ \text{道事業在籍者77人} \\ \text{直近15年の平均所} \\ \text{属人数96人} \end{array}} & & \boxed{\begin{array}{c} \text{概算で求めた平成29年} \\ \text{度末の水道事業在籍者(現} \\ \text{在在籍者と過去に在籍歴} \\ \text{のある者)の自己都合退職} \\ \text{手当支給見込額} \end{array}} \\
 & & & & \text{(退職給付引当金)}
 \end{array}$$

会計上、退職給付引当金のような負債性引当金の見積もりには合理性が要求されている。将来の支出であるので正確な金額は見積もれないが、ある程度近似した金額が求められる概算方法であることの説明ができる必要がある。本来の厳密な計算を行うのであれば、現在の水道事業会計在職者と過去に水道事業会計に在職した者すべてについて、当該、事業年度末の自己都合退職手当支給見込額を在籍期間で按分して水道事業の負担分を計算し、全員分を合計すべきである。水道事業に過去に在籍した者のデータを集計することは多大な労力を要するために簡便的な方法を用いているということが実情のようである。

《意見3》

退職給付引当金の計算において、現在の水道事業在籍者と過去に水道事業に在籍し、現在は市長部局に異動した者又は企業局の他の部署に異動した者の全勤務期間に対する水道事業に在籍した期間の割合で水道事業が負担すべき事業年度末の自己都合退職手当支給見込額を計算するという考え方は合理的である。しかし、具体的な計算方法について、水道事業在籍者の事業年度末の自己都合退職手当支給見込額を計算し、直近15年の平均所属人数と事業年度末の在籍者の割合で補正して水道事業会計が負担すべき退職給付引当金を計算しているが、この方法の合理性が検証できていな

い。

退職給付引当金のような負債性引当金の金額の見積もりには合理性が要求されるのであり、一度は対象となる全員分の水道事業が負担すべき金額を集計し、現在の方法と大きな乖離が無いことを検証すべきであると考えます。大きな乖離がある場合は、より精緻な計算方法によるか、本来の個人別のデータで水道事業会計が負担すべき自己都合退職手当支給見込額を全員分集計し退職給付引当金を計算する方法の採用を検討すべきである。

3. 営業費用①（旅費～賃借料）

（1）概要

ここからは、営業費用のうち以下の勘定科目について検討していく。

久留米市企業局会計規程によると、営業費用は①原水及び浄水費、②配水及び給水費、③業務費、④総係費、⑤受託工事費、⑥減価償却費、⑦資産減耗費、⑧その他の営業費用の8つの目に区分される。

各目の内容は以下のとおりである。

No	目	内 容
①	原水及び浄水費	水源かん養及び原水の取入れ並びに原水の炉過減菌に係る設備の維持及び作業に要する費用等
②	配水及び給水費	配水池、配水管その他浄水の配水に係る設備及び給水装置に属する量水器その他の設備の維持及び作業に要する費用
③	業務費	料金の調定、集金及び検針その他の業務に要する費用
④	総係費	事業活動の全般に関連する費用
⑤	受託工事費	給水装置の新設又は修繕費の受託工事に要する費用
⑥	減価償却費	則第13条、第15条又は第16条の規定による償却費
⑦	資産減耗費	固定資産除却費及びたな卸減耗費
⑧	その他の営業費用	上記以外の営業費用

この各目の下に節が置かれ、具体的な勘定科目が定められている。ここで検討を行う節に定められた勘定科目は、①原水及び浄水費に区分される旅費、報償費、被服費、備用品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、手数料、使用料、賃借料、②配水及び給水費に区分される旅費、報償費、被服費、備用品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、手数料、使用料、賃借料、③業務費に区分される旅費、報償費、被服費、備用品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、

委託料、賃借料、④総係費に区分される旅費、報償費、被服費、備用品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、手数料、使用料、賃借料である。

各節に定められている勘定科目の内容は以下のとおりである

節	内 容
旅費	旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費
報償費	市内各家庭での水質チェック・モニタリング等に要する支払等
被服費	被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費
備用品費	事務及び工事用消耗品並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具、備品費
燃料費	工事用、自動車用及び採暖用燃料費
光熱水費	電気料金、ガス料金等
印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
広告料	広告、宣伝に要する費用
委託料	水質試験、浄水方法の試験研究等の委託に要する費用
手数料	公金取扱、し尿処理、訴訟手数料等
使用料	高速道路使用料等
賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等

(2) 各費目の3ヵ年推移

単位：円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
営業費用			
原水及び浄水費	1,282,444,112	1,268,163,896	1,366,080,293
旅費	556,167	562,462	532,272
報償費	1,250,002	1,295,834	1,298,612
被服費	38,250	33,000	65,760
備用品費	2,977,967	2,926,627	4,591,804
燃料費	389,480	371,569	322,744
光熱水費	1,530,298	1,347,172	1,715,026
印刷製本費	340,000	340,000	348,000
通信運搬費	1,127,319	1,116,408	1,128,666
委託料	101,233,874	101,727,434	110,268,437
手数料	134,000	467,382	114,404
使用料	26,109	53,168	154,549
賃借料	3,602,612	4,219,080	4,563,555
配水及び給水費	487,949,549	428,668,958	449,146,599
旅費	278,843	601,396	517,994
報償費	37,600	68,000	
被服費	76,500	76,280	119,596
備用品費	956,352	1,318,405	1,260,801
燃料費	1,074,273	1,077,359	1,122,227
印刷製本費	321,260	330,370	329,200
通信運搬費	2,118,908	2,414,292	2,396,524
委託料	49,238,861	37,218,570	39,094,052
手数料	48,612	67,741	4,889
使用料	797,020	802,715	801,787
賃借料	2,500,171	2,904,629	3,144,959
業務費	305,312,802	338,467,486	352,484,237
旅費	191,583	11,651	45,182
報償費		40,744	

被服費	7,650	16,440	5,561
備用品費	711,754	642,198	480,290
燃料費	125,337	91,896	84,430
印刷製本費	3,785,492	3,700,417	4,042,467
通信運搬費	10,327,926	11,053,122	12,229,967
委託料	201,390,522	238,148,213	253,433,724
賃借料	17,027,488	16,755,556	16,684,632
総係費	173,227,121	277,673,307	202,174,601
旅費	1,335,348	2,116,943	1,602,496
報償費	163,985	89,450	213,650
被服費	77,150	17,800	9,720
備用品費	4,055,733	4,527,190	4,625,975
燃料費	154,964	205,583	198,426
光熱水費	5,354,483	4,739,972	5,262,322
印刷製本費	277,228	501,337	241,995
通信運搬費	2,260,621	1,887,980	1,868,320
広告料	1,018,519	1,203,705	1,018,519
委託料	12,898,548	16,423,767	13,328,542
手数料	26,227	35,781	188,135
使用料	1,276,576	926,590	952,016
賃借料	3,812,385	3,787,096	3,723,793

(3) 実施した監査手続き

- ①各費目の3ヵ年推移の内容検討した。
- ②支出データ一覧をレビューし、処理されている各支出の処理科目の適切性を検討した。
- ③支出データ一覧からサンプルを選び、各関連帳票との照合を実施しながら、企業局にて定められている各業務関連規程等に適合しているか、特に契約事務案件については、業者選定方法の適切性、見積価額の妥当性及び契約変更等条件変更時の合理性等の観点から監査を実施した。
- ④必要に応じて現場視察等を実施した。

(4) 結果

①費目毎の各年度間比較において、特に異常な増減は見当たらないが、若干説明を要する費目につき下表に増減理由を付す。

事業費増減理由					
科目	H27	H28	H29	確認事項	増減理由
原水及び浄水費					
備用品費	2,977,967	2,926,627	4,591,804	H29 増加の理由	水質検査に係る備用品購入の増による
委託料	101,233,874	101,727,434	110,268,437	H29 増加の理由	取水場電気計装設備点検委託の実施(隔年) H27⇒H28 にかけては浄水場電気計装設備点検業務委託が増(老朽化により交換部品増加)
手数料	134,000	467,382	114,404	H28 増加、H29 減少の理由	水道 GLP 更新のための手数料(隔年)
賃借料	3,602,612	4,219,080	4,563,555	H28、H29 増加の理由	水質検査機器等更新による賃借料の増
配水及び給水費					
報償費	37,600	68,000	0	H29 が 0 の理由	漏水通報粗品の購入がなかったため(在庫有)
委託料	49,238,861	37,218,570	39,094,052	H27 比で H29 減少の理由	H27 年度は簡易水道地区の上水道への切替業務委託の実施による(委託費 18,820 千円)

業務費					
報償費	0	40,744	0	H27 と H29 が 0 の理由	H28 年度は窓口包括業務委託のフォーマル実施に伴う審査員への報酬の支払があったため
印刷製本費	3,785,492	3,700,417	4,042,467	H29 増加の理由	各種印刷物の在庫状況による発注量調整のため (検針票(ご使用水量等のお知らせ)の発注増)
通信運搬費	10,327,926	11,053,122	12,229,967	H27 から H29 にかけて増加の理由	給水戸数の増加による発送件数の増及び郵便料の値上げ
委託料	201,390,522	238,148,213	253,433,724	H27 から H29 にかけて増加の理由	H27⇒H28 検定満期メータ取替委託料増加(10,000千円)、営業管理システム再構築設計委託の実施(9,680千円)、水道料金等関連業務委託料増加(委託範囲拡大による、16,000千円) H28⇒H29 営業管理システム再構築委託実施(22,554千円増)

総係費					
光熱水費	5,354,483	4,739,972	5,262,322	H28 減少、H29 増加の理由	H27⇒H28 電力入札の実施による電気料金減 H28⇒H29 電気料金、ガス料金の増
委託料	12,898,548	16,423,767	13,328,542	H28 増加の理由	法面補修委託(栗林旧配水場)の実施 宿直室改修に伴う設計、監理業務委託の実施
使用料	1,276,576	926,590	952,016	H28・H29 減少の理由	下水道使用料の減

②支出データ一覧をレビューして、処理されている各支出の処理科目の適切性を検討した結果、処理科目を誤った支出は発見されなかった。

③支出項目のサンプルと、各関連帳票との照合作業

(ア) 手数料 (総係費)

「くるめ銘水放光寺 筑後川のめぐみ」モンドセレクション受賞のための出品手数料の前渡金が 20 万円支出されている。

このモンドセレクションとは、食品、飲料、化粧品、ダイエット、健康を中心とした製品の技術的水準を審査する民間団体であり、ベルギー連邦公共サービスより指導及び監査を受け、モンドセレクションより与えられる認証（この組織では賞と表記している）である。1961 年、独立団体としてベルギーの首都・ブリュッセルに創設された。

(認証)

出品者からモンドセレクション本部に送付された商品（食品、菓子、化粧品、食品分野蒸留酒、リキュール、ビール、その他の飲料、穀類製品等）に対し、専門家や評論家などが審査を行う。審査基準は「味覚」「衛生」「パッケージに記載されている成分などが正しいか」「原材料」「消費者への情報提供」等の各項目の点数を加算し総合得点によって各カテゴリごとに優秀品質最高金賞、優秀品質金賞、優秀品質銀賞、優秀品質銅賞が授与される。

④結果

(意見1)

企業局は、モンドセレクションへの出品、受賞を通じて久留米市の水道水が安全でおいしい水であることをPRし、市民の水道水への関心をより高めてもらうために、広報誌の掲載やイベント等を実施している。モンドセレクションへの出品手数料に係る支出が水道事業において有効に機能しているかどうかについては、市民の水道水への関心が今以上に高くなることが最もその趣旨に合った効果といえるが、現在のところ企業局ではそれを計る指標について設定、測定はなされていない。

その効果を測る指標を設定し、測定、検証することで、かかる支出が企業経営に必要なかどうかを精査しなければならない。



大手食品・飲料水メーカーの受賞広告でおなじみのMONDE SELECTION® (モンドセレクション)
久留米市の「安全」で「おいしい」水道水が、2014年に続き、2回連続で「金賞」受賞！

平成 30 年 6 月 21 日

報道機関各位

安全とおいしさ、ワールド^{カップ}杯級

久留米の水道水がモンドセレクション「金賞」受賞

久留米市の水道水をボトルに詰めた、「くるめ銘水 放光寺 筑後川のめぐみ」が、2018 年モンドセレクション「金賞」を受賞しました。

2014 年の初応募・初受賞に続き、今回の受賞で、2 回目の「金賞」受賞となり、久留米市の水道水の「安全」・「おいしさ」について、あらためて、国際的な高い評価を得ることができました。

- ◆ 受賞品名 くるめ銘水 放光寺 筑後川のめぐみ
- ◆ 受賞タイトル 2018 年モンドセレクション 優秀品質「金賞」
- ◆ 認定証受領日 平成 30 年 6 月 12 日

〔ボトル水の概要〕

アルミ缶製（490ml）。災害備蓄を主目的として製造しており、保存期限は 3 年。久留米市の「安全でおいしい水」の広報・PRにも活用しています（100円/本）。

また、購入希望者には、市内 5 か所で販売中。

※販売店：久留米市庁舎 2 階売店「アザレア」、地場産くるめ（本店・JR久留米駅店）、道の駅くるめ、世界のつばき館



市イメージキャラクター

くるっほ

久留米市（久留米市企業局）

〒839-8520 久留米市合川町 2190-3

(2) 「くるめ銘水放光寺 筑後川のめぐみ」(以後「筑後川のめぐみ」)について

①概要

上記(ア)で記述した「筑後川のめぐみ」は委託先(株式会社ジェイエイフーズおおいた)の生産能力の関係から年間1,350ケース(32,400本)を生産しており、本来の目的である災害備蓄用として年間500ケース(12,000本)確保して、その残りをイベント等のPR用、販売用として取り扱っている。

②実施した監査手続き

関連資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った。

③結果

(意見2) 在庫管理表(下表参照)と無料出庫分の問題点

「筑後川のめぐみ」について在庫の管理が正確に実施されているという心証を得ることができなかった。

まず、有料分と無料分を分けて記入していくが、出庫数の記載単位が本数ではなくケース単位となっている。これは、有料分が箱売りに限定していることによるものであろうと考える。因みに、平成29年度の出荷実績は有料分が172ケースで、無料分が788ケースと記載されている。無料分はイベント時の来場者への配布用、浄水場見学者への配布用として使用しており、本来は1本ごとの管理が必要な出庫と考えられるが、実際の運用は浄水場見学者への配布について在庫管理表の備考欄に本数を記載することにより情報を補完している。

このような記載が容認されているのは、本数による現物管理を実施していないからである。一旦開封したケースは在庫管理表上、消費したと看做され現物管理の範囲外となる。浄水場の備蓄倉庫、見学者用ルームも視察したが、開封されたケースの中に存在する分とディスプレイ用として置いてある分は在庫管理の対象となっていなかった。

(意見2への改善策)

在庫管理表における入出庫データの記録を実態に合わせ、原則本数単位にて日々管理するなどその運用を変更する方が望ましい。また在庫の保管場所の一覧表を作成し、定期的に実地棚卸(在庫確認)を行い管理表と実数の照合作業を実施していくことにより適切な在庫管理が可能になると考えられる。



(指摘1) 有料出庫数の管理について

有料出庫については、出庫先が久留米市役所売店アザレア（以下、アザレア）か公益財団法人地域地場産業振興センター（以下、地場産くるめ）の売店の何れか二つに大別される。まず、アザレアへの出庫については、先方よりファックスにて企業局に発注書が届き、その後納品する。企業局は1ヶ月分の納品を集計してアザレアに対し請求書を発行する。そのため納品時点で企業局にとっての売上が計上されるので、納品後の在庫管理の必要がないものとして運用を行っていたが、今回の監査の結果、平成29年7月19日発注分の5ケースについて、請求漏れが発生していたことが判明した。

(指摘1への改善策)

請求漏れが発生していたケースについては、アザレアへの在庫管理表の出庫データと請求額または、売上金回収額との照合等を行うことにより改善すると考えられる。照合のタイミングは随時がベストであるが、ある一定期間の合計額または数量で実施しても同様の効果はあるため、費用対効果を考慮し検討すべきである。

また、今回の計上漏れについては、平成30年度の水道事業決算において過年度損益として計上されるとのことである。

(指摘2)

地場産くるめへの出庫については、先方よりファックスにて企業局に発注書が届いたらその内容を企業局の営業管理課内で起案して、承認決裁を受けた後、その内容を浄水管理センターへ連絡する。その後浄水管理センターから地場産くる

めの市内5ヶ所へそれぞれ納品する。その後、販売された本数について実績（「支払明細書」）が届くので、それに基づいて売上を計上している。

この取引は実質的に委託販売であるため、地場産くるめの各販売所にある「筑後川のめぐみ」は、あくまで企業局の在庫として管理すべきものであるが、現状は全く管理ができていない。

（指摘2への改善策）

地場産くるめに販売委託している「筑後川のめぐみ」を企業局の在庫として管理していくために、売上清算書など委託商品の販売状況を定期的にモニタリングする書類を整備する手続きを検討すべきと考える。

くろめ銘水放光寺「筑後川のめぐみ」在庫管理票(29年度)

※備蓄は500ケース

平成29年度 No.1

29年度種数	区分	有料 無料		出庫数	出庫名	備 考	月間有料	月間無料
		くるっば	1,873					
				有料出庫の場合は受取人の氏名も記入		文書分類 N1 0 03 06 01 有料は箱売りのみ 無料は本数まで記入すること		
4/6	8			2	総務			
4/7	9			3	地場産(インター店3)			
4/14	6			105	つつじマーチ			
4/19	8			3	総務			
4/21	9			20	地場産(インター店20)			
4/21	6			4	観光コンベンション(田主丸)	5/21耳納連山の山開きイベントにてPR		
4/28	9			5	地場産(JR久留米5)			
5/2	6			84	みどりの祭典	下水道整備課		
5/9	1			9	施設見学(南小)	202本(ケース余り14本)		
5/13	6			90	久留米市ユースエースカップ国際テニス2017			
5/18	9			3	地場産(インター店3)			
5/19	6			4	体育協会(久留米走ろう会)			
5/22	1			2	施設見学(小森野小)	49本(ケース余り13本)		
5/23	8			2	総務			
5/26	1			1	施設見学(大橋小)	16本(ケース余り21本)		
5/26	1			0	施設見学(竹野小)	17本(ケース余り4本)		
5/29	1			1	施設見学(山本小)	27本(ケース余り1本)		
5/29	1			7	施設見学(西園分小)	150本(ケース余り19本)		
5/30	1			0	施設見学(草野小)	18本(ケース余り1本)		
5/30	1			1	施設見学(船越小)	20本(ケース余り5本)		
6/1	2			98	街頭キャンペーン	JR久留米21市役所21西鉄久留米21日田35		
6/4	2			90	ふれあいフェア			
6/9	1			5	施設見学(高良内小)	108本(ケース余り17本)		
6/9	9			7	地場産(インター店7)			
6/16	1			4	施設見学(山川小)	93本(ケース余り20本)		
6/16	1			0	施設見学(栗刈小)	19本(ケース余り1本)		
6/19	1			3	施設見学(長門石小)	64本(ケース余り9本)		
6/22	1			5	施設見学(合川小)	119本(ケース余り10本)		
6/22	1			1	施設見学(金島小)	20本(ケース余り14本)		
6/23	9			36	地場産(インター店36)			
6/23	1			2	施設見学(善導寺小)	69本(ケース余り22本)		
6/23	1			2	施設見学(安武小)	56本(ケース余り3本)		
6/26	1			2	施設見学(大城小)	40本(ケース余り11本)		
6/26	1			4	施設見学(南薫小)	91本(ケース余り16本)		
6/30	1			3	施設見学(篠山小)	78本(ケース余り10本)		
7/3	9			6	地場産久留米			
7/3	1			2	施設見学(田主丸小)	65本(ケース余り7本)		
7/3	1			2	施設見学(御井小)	59本(ケース余り4本)		
7/10	1			1	施設見学(川合小)	20本(ケース余り0本)		
7/10	5			20	総務	災害応援者用		
7/13	1			2	施設見学(合川枝光老人クラブ)	32本(ケース余り16本)		
7/14	9			11	地場産久留米			
7/19	6			105	学童軟式野球大会			
7/19	5			3	営業管理課			
7/20	5			4	下水道整備課			
7/28	9			5	地場産久留米 JR久留米店			
7/28	9			5	市役所売店			
7/28	5			5	営業管理課			
8/10	9			8	地場産久留米本店			
8/10	2			11	筑後川上流域水質保全啓発活動			
8/10	5			1	議員配布用	水質試験室にて冷却中		
8/18	9			5	榊ハイマート久留米	くろめサブカルまつり(ニコニコ町会議)にて販売 8/20 久留米シティプラザ		
8/23	8			4	総務			
8/25	9			3	地場産久留米本店			
9/5	1			6	施設見学(金丸小)	132本(ケース余り12本)		
9/8	1			1	施設見学(うきは小)	34本(ケース余り2本)		
9/14	2			7	城島ふるさとまつり			
9/21	6			6	下水道フェア(9/22開催)			
9/22	5			3	協働推進(朝倉ボランティア)			
9/22	9			5	地場産久留米JR店			
10/4	6			2	営業管理課	東京事務所 イベント用		
10/13	9			10	地場産久留米本店			
11/2	6			13	ふるさと三瀬まつり			
11/2	5			2	久留米市防災訓練用			
11/10	9			25	地場産久留米			
11/17	6			15	田主丸町耳納の市			
11/18	6			25	楳林ボランティア			
12/6	8			3	総務			
12/8	9			4	地場産久留米			
12/22	9			6	地場産久留米			
2/14	8			3	総務			
2/23	8			2	総務			
3/5	6			6	観光国際課	つばきカップ		
3/23	9			5	地場産久留米			

小 計	172	788						
H29年度発注	960	ケース(24本/箱)						
H29年度発注	2,271	ケース(24本/箱)						
※危険管理	1,771	第1回目作製、サンプル(+3ケース持ち帰り) 納品(H29年度1回目)	3	ケース	※サンプルのため在庫対象外(検査用3ケース/ロット)	10月26日		
500を引いたもの		第2回目作製、サンプル(+3ケース持ち帰り) 納品(H29年度2回目)	713	ケース		11月29日		
		作製合計	1	ケース	※サンプルのため在庫対象外(検査用3ケース/ロット)	12月20日		
			645	ケース		1月30日		
			1,362					

- 1 施設見学用
- 2 水質啓発事業
- 3 水道普及事業
- 4 市・部PR用
- 5 防災・救援
- 6 イベント(18-25歳専用)
- 7
- 8 その他
- 9 販売用

④備蓄倉庫内の保管状況

備蓄倉庫内は下記写真のごとく比較的良好に整理整頓がなされていた。また在庫は手前から奥へ向かって平成29年度1回目入庫、平成29年度2回目、平成30年度1回目と入庫年月日の古い順に3つの大きな単位で置かれている。

通常1パレットは1段が10ケースの6段が基本型である。



(結果)

(ア) 平成29年度1回目入庫分

10パレット8段6ケース ⇒ 686ケース

(イ) 平成29年度2回目入庫分

10パレット4段4ケース ⇒ 644ケース

(ウ) 平成30年度1回目入庫分

14パレット3段1ケース ⇒ 871ケース

(エ) 見学者用ルームの納戸 ⇒ 3ケース

以上(ア)～(エ)を合計すると2,204ケースとなり平成31年1月現在、在庫管理表の残数と一致した。(※次ページ在庫管理表30年度を参考)

※備蓄は500ケース 平成30年度 No.1

- 1 施設見字用
- 2 水質啓発事業
- 3 水道普及事業
- 4 市・部PR用
- 5 防災・救援
- 6 イベント・展示（既出）
- 7
- 8 その他
- 9 販売用

29年度残数	区分	有料 無料		在庫数	在庫名	文書分類 N1 0 03 06 01 有料は箱売りのみ 無料は本数まで記入すること	月間有料	月間無料
		くるっぱ	2271					
出庫年月日	出庫数	出庫数	出庫数	出庫数	出庫数			
4/13	9	6		6	地場産久留米本店			
4/16	1		1	1	施設見字(草野小)			
4/17	2		4	4	浄水管理センター見学専用			
4/20	6	125		125	つつじマーチ			
4/20	6	84		84	みどりの祭典			
4/20	9	5		5	地場産久留米JR			
5/11	6	80		80	久留米市ユニースセンター防災訓練女子テニス大会2018			
5/11	9	4		4	地場産久留米本店			
5/11	9	5		5	アザレア			
5/21	1		8	8	施設見字(南小)	8ケース(残り2本)		
5/21	1		1	1	施設見字(ふなごし小)	1ケース(残り2本)		
5/22	1		1	1	施設見字(竹野小)	1ケース(残り2本)		
5/25	1		4	4	施設見字(長門石小)	4ケース(残り20本)		
5/25	9	6		6	地場産久留米本店			
5/28	1		8	8	施設見字(西園分小)	8ケース(残り12本)		
5/28	1		1	1	施設見字(山本小)	1ケース(残り9本)		
5/31	2		3	3	浄水管理センター見学専用			
6/3	2		80	80	ふれあいフェア			
6/1	2		95	95	街頭キャンペーン	JR久留米21,市役所21,西鉄久留米21,日田32		
6/6	2		3	3	大谷川清掃			
6/11	1		5	5	施設見字(金丸小)	5ケース(残り10本)		
6/12	1		1	1	施設見字(水鏡小)	1ケース(残り9本)		
6/13	1		2	2	施設見字(西幸田小)	2ケース(残り7本)		
6/14	1		5	5	施設見字(北野小)	5ケース(残り22本)		
6/15	1		0	0	施設見字(しばかり小)	0ケース(残り9本)		
6/21	2		4	4	浄水管理センター見学専用			
6/20	1		1	1	久留米大学文学部	1ケース(残り22本)		
6/21	1		3	3	施設見字(鳥飼小)	3ケース(残り13本)		
6/21	1		1	1	施設見字(かねしま小)	1ケース(残り15本)		
6/22	1		5	5	施設見字(合川小)	5ケース(残り23本)		
6/22	1		2	2	施設見字(善達寺小)	2ケース(残り9本)		
6/22	9	5		5	地場産久留米JR			
6/22	9	4		4	地場産久留米本店			
6/25	1		2	2	施設見字(附尾小)	2ケース(残り18本)		
6/26	1		2	2	施設見字(みい小)	2ケース(残り8本)		
6/28	8				総務			
6/28	2		3	3	浄水管理センター見学専用			
7/2	1		2	2	施設見字(附尾小)	2ケース(残り17本)		
7/6	1		2	2	施設見字(田主丸小)	2ケース(残り9本)		
7/9	1		4	4	施設見字(南薫小)	4ケース(残り23本)		
7/10	1		0	0	施設見字(川倉小)	0ケース(残り3本)		
7/11	5		10	10	総務(災害用)			
7/12	1		1	1	施設見字(小森野小)	1ケース(残り2本)		
7/13	1		1	1	施設見字(小森野小)	1ケース(残り2本)		
7/13	6		10	10	道の駅配布用			
7/13	2		1	1	缶水タワー作成用			
7/13	5		5	5	環境館(災害用)			
7/17	6		105	105	学童軟式野球大会			
7/18	4		2	2	資源循環推進課			
7/19	1		1	1	技術会議			
7/20	9	3		3	地場産久留米本店	営業管理課配課		
7/20	8		3	3	下水道整備課			
7/21	6		10	10	道の駅ぐるめぐイベント			
7/21	6		9	9	道の駅ぐるめぐイベント			
7/27	9	5		5	地場産久留米JR久留米店			
7/27	9	5		5	地場産久留米六ツ門店			
7/27	9	6		6	地場産久留米本店			
8/8	2		3	3	浄水管理センター見学専用			
8/23	2		1	1	出前講座(鳥飼校区)			
8/21	8		5	5	総務			
9/28	8		42	42	久留米広域消防本部			
9/31	2		40	40	久留米フェスティバルin天神			
8/31	9	7		7	地場産久留米本店			
9/11	9	6		6	地場産久留米本店			
9/11	9	4		4	地場産久留米六ツ門店			
9/11	1		1	1	施設見字(小塚小, 妹川小)	1ケース(残り16本)		
9/12	1		1	1	施設見字(山原小)	1ケース(残り20本)		
9/14	9	20		20	地場産久留米本店	酒フェスタ		
9/14	9	50		50	地場産久留米六ツ門店	酒フェスタ		
9/14	9	7		7	営業管理課			
9/28	9	2		2	アザレア			
10/12	9	(10)		10	地場産久留米本店	酒フェスタ中止, 10ケース返品(営業管理課), 10ケース納品		
10/12	9	(50)		50	地場産久留米六ツ門店	酒フェスタ中止, 返品(営業管理課)		
10/12	9	13		13	ふるさと三瀬祭り	(営業管理課)		
10/12	9	13		13	田まら耳餅の市	(営業管理課)		
10/24	9	2		2	アザレア			
10/30	6		15	15	植林ボランティア			
11/1	2		3	3	浄水管理センター見学専用			
11/2	1		3	3	施設見字(うきは市立みゆき小)	3ケース(残り14本)		
11/12	1		2	2	施設見字(柳井校区失敬西環線車庫組合)	2ケース(残り22本)		
11/22	9	2		2	アザレア			

小計	87	851	
※30年度標準 H30年度残数	838	2,204	
※危険管理 500を引いたもの	1,704		

第1回目作製、サンプル(+3ケース持ち帰り) 3 ケース ※サンプルのための在庫対象外(検査用3ケース/ロット)

納品(H30年度1回目) 871 ケース

第2回目作製、サンプル(+3ケース持ち帰り) 3 ケース ※サンプルのための在庫対象外(検査用3ケース/ロット)

納品(H30年度2回目) 874 ケース

4. 営業費用②（各目の修繕費～租税課金）

（1）概要

ここからは、営業費用のうち以下の勘定科目について検討していく。

久留米市企業局会計規程によると、営業費用は①原水及び浄水費、②配水及び給水費、③業務費、④総係費、⑤受託工事費、⑥減価償却費、⑦資産減耗費、⑧その他の営業費用の8つの目に区分される。

各目の内容は以下のとおりである。

No	目	内 容
①	原水及び浄水費	水源かん養及び原水の取入れ並びに原水の炉過減菌に係る設備の維持及び作業に要する費用等
②	配水及び給水費	配水池、配水管その他浄水の配水に係る設備及び給水装置に属する量水器その他の設備の維持及び作業に要する費用
③	業務費	料金の調定、集金及び検針その他の業務に要する費用
④	総係費	事業活動の全般に関連する費用
⑤	受託工事費	給水装置の新設又は修繕費の受託工事に要する費用
⑥	減価償却費	則第13条、第15条又は第16条の規定による償却費
⑦	資産減耗費	固定資産除却費及びたな卸減耗費
⑧	その他の営業費用	上記以外の営業費用

この各目の下に節が置かれ、具体的な勘定科目が定められている。ここで検討を行う節に定められた勘定科目は、①原水及び浄水費に区分される修繕費、動力費、薬品費、研修費、負担金、受水費、保険料、租税課金、②配水及び給水費に区分される修繕費、動力費、薬品費、材料費、研修費、保険料、租税課金、③業務費に区分される修繕費、研修費、保険料、④総係費に区分される修繕費、研修費、食糧費、負担金、交際費、保険料である。

各節に定められている勘定科目の内容は以下のとおりである。

節	内 容
修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
薬品費	原水の沈でん及び浄水の滅菌に要する薬品費
研修費	職員の研修に要する費用
負担金	分水負担金、庁舎維持負担金等
受水費	他団体から給水を受ける原水及び浄水の受水に要する費用
保険料	事業用資産に対する損害保険料
租税課金	自動車税、軽自動車税等の租税
材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
交際費	交際費については、久留米市企業局会計規程に科目区分の説明の記載なし

(2) 各勘定科目の推移

各勘定科目の過去5か年の推移は以下のとおりである。

①原水及び浄水費（単位：千円）

節	H 25年度	H 26年度	H 27年度	H 28年度	H 29年度
修繕費	63,045	68,257	64,376	74,912	130,103
動力費	109,125	120,063	118,592	107,100	118,060
薬品費	50,247	48,445	47,989	41,918	51,171
研修費	243	181	179	192	190
負担金	9,085	17,951	15,966	7,977	10,347
受水費	794,651	789,464	820,089	824,008	825,623
保険料	554	521	521	467	543
租税課金	31	6	27	28	28

「修繕費」に関しては、前期以前は約 63,000 千円から 74,000 千円の間を推移していたが、平成 29 年度は 130,103 千円と大きく増加している。これは、1 系ろ過池ろ材更新修繕に 71,508 千円かかったことが原因である。

「動力費」は、主として電気事業者に対する電力料の支払いであり、過去 5 年間をみると、約 107,000 千円から 120,000 千円で推移している。

「薬品費」は、粉末活性炭や高塩基度 PAC の購入費用等であり、約 41,000 千円から 51,000 千円で推移している。

「研修費」は、浄水場等設備技術実務研修会などの参加費用であり例年約 200 千円が計上されている。

「負担金」は、平成 29 年度が 10,347 千円であるが、平成 26 年度が 17,951 千円、平成 27 年度が 15,966 千円と多額になっている。この原因は、平成 26 年度は藤山系送水施設負担金が 15,956 千円発生したことによる。多額となったのはポンプ用電動機点検、荒木浄水場ろ過池洗浄施設電気機械設備更新工事、施設改良実施設計等にかかる負担金の支払いが重なったためである。

また、平成 27 年度に関しても、藤山系送水施設負担金が 13,856 千円発生したことが原因である。この年度に多額になったのは、3 年ごとに実施される自家発電設備点検にかかる負担金の支払いを行ったためである。

「受水費」は、毎年約 800,000 千円が過去 5 年間計上され続けている。これは他団体（福岡県南広域水道企業団）から浄水を購入するための費用である。平成 29 年度の受水費 825,623 千円という金額は、平成 29 年度の原水及び浄水費の決算額 1,366,080 千円の約 60%を占めている。よって、この支出の水道事業会計に与える影響は極めて大きく、特に注意が必要となる。

「保険料」は、建物に対する損害保険料や自動車保険料であり、年間約 500 千円が計上されている。

「租税課金」は、車検時の租税の支払いである。

②配水及び給水費（単位：千円）

節	H 25年度	H 26年度	H 27年度	H 28年度	H 29年度
修繕費	167,391	212,753	216,661	195,656	207,677
動力費	13,981	15,000	14,172	14,143	15,749
薬品費	367	1,052	849	852	329
材料費	0	1,502	547	526	494
研修費	138	62	89	71	128
保険料	542	616	491	447	549
租税課金	98	128	74	86	77

「修繕費」は、平成 29 年度の主なものは、鉛製給水管修繕であり、その他の修繕と合計すると毎年約 200,000 千円が計上されている。

「動力費」は、主として電気事業者に対する電力料の支払いである。例年約 15,000 千円前後で推移している。

「薬品費」は、次亜塩素酸ナトリウムの購入費等である。

「材料費」は、平成 29 年度が 494 千円であるのに対し、平成 26 年度は 1,502 千円と約 3 倍計上されている。これは、管の口径が大きい管材の購入に 800 千円計上されたためである。

「研修費」は、水道技術研修の参加料等が計上されている。

「保険料」は、建物の損害保険料や自動車保険料であり、毎年約 500 千円発生している。

「租税課金」は、車検時の租税の支払いである。

③業務費（単位：千円）

節	H 25年度	H 26年度	H 27年度	H 28年度	H 29年度
修繕費	19	103	203	277	38
研修費	0	0	35	0	38
保険料	32	58	32	21	39

「修繕費」は、平成 28 年度に 277 千円が計上されている。これは、公用車事故に伴うバンパー他の修繕費が 175 千円計上された事による。

「研修費」は、平成 29 年度の内容は、日立研修会の参加費 38 千円である。

「保険料」は、自動車保険の保険料支払いである。

④総係費（単位：千円）

節	H 25年度	H 26年度	H 27年度	H 28年度	H 29年度
修繕費	20,696	25,375	3,546	7,326	2,737
研修費	450	390	374	201	193
食糧費	84	38	77	31	21
負担金	1,103	1,189	1,063	1,008	1,058
交際費	37	22	30	30	40
保険料	878	871	1,010	1,009	1,074

「修繕費」は、平成 25 年度及び平成 26 年度において多額の支出がみられる。これは、平成 25 年度は合川庁舎耐震改修 5,267 千円、合川庁舎 3 階レイアウト変更 7,659 千円、合川庁舎トイレ改修 3,500 千円が発生したためである。また平成 26 年度は合川庁舎外壁修繕 25,041 千円が計上された事が原因である。

「研修費」は、主として日本水道協会の研修会参加費である。

「食糧費」は、平成 29 年度については、大谷川清掃交流会に関するものである。

「負担金」は、日本水道協会や水道技術研究センター、水道技術研究会に関するもので、毎年約 1,000 千円の支出がある。

「交際費」は、毎年 30 千円から 40 千円の支出となっている。

「保険料」は、主として水道賠償保険の保険料支払いである。

(3) 基本的な契約事務の流れ

契約の相手方は、①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約、④せり売りの 4 つの方法により決定される（地方自治法第 234 条）。このうち久留米市企業局では、①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約により契約を締結している。ここでは、これらの契約事務の基本的流れを見ていく。

①一般競争入札

入札方法は、原則として一般競争入札による。一般競争入札の契約事務の流れは以下のとおりである。

1. 実施伺書の作成 → 2. 予定価格調書の作成 → 3. 公告 → 4. 入札資格確認申請 → 5. 入札資格確認通知 → 6. 一般競争入札伺の作成 →
7. 入札保証金の納付又は免除 → 8. 入札 → 9. 落札候補者の決定（事後審査型の場合） → 10. 落札決定 → 11. 契約伺の作成 → 12. 契約締結 →
13. 検査 → 14. 支払

②指名競争入札

指名競争入札は、政令で定める場合に該当するときに限り、これを行うことができる。政令で定める場合に該当するときとは、以下のとおりである（地方自治法施行令第167条）。

1. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
2. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
3. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

指名競争入札は、一般競争入札に比して不適格な業者も排除できるという長所を有するが、指名される者が固定化するおそれがあるという短所も併せ持っている。

この指名競争入札の契約事務の流れは以下のとおりである。

1. 実施伺書の作成 → 2. 予定価格調書の作成 → 3. 指名業者の選定 → 4. 指名業者選定委員会の開催 → 5. 指名競争入札伺書の作成 → 6. 指名の通知 → 7. 入札保証金の納付又は免除 → 8. 入札・落札決定 → 9. 契約伺書の作成 → 10. 契約締結 → 11. 検査 → 12. 支払

③随意契約

随意契約も、政令で定める場合に該当するときに限り、これを行うことができる。政令で定める場合に該当するときとは、以下のとおりである（地方自治法施行令第167条の2第1項）。

1. 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第3上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
2. 不動産の買入れ又は借入れ、普通公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
3. 省略
4. 省略
5. 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
6. 競争入札に付することが不利と認められるとき。
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
8. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

9. 落札者が契約を締結しないとき。

ここで久留米市企業局は、上記の地方自治法施行令第167条の2第1項の各号について、久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領に基づいて解釈し、業務を運用している。

これによると、第1号の金額は、別表第5に規定しており、予定価格が久留米市契約事務規則第20条の2で定めた額以下である場合としている。

久留米市契約事務規則第20条の2に定めた額は以下のとおりである。

1. 工事又は製造の請負	130万円
2. 財産の買入れ	80万円
3. 物件の借入れ	40万円
4. 財産の売払い	30万円
5. 物件の貸付け	30万円
6. 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

また、第2号の契約の性質又は目的が競争入札に適さないものをする場合の解釈指針も、久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領の別表第5に以下のように記載している。

- ア. 契約の目的物が契約上特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊な技術を必要とするとき。
- イ. 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。
- ウ. 競争に付すると、必要となる物件を得ることができないとき。

その他、第3号以下の解釈も久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領を順守することになっている。

この随意契約の契約事務の流れは以下のとおりである。

- 1. 起工伺書の作成 → 2. 随意契約伺書の作成 → 3. 見積予定価格調書の作成 → 4. 見積参加通知 → 5. 見積書合わせ → 6. 契約伺書の作成 → 7. 契約締結 → 8. 見積書結果公表 → 9. 検査 → 10. 支払

随意契約では、契約者が特定のものに集中する等のおそれがあるため、その運用には注意が必要である。

(4) 実施した監査の概要

- ①水道事業の概要を確認するため、資料の閲覧及び担当者からのヒアリングを行った。
- ②営業費用のうち、監査対象となる勘定科目の元帳の閲覧を行った。

- ③元帳から取引をランダムに抽出し、伺書、契約書等との突合を行った。
- ④指名競争入札及び随意契約の一部について、ウォークスルーを行った。
- ⑤契約が特定の業者に偏っていないか確認するため、契約ごとの業者リストを閲覧した。

(5) 結果

監査を実施した範囲において、契約事務に不適切なところはなかった。①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約に関し、実施伺書や起工伺書をもとに契約が締結されており、書類の保存も適切であった。但し、以下の点については、今後の改善点として意見を述べることとする。

(意見1)

随意契約につき、金額が少額である場合は基準が明確であるが、例えば特殊な技術を必要とするとき等は、一般の久留米市民など外部の人間からは、その必要性の基準が明確には判別しにくい。現在は実施伺書、起工伺書に随意契約となる具体的な理由の記載はされているが、より詳細な理由の記載が可能かと考える。

(意見1への改善策)

金額は大きいですが、特殊な技術を必要とするため随意契約を締結する場合、実施伺書や起工伺書を作成する担当職員は、その必要性を熟知していると思われる。しかしながら、随意契約ができる場合は限られていることから、その理由をより詳細に記載し、かつ、職員間で共有することでよりよい業務の執行が確保できると考える。

(6) 受水費について

①概要

企業局は、太郎原取水場で自ら取水した水を浄水場に送るだけでなく、福岡県南広域水道企業団から水の供給を受けている。これに対する支払額が「受水費」として計上されることになる。過去5年間の受水費の推移は次のようになっている。

(単位：千円、税抜)

節	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受水費	794,651	789,464	820,089	824,008	825,623

ここから分かるように、毎年約800,000千円の受水費が発生している。久留米市における受水の経緯の概要は以下のとおりである。

水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）においては、国土交通大臣が、産業の発展や都市人口の増加に伴い広域的な用水対策を実施する必要のある水系を「水資源開発水系」として指定し、その水資源開発水系においては、「水資源開発基本計画（通称：フルプラン）」を決定することとしている。

ここで、筑後川は、全国において水開発水系として指定されている7つの水系の一つであり、昭和41年2月「筑後川水系における水資源開発基本計画」が閣議決定されたことにより、江川ダム、寺内ダム等により福岡、佐賀両県の都市地域への新たな水道用水の開発が行われるようになった。

これにより、新たな水道用水は広域的開発によって取得する必要が生じたところである。よって久留米市は昭和40年代からの都市開発等に伴う使用水量の増加と既設能力での将来的な水不足が懸念されたため、水源の確保を福岡県南広域水道企業団（当時は久留米広域水道企業団）に求め、昭和52年から受水を開始している。基本水量は平成15年度までは35,800 m³/日を確認していた。

その後、城島町及び三潴町との合併により、平成16年度からは基本水量を46,000 m³/日に増加した。これは、城島町及び三潴町は平成17年2月の合併前においてそれぞれの町で水道事業を行っており、いずれも福岡県南広域水道企業団からの受水によって水道事業を行っていたことによる（城島町5,300 m³/日、三潴町4,900 m³/日）。

②福岡県南広域水道企業団の概要

(構成団体) 8市3町1企業団

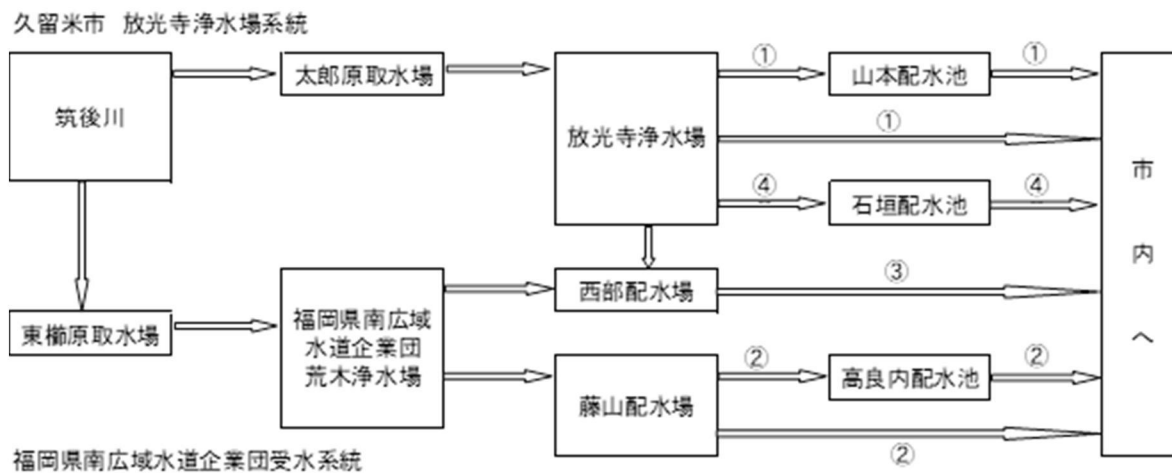
久留米市、大川市、筑後市、柳川市、大牟田市、八女市、朝倉市、みやま市、大木町、広川町、筑前町、三井水道企業団

(主要施設所在地)

- ・企業団事務局 久留米市荒木町白口55
- ・荒木浄水場 同上

・藤山系送水ポンプ場	同上
・高田中継ポンプ場	みやま市高田町原 1081-6
・東櫛原取水場	久留米市東櫛原町 455
・藤山調整池	久留米市藤山町 115-6
・八女水源地	八女市山内隅の園 852-1
(議会)	
・議員の構成	各構成団体の議会の議長 (12 団体で 12 名)
・議員の任期	各構成団体の議会の議長としての任期
・招集回数	定例会 年 2 回
(運営協議会)	
・委員の構成	各構成団体の長 (12 団体で 12 名)
・委員の任期	各構成団体の長としての任期
・招集回数	随時
・目的	企業団の運営の基本的事項について審議し、企業団の公正かつ合理的な運営を図る。
(運営協議会の審議事項)	
・事業計画及び財政計画に関すること	
・料金の改定に関すること	
・予算原案の作成及び決算に関すること	
・規約の改廃に関すること	
・条例及び規則の制定、改廃に関すること	
・その他重要な事項に関すること	
(幹事会)	
・幹事の構成	各構成団体の水道担当課長 (12 団体で 12 名)
・開催回数	随時
・目的	議会、運営協議会の協議内容を事前に調整する
(職員数：平成 30 年 5 月現在)	
・管理職	6 名
・事務職	6 名
・技術職	16 名
・合計	28 名

③配水系統の概要
(配水系統図)



本市の配水系統は、概ね以下の4系統となっている。

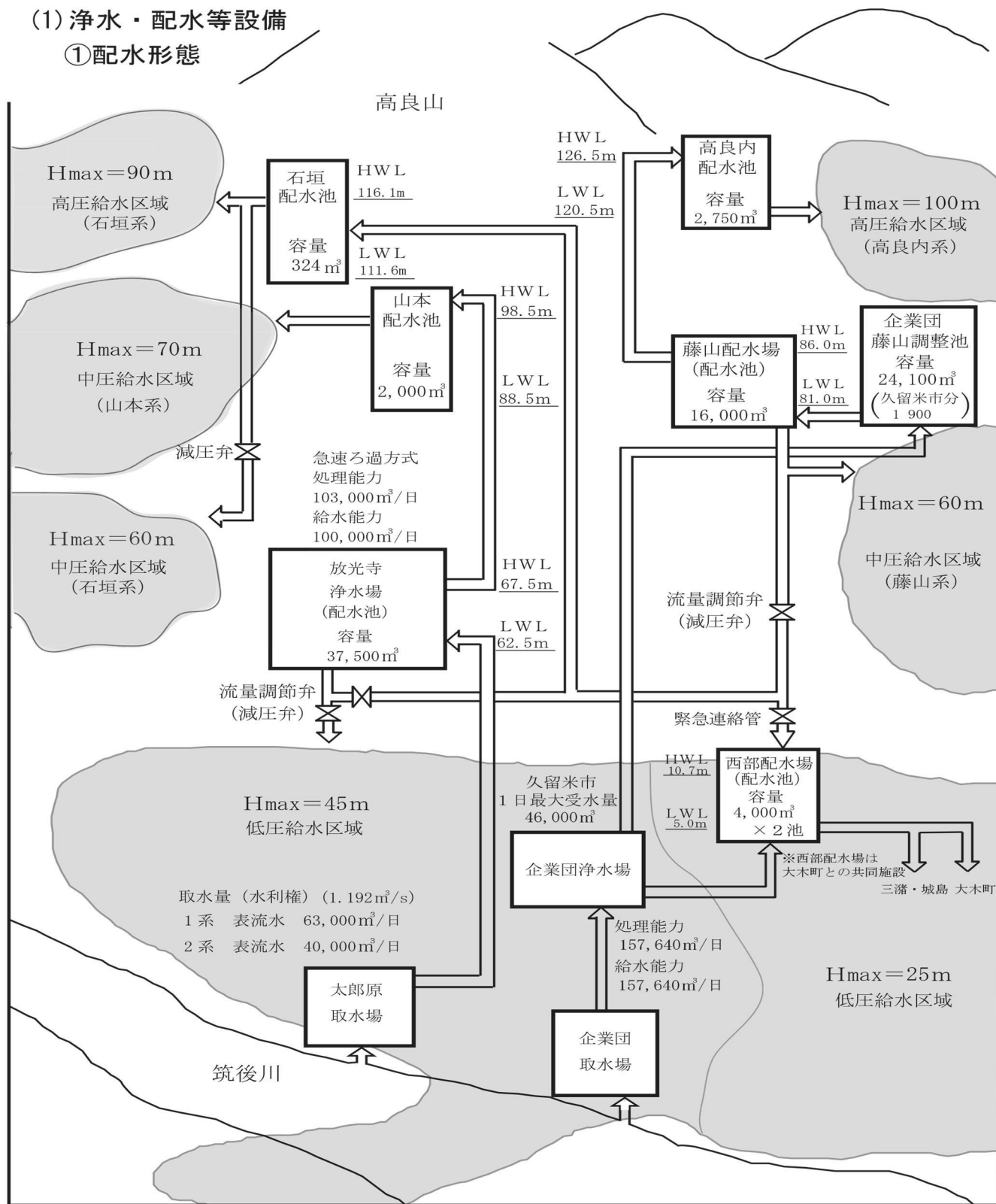
- ・①放光寺浄水場系統 (久留米・田主丸地区中圧・低圧給水区域)
- ・②藤山配水系統 (久留米地区中圧・高圧給水区域)
- ・③西部配水系統 (三潁・城島地区)
- ・④石垣配水系統 (田主丸地区中圧・高圧給水区域)

(資料 1)

2 施設概要

(1) 浄水・配水等設備

① 配水形態



④配水系統の考察

配水系統図及び資料1からも分かるとおり、久留米市が所有する太郎原取水場で取水された水は、放光寺浄水場に送られ浄水処理を行う。浄水された水は放光寺浄水場から山本配水池及び石垣配水池に送られ、その後市内へと配水される。また放光寺浄水場から直接市内に配水されるルートも存在する。

一方、福岡県南広域水道企業団が所有する東櫛原取水場で取水された水は、荒木浄水場に送られ浄水処理を行う。浄水された水は荒木浄水場からは西部配水場と藤山配水場に水が送られ、西部配水場からはそのまま市内に配水されている。藤山配水場からは、直接市内に配水されるルートと高良内配水池を経由して市内に配水されるルートとがある。

西部配水場には福岡県南広域水道企業団の荒木浄水場からだけでなく、久留米市所有の放光寺浄水場からも緊急連絡管を使用して配水が可能となっており、放光寺浄水場から配水していないのは、藤山配水場となる。

⑤受水費の計算方法

平成24年度以前は、受水費を次のように計算していた。

$$\text{受水費} = \text{年間責任水量} \times \text{単価}$$

平成25年度からは、受水費の計算方法は以下のように変更された。

$$\text{受水費} = \text{基本料金} + \text{従量料金}$$

$$\text{※基本料金} = \text{年間責任水量} \times \text{基本単価} \quad (\text{平成29年度は66円})$$

$$\text{※従量料金} = \text{年間受水量} \times \text{従量単価} \quad (\text{平成29年度は9円})$$

また、年間責任水量は、1日あたりの受水の最大量（最大能力）を示す基本水量（平成29年度は46,000 m³/日）の75%に、1年間の日数（平成29年度は365日）を乗じて計算する。

(資料2) 受水の推移表 (金額は税込み)

年度	基本水量 m ³	基準水量 m ³	責任水量率 %	1日責任水量 m ³	年間責任水量 m ³	年間受水量 m ³	受水率 %	総配水量対比 %	単価 円	受水費 千円	
平成13年度	35,800	26,800	80.0	21,440	7,825,600	7,825,600	100.0	29.6	74.00	579,094	
平成14年度	35,800	26,800	80.0	21,440	7,825,600	7,825,600	100.0	28.9	74.00	579,094	
平成15年度	35,800	26,800	80.0	21,440	7,847,040	7,847,040	100.0	29.7	74.00	580,681	
平成16年度	46,000	34,738	80.0	27,790	8,174,850	8,174,850	100.0	30.6	74.00	604,939	
平成17年度	46,000	34,738	80.0	27,790	10,143,350	10,143,350	100.0	34.4	74.00	750,608	
平成18年度	46,000	34,738	80.0	27,790	10,143,350	10,143,350	100.0	34.3	74.00	750,608	
平成19年度	46,000	34,738	80.0	27,790	10,171,140	10,171,140	100.0	34.3	74.00	752,664	
平成20年度	46,000	34,738	80.0	27,790	10,143,350	10,143,350	100.0	35.1	74.00	750,608	
平成21年度	46,000	34,738	80.0	27,790	10,143,350	10,143,350	100.0	34.1	74.00	750,608	
平成22年度	46,000	34,738	80.0	27,790	10,143,350	10,143,350	100.0	34.1	74.00	750,608	
平成23年度	46,000	34,738	80.0	27,790	10,171,140	10,171,140	100.0	34.2	74.00	752,664	
平成24年度	46,000	34,738	80.0	27,790	10,143,350	10,143,350	100.0	35.4	74.00	750,608	
平成25年度	46,000	-	75.0	34,500	12,592,500	6,780,468	53.85	24.4	(基本)	65.00	818,513
									(従量)	9.00	61,024
									(合計)	74.00	879,537
平成26年度	46,000	-	75.0	34,500	12,592,500	6,684,545	53.08	23.5	(基本)	66.00	831,105
									(従量)	9.00	60,161
									(合計)	75.00	891,266
平成27年度	46,000	-	75.0	34,500	12,627,000	6,012,676	47.62	20.8	(基本)	66.00	833,382
									(従量)	9.00	54,114
									(合計)	75.00	885,426
平成28年度	46,000	-	75.0	34,500	12,592,500	6,504,906	51.66	22.7	(基本)	66.00	831,105
									(従量)	9.00	58,544
									(合計)	75.00	889,649
平成29年度	46,000	-	75.0	34,500	12,592,500	6,701,385	53.22	23.7	(基本)	66.00	831,105
									(従量)	9.00	60,312
									(合計)	75.00	891,417

* 平成17年2月5日三瀨町・城島町合併により基本水量変更。(三瀨4,900m³・城島5,300m³)

* 平成17年度、福岡県南広域水道企業団に1,024,191m³の応援給水を行う。(2,700m³/日、2月1日より30日間は4,000m³/日)

* 平成18年度、福岡県南広域水道企業団に1,493,978m³の応援給水を行う。(4,200m³/日)

* 平成19年度、福岡県南広域水道企業団に1,703,538m³の応援給水を行う。(7月～8月は7,000m³/日、その他は4,200m³/日)

* 平成20年度、福岡県南広域水道企業団に1,506,721m³の応援給水を行う。(4,200m³/日)

* 平成21年度、福岡県南広域水道企業団に2,186,745m³の応援給水を行う。(8月9日までは4,200m³/日、8月10日より7,000m³/日)

* 平成22年度、福岡県南広域水道企業団に2,004,281m³の応援給水を行う。(6月30日までは7,000m³/日、7月1日より5,000m³/日)

* 平成23年度、福岡県南広域水道企業団に1,477,935m³の応援給水を行う。(4月20日～4月27日及び10月1日～3月31日は5,000m³/日、
4月28日～6月20日までは7,000m³/日)

* 注 平成25年度より、大山ダム完成に伴い基準水量が廃止された。また、料金体系が変更され、責任水量率は75%となり、責任水量にかかる基本単価65円と受水量にかかる従量単価9円の二部料金制となった。

* 注 平成26年度より、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、基本単価が65円から66円に改定された。

* 平成27年度、1月の受水費は記録的寒波に伴い、2,070,000円の減免となる。

【受水費の計算方法】

(平成24年度以前)

受水費＝年間責任水量×単価

(平成25年度以降)

受水費＝基本料金＋従量料金

基本料金＝年間責任水量×基本単価

従量料金＝年間受水量×従量単価

⑥受水の推移表の考察

前ページの（資料2）を見ると、平成29年度の基本水量は46,000 m³/日であり、これに75%を乗じた34,500 m³/日が1日責任水量である。この34,500 m³に年間の日数365を乗じた12,592,500 m³が年間責任水量である。よって、平成29年度の基本料金は12,592,500 m³×66円＝831,105千円（税込み金額）となる。

また、平成29年度の年間受水量は6,701,385 m³であるから、従量料金の計算は、6,701,385 m³×9円＝60,312千円（税込み金額）となる。

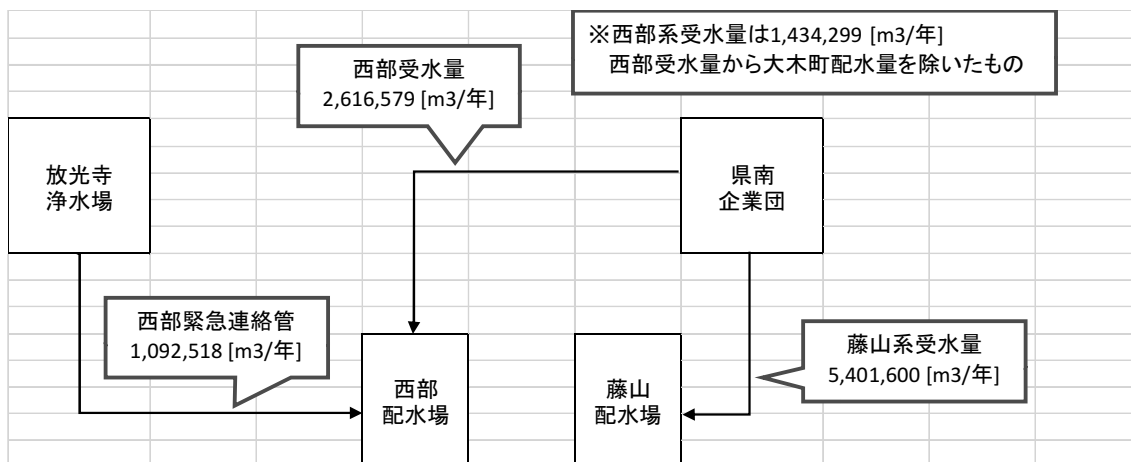
よって、平成29年度の受水費は、基本料金831,105千円＋従量料金60,312千円＝891,417千円（税込み金額）である。ここから分かる事は、受水費の大部分は基本料金で占められており（平成29年度は約93%）、従量料金の占める割合は僅かであることである。

ここで、基本料金の計算は、年間責任水量の基になる「基本水量」を基として計算する。久留米市の基本水量は平成16年度から46,000 m³/日である。これは、年間16,790,000 m³の受水能力となる。一方、実際の年間受水量は、平成29年度は6,701,385 m³となっており、これは、年間受水能力の約40%である。仮に、基本水量を平成29年度の年間受水量まで低減できるとすれば、受水費の削減が理論上は可能となる。

⑦福岡県南広域水道企業団からの年間受水量の削減の検討

福岡県南広域水道企業団が所有する荒木浄水場からは、西部配水場と藤山配水場に水が送られている。ここで、上述したとおり西部配水場については福岡県南広域水道企業団からの受水を基本とするものの、久留米市所有の放光寺浄水場からも緊急連絡管を使用して配水することが可能であり、仮に福岡県南広域水道企業団からの受水を藤山配水場に関するものに限定することができれば、年間受水量を削減することが理論上は可能となる。また、年間受水量が減少するため、従量料金も削減されることになる。

(資料3) 平成29年度配水量



※ (資料2) の年間受水量 6,701,385 m³ と (資料3) の西部系受水量 1,434,299 m³ + 藤山系受水量 5,401,600 m³ = 6,835,899 m³ との差額は、主に、3 施設 (藤山配水場、高良内配水池、西部配水場) の自家消費水量 (水質計器のサンプル水など) である。

⑧ 従量料金の検討

まず、福岡県南広域水道企業団からの従量料金の重量単価は 8.33 円/m³ である。
(税込み金額だと 9 円/m³)

一方、久留米市が所有する放光寺浄水場で発生する変動費は、薬品費と動力費がある。平成29年度実績では薬品費が 4.57 円/m³、動力費が 2.37 円/m³ であり、その合計は 6.94 円/m³ となる。

よって、福岡県南広域水道企業団から受水するより、放光寺浄水場から送水したほうが、1 m³あたりの単価が 1.39 円安くなることが分かる。

但し、受水費の大部分は、基本料金であるから、基本水量の見直しの方が費用削減には影響が大きいと思われる。

⑨ 実施した監査手続

- (ア) 福岡県南広域水道企業団の概要を知るため、事業年報の閲覧や担当者からのヒアリングを実施した。
- (イ) 配水系統について資料の確認を行った。
- (ウ) 受水費の計算方法を確認し、決算書と一致しているか計算突合を行った。
- (エ) 福岡県南広域水道企業団から送られてくる各月の水道料金計算書の通査を実施した。
- (オ) 福岡県南広域水道企業団からの平成29年度の受水量につき、藤山配水場と西部配水場のそれぞれの受水量を担当者に確認した。

(カ) その他関係資料を読み込み、受水費の削減方法につき検討を行った。

⑩結果

(意見2)

受水費について、その受水率の低さから、配水形態の見直し等を図ることにより、その削減が可能か否か検証を行ってきたが、確かに受水率のみに着目すれば、年間で大部分もの受水費の削減が可能のように思える（(6) ⑥、⑦参照）。しかし基本料金の大部分は、福岡県南広域水道企業団が西部配水場や藤山配水場へ浄水等を送水する設備に係る減価償却費や維持管理費等を積み上げたものであり、受水率の低さのみをもってその削減を図ることは難しいといわざるを得ない。

ただし、繰り返し述べてきたことであるが、受水費の水道事業会計に与える影響は非常に大きいことから、受水費の大部分を占める基本料金について、少なくともその金額の妥当性について検証を要すべきではないか。具体的には、福岡県南広域水道企業団と基本料金の内訳について情報共有を図り、久留米市が負担すべきではない費用が含まれていないか、作業効率化により削減可能な費用はないか等、受水の費用として適切か否か検証する仕組みを構築すべきである。また、福岡県南広域水道企業団を構成する自治体はお互いに協力関係にあることから、基本料金の構成要素及び計算過程が各自自治体間で共有・検証されることで、企業団運営を効率化するための議論にステップアップする可能性もあり、十分にその検証の価値はある。

平成29年度久留米市水道事業会計の収益的収支及び資本的収支の概要は以下のとおり。

【収益的収支】

(単位：千円 税抜き)

項目		年度	平成28年度 A	平成29年度 B	差引 B-A	対前年比 B/A	備考	
収 入	営業 収益	料 金 収 入	4,295,881	4,321,014	25,133	100.6%		
		その他営業収入	49,765	52,531	2,766	105.6%	給水装置手数料、下水道会計からの負担金等	
	営業 外 収益	受 取 利 息	2,570	1,685	△ 885	65.6%		
		長期前受金戻入	216,033	228,437	12,404	105.7%	減価償却費見合い補助金等の収益化	
		雑 収 益	21,984	16,680	△ 5,304	75.9%		
	特 別 利 益	固定資産売却益	1,970	1,714	△ 256	87.0%	固定資産の売却額と帳簿価格の差額	
		過年度損益修正益	587	609	22	103.7%	過年度決算の修正額	
		その他特別利益	985	552	△ 433	56.0%		
	収 入 合 計			4,589,775	4,623,222	33,447	100.7%	
	支 出	営 業 費 用	原水及び浄水費	1,268,164	1,366,080	97,916	107.7%	水道水を作るための費用（修繕、維持管理等で施設建設、改良除く）
配水及び給水費			428,669	449,147	20,478	104.8%	水道水を需要者へ送るための費用（修繕、維持管理等で施設建設、改良除く）	
業 務 費			338,467	352,484	14,017	104.1%	検針、利用料の賦課徴収等に要する費用	
総 係 費			277,673	202,175	△ 75,498	72.8%	事業全般に係る費用（庁舎管理等を含む）	
減 価 償 却 費			1,335,888	1,364,280	28,392	102.1%	主に建物や構築物、機械設備の減価償却費	
営 業 外 費 用		資 産 減 耗 費	23,419	37,162	13,743	158.7%	廃棄・撤去した建物、構築物、機械設備の帳簿価格、撤去に係る工事費用	
		支払利息	127,344	116,352	△ 10,992	91.4%	企業債利息	
特 別 損 失		雑支出	586	0	△ 586	皆減		
		固定資産売却損	394	86	△ 308	21.8%	固定資産の売却額と帳簿価格の差額	
		過年度損益修正損	10,184	1,958	△ 8,226	19.2%	過年度決算の修正額（主なもの：過年度分水道料金の調定減額）	
支 出 合 計			3,810,971	3,889,724	78,753	102.1%		
営業利益			673,366	602,217	△ 71,149	89.4%	本業の損益を反映したもの	
経常利益			786,023	732,667	△ 53,356	93.2%	経常的な営業活動の損益	
純利益			778,804	733,498	△ 45,306	94.2%		

【資本的収支】

(単位：千円 税込)

項目		年度	平成28年度 A	平成29年度 B	差引 B - A	対前年比 B/A	備考
資 本 的 収 入	収 入	企 業 債	900,000	900,000	0	100.0%	建設改良に伴う企業債の借入れ
		補 助 金	119,966	0	△ 119,966	0.0%	国庫補助金
		負 担 金	110,350	107,037	△ 3,313	97.0%	他工事に伴う移設負担金、消火栓設置負担金等
		加 入 金	140,730	152,075	11,345	108.1%	平成29年度 申込件数 2,440件
		固定資産売却代金	1,282	2,143	861	167.2%	0
計			1,272,328	1,161,255	△ 111,073	91.3%	
資 本 的 支 出	支 出	支 設 改 良 費	2,339,957	1,703,186	△ 636,771	72.8%	配水管布設費 1,298,276千円 機械装置 101,497千円 機械備品 76,878千円
		企 業 債 償 還 金	578,235	641,795	63,560	111.0%	建設改良事業の財源として借り入れた企業債の償還
		補 助 金 返 還 金	6,004	8,887	2,883	148.0%	
		他会計長期貸付金	0	500,000	500,000	皆増	下水道事業会計への長期貸付金
		計		2,924,196	2,853,868	△ 70,328	97.6%
収 支 差 引			△ 1,651,868	△ 1,692,613	△ 40,745	102.5%	

5. 有形固定資産①

(1) 概要

①はじめに

有形固定資産（構築物、建設仮勘定の増加（請負契約）に係るもの）の適切性（当該契約・工事の合理性・相当性）や経済性・効率性等を判断するためには、各契約・工事がどのような事業計画に基づき実施されているか、当該事業契約に合理性・相当性があるかを確認する必要があることから、まず、有形固定資産を取得する基礎となる事業計画の有無、その概要を述べたうえで、有形固定資産取得行為（請負契約・工事）の概要を述べる。

②配水本管耐震化事業

(ア) 北部配水本管更新事業

i) 概要

北部配水本管は、昭和2年に布設され約90年が経過した基幹管路であり、老朽化が進んでいることから、耐震性能を有するダクタイル鋳鉄管への更新を行うことで、水質の向上及び安定した水道水の供給を図る事業である。

ii) 事業期間

平成24年度～平成32年度

iii) 規模

配水本管更新：L=3.95Km、事業費：1,960,000千円

iv) 検討課題

- ・事業コストの縮減。
- ・既設配水本管の廃止方法（撤去・充填）の検討。

v) 課題解決のための方向性

・県が予定している舗装修繕（打替え）等との整合性を図り、工事予定箇所や発注時期の調整を行いコスト縮減を図る。

・道路管理者（国・県・市）との協議を実施し、コスト面、交通面、環境面を考慮しながら最適な撤去方法を決定する。

(イ) 中部配水本管更新事業

i) 概要

中部配水本管は、御井町・野中町から諏訪中学校を經由し原古賀町・梅満町（江南中学校入口交差点）までの管路で、昭和43年から44年に布設され、約50年が経過して

いる。耐震性がなく、管内面においても防触がされていないため、錆こぶによる通水能力の低下や赤水が発生しやすい状況であることから、北部配水本管の更新事業完了後、引き続き主要基幹管路である中部配水本管の更新を行う事業である。

ii) 事業期間

平成 30 年度：基本計画策定業務

平成 31 年度：実施設計業務（高良山入口交差点～諏訪中南西交差点：L= 3 km）

平成 32 年度：実施設計業務（諏訪中南西交差点～江南中入口交差点：L= 2 Km）

平成 33 年～平成 43 年度：工事実施期間

iii) 規模

配水本管更新：L=約 5 km、事業費：4,505,000 千円

iv) 検討課題

- ・事業コストの縮減。
- ・更新経路の選定（道路種別・更新延長の短縮）。
- ・管網解析によるダウンサイジングの検討。
- ・道路管理者の事業計画との整合を図る。

v) 課題解決のための方向性

更新経路の選定において、他埋設物や道路幅員を考慮した施工性、充水・洗管作業、既設配水管接続を考慮した効率性等を確認したうえで、管網解析を行い管径の適正化を検討しコスト縮減を図る。

③建設改良事業

(ア) 都市整備関連事業

i) 概要

都市計画道路や区画整理などの都市整備事業に伴い、配水管の整備（布設）・移設・改良を行う事業である。

ii) 事業区域

合川町・津福今町線、京町西田線

県道・藤山国分一丁田線

iii) 規模

- ・合川町・津福今町線、京町西田線

→配水管整備：L=55m、事業費：5,400 千円

・ 県道・藤山国分一丁目線

→配水管整備：L=1,070m、事業費 94,840 千円

(イ) 配水管布設移設事業

i) 概要

下水道、河川、道路等の他工事に起因して配水管の整備（布設）・移設・改良を行う事業である。

ii) 事業区域

下水道・河川・道路等の他工事箇所

iii) 規模

配水管移設等：L=10,071m、事業費：545,780 千円

(ウ) 申込みによる配水管布設事業

i) 概要

住宅建設等の需要家からの申込みにより配水管の整備（布設）・統合・改良を行う事業である。

ii) 事業区域

配水管未整備路線等。

iii) 規模

配水管布設：L=1,700m、事業費 59,900 千円

(エ) 検討課題

都市整備関連及び下水道・道路等の他工事関連においては本体工事との工程調整が必要。

④配水本管ループ化事業

(ア) 概要

小森野・宮ノ陣地区の給水圧力の安定化及び危機管理対策として、北北本管から小森野地区への配水本管をループ化（新神代橋ループ化、国道3号バイパスループ化、小森野・北野ループ化）し管網整備を図る事業である。

(イ) 事業期間

i) 新神代橋ループ化事業

平成 25 年度～平成 29 年度

ii) 国道 3 号バイパスループ化事業
平成 22 年度～平成 31 年度

iii) 小森野・北野ループ化事業
平成 32 年度～平成 46 年度

(ウ) 規模 (総事業費 : 1,865,100 千円)

i) 新神代橋ループ化事業
配水本管整備 L=2.14 km 事業費 400,500 千円

ii) 国道 3 号バイパスループ化事業
配水本管整備 L=1.80 km 事業費 403,600 千円

iii) 小森野・北野ループ化事業
配水本管整備 L=5.95 km 事業費 1,061,000 千円

(エ) 検討課題

- ・国・県の事業進捗にあわせた工事発注時期の調整(道路用地買収などの進捗が不透明)。
- ・小森野～北野までの配水本管経路の経済性、効率性等を考慮したルート選定。
- ・国・県の事業進捗や動向を注視し、宮ノ陣地区への整備事業を進め給水の安定化を図る。
- ・国が進める広域化の動向も踏まえた給水方式の検討を行う必要がある。

⑤配水管(ビニル管)更新事業

(ア) 概要

ビニル製配水管は、経済性や施工性に優れていることから、昭和 42 年から平成 9 年まで上水道管として使用してきたが、配水管の漏水件数のうち、約 7 割がビニル製配水管の破損によるものとなっている。このため、漏水による道路陥没事故や給水障害発生の予防等、危機管理対策上、配水管口径の大きいビニル管(Φ75mm～Φ150mm)の計画的な更新・耐震化を図る事業である。

(イ) 期間

平成 26 年度～平成 50 年度

(ウ) 規模

配水管更新L = 196 km 事業費 10,371,800 千円

(エ) 検討課題

毎年度、予算作成時に道路・下水道などの事業計画や工事予定箇所の情報収集を行い、優先順位の見直し修正を行う（二度堀防止・コスト縮減を図る）。

⑥配給水施設維持管理対策事業

(ア) 概要

市民からのさまざまな苦情、問い合わせなどに迅速に対応すると共に、他工事パトロール、情報パトロール、維持修理、漏水防止調査により、給水施設の老朽化や道路交通事情等の諸要因によって発生する漏水事故の早期発見・対応を図り二次災害事故の防止及び給水区域内に埋設されている配給水管、弁栓室類、水管橋などの維持管理に努める事業である。

⑦鉛製給水管改良事業

(ア) 概要

鉛製給水管は、さびが発生しにくく加工が容易であるため昭和 63 年まで給水管及びメーター廻りに使用していたが、鉛の水質基準が強化されたことからポリエチレン管に更新を行う事業である。

(イ) 事業期間

平成 14 年度～平成 35 年度

(ウ) 規模

公道部：11,700 箇所

メーター廻り：38,600 箇所

⑧田主丸整備事業（民生用）

(ア) 概要

旧田主丸町では、合併以前より一部の地域では溪流水を水源とした簡易水道があり、その他の地域では生活用水や事業用水に地下水を利用する上水道の未普及地域となっていた。そうした中で、簡易水道地域については、施設の脆弱性などの問題から上水道への切替が急務となっていた。

その後、合併により市が田主丸町の政策課題を引き継ぎ、上水道整備に取り組むこととなり、「安全・安心な給水の確保」「災害対策の充実」「利用者のサービスの向上」の事業目的のもと上水道整備を進めているところである。

(イ) 事業期間

平成 24 年度～平成 45 年度

(ウ) 規模

配水管整備：L = 154.4 km、事業費：8,650,000 千円

(エ) 整備・使用率（平成 30 年 4 月 1 日現在）

地域名	計画戸数	整備済区域		申込み戸数	
		対象戸数	整備率	調定戸数	使用率（注）
田主丸町全域	6,918 戸	2,360 戸	34.1%	657 戸	27.8% (9.5%)
民生用 地域	6,361 戸	1,803 戸	28.3%	325 戸	18.0% (5.1%)
簡易水 道地域	557 戸	557 戸	100%	332 戸	59.6%

(注) 使用率は、調定戸数を整備済み対象戸数で除したもの。なお（下段）は、調定戸数を計画戸数で除したものを参考として記載。

(オ) 検討課題

・田主丸地区については、合併以前より長い間地下水を利用されている。また、上水道がすでに普及している市内の他の地域と違い、整備開始から 5 年程度しか経過しておらず整備率も地区全域で 34.1%（民生用地域では 28.3%）と低い状況であることから、水道の使用に関する慣習が根付いていない。それに加えて、当該地区の地下水は、水量も豊富で水質についても問題がないことから、上水道へ切替えた場合に、水道料金が発生することや塩素臭などが要因となり、使用率が低く使用水量も少ない。これまでに、地元説明会や個別訪問を行い上水道のメリットを説明し、給水管工事費や加入金などの負担軽減措置を設け普及促進を図ってきたが、上水道の必要性について住民の理解が得られにくい状況にある。（H30.4.1 現在 使用率：27.8%（9.5%））

・水質を安全に保つため、使用水量が少ない配水管内の捨水が必要となっている。また、捨水箇所の水質確認のため、月 1 回の残塩測定業務が新たに生じており多くの時間を要している。

(カ) 検討課題解決のための方向性

・上水道の整備については、これまでの下水道工事と合わせた整備から、地域の意向や要望を確認しながら、基幹管路を既に整備した街中中心部の普及や、危機管理を考慮した基幹管路の整備など計画の見直しを図り、今後の水需要を精査し効率的な投資のもと収益の確保が図れるよう取り組んでいく。

・捨水及び水質管理については、路線ごとに配水管の使用水量を精査し、捨水水量の調整や準備管のみの路線の捨水を廃止するなど、配水管内の適正な水質保全を図り効率的な水質管理業務を行う。

⑨平成 29 年度取得有形資産（工事数・規模等）概要

(ア) 契約・工事数

115 契約（建設仮勘定分除く）。

うち、請負代金 1,000 万円以上のものは 35 契約。

(イ) 総事業費

942,234,882 円。

(2) 実施した監査手続

事業計画書、支出負担行為に係る手続書類一式（個別契約書含む）、工事成績評定表作成基準等の精査及び担当者へのヒアリングを実施し、各契約・工事の合理性・相当性、契約事務の適法性、契約履行上の適法性を判断するとともに、個別契約書のリーガルチェックを実施した。

なお、115 契約すべてにつき上記精査及び判断を実施することは監査期間等に照らし物理的に不可能であったため、請負代金が 1000 万円以上の 35 契約を中心に上記精査及び判断を実施した。

(3) 結果

(意見 1) 事業計画の検証について

(ア) 意見の趣旨

個別の各契約・工事は、事業計画に沿ったものと認められ、これに反する特段の事情は見受けられなかった。

したがって、各契約・工事の合理性・相当性は、その基礎となる事業契約の合理性・相当性に依拠するところ、配水本管耐震化事業、建設改良事業、配水本管ループ化事業、配水管（ビニル管）更新事業、配給水施設維持管理対策事業及び鉛製給水管改良事業については、その事業目的、計画、規模に照らし、合理性・相当性を否定する特段の事情は見受けられなかった。

もっとも、田主丸整備事業については、その事業計画を検証すべき事情が見受けられ

る。

具体的には、まず、「安全・安心な給水の確保」を事業目的の一つとするが、一方で、田主丸地区の地下水は、現時点では水量も豊富で水質についても問題がないという事情が認められる点である。このことが、「上水道の必要性について住民理解が得られにくい」ことに直結していると思われ、当該地区において、上水道を整備しなければ、本当に「安全・安心な給水の確保ができないのか、という点について疑問が生じる。

当該地区の民生用地域についてみると、整備率は28.3%、使用率は18.0%（5.1%）であり、このような使用率の低さも、このことを裏付けている

次に、「利用者のサービスの向上」を事業目的の一つとするが、上記の事情とも関連すると思われるが、上水道を整備することが本当に当該地区の住民のサービスの向上につながるのか、という点について疑問が生じる。このことは、使用率に如実に表れている。具体的には、整備された地域（整備済み戸数：1,803戸）において、実際に使用申込みがなされているのは、わずか325戸にすぎない。すなわち、上水道が整備され上水道が使用できるにもかかわらず、使用している世帯はわずかに18%であり、80%以上の世帯が、上水道が使用できる環境にありながら使用していない、ということである。これは、上水道が整備されたとしても、その利用をせずとも特段不便を感じていない（上水道を利用することの利便性を感じていない）ということを示唆する事情である。

したがって、現状において、総事業費86億円以上を投じて当該事業をそのまま維持することについては一定の検討を要するものと考えられる。

（イ）改善の方向性

地方公営企業の経営にあたっては公共性と経済性の両立を図る中で、その本来の目的である住民の福祉の向上の達成が求められる。しかし、上記（ア）のとおり、田主丸整備事業に関しては、その事業目的である、「安全・安心な給水確保」、「利用者のサービスの向上」が、はたして上水道を整備することによって達成すべきものであるのか、疑問を生じる状況となっている。

したがって、まずは、本当に、上水道を整備しなければ「安全・安心な給水確保」、「利用者のサービスの向上」が達成できないのか、客観的資料をもって説得的に説明しうるのか、今一度検討・検証する必要がある。

そのうえで、やはり、上水道を整備しなければ当該地域の「安全・安心な給水確保」、「利用者のサービスの向上」が達成できないというのであれば、住民への説明方法が不足しているということであるから、説明方法について見直すべきである。

仮に、検討・検証の結果、「安全・安心な給水確保」、「利用者のサービスの向上」に上水道の整備が不可欠でないと見込まれるのであれば、それを上回る「災害対策の充実」の観点からの要請が客観的に認められるか否かが重要となるから、その点の検証と説明を見直すべきである。

当該事業については、既に、企業局も「地域の意向や要望を確認しながら、基幹管路

を既に整備した街中中心部の普及や、危機管理を考慮した基幹管路の整備など計画の見直しを図り、水需要を精査し効率的な投資のもと収益の確保が図れるよう取り組んでいく」との視点で検討課題としているものであるから、前記意見も十分に視点に盛り込んで検討していただきたい。

(意見2) 工事完成に際する契約履行に関して

(ア) 意見の趣旨

工事が完成した場合、検査を実施して合格か否か確認し、確認がとれた後、受渡となり契約の履行が完了する。

これに関連し、精査を行った35契約について、工事完成の通知から検査実施までの日数、検査完了から受渡までの日数及び完成通知から受渡までの日数を確認したところ、以下のとおりであった。

なお、いずれも初日は算入せず、検査はすべて合格であり手直し工事が必要となった契約はなかった。

	工事完成から 検査までの日数	検査完了から 受渡までの日数	工事完成から 受渡までの日数
1	7日	11日	18日
2	10日	20日	30日
3	5日	11日	16日
4	13日	9日	22日
5	10日	13日	23日
6	11日	13日	24日
7	7日	12日	19日
8	8日	4日	12日
9	12日	5日	17日
10	7日	6日	13日
11	11日	7日	18日
12	6日	6日	12日
13	6日	6日	12日
14	2日	11日	13日
15	14日	3日	17日
16	9日	2日	11日
17	17日	13日	30日
18	8日	14日	22日
19	3日	7日	10日
20	7日	6日	13日

21	2日	15日	17日
22	12日	5日	17日
23	6日	6日	12日
24	9日	5日	14日
25	4日	7日	11日
26	10日	9日	19日
27	7日	9日	16日
28	11日	18日	29日
29	6日	9日	13日
30	8日	18日	26日
31	4日	5日	9日
32	6日	10日	16日
33	8日	14日	22日
34	12日	23日	35日
35	7日	20日	27日
平均	8.1日	8.3日	16.4日

このように、工事完成から検査実施・受渡まで、比較的速やかに実施された契約もあるものの少数であり、契約によっては1か月近く（あるいは1か月以上）経過しているものもあり、平均は、完成から検査実施まで8.1日、検査完了から受渡まで8.3日、トータルでは16.4日となっており、それぞれ1週間以上要しているという状況であった。

契約上は、検査実施までは完成通知から2週間以内、受渡と同時履行となる代金支払いは完成通知から40日以内となっていることから、1契約を除き約定違反はないが（もっとも当該契約も、年末年始をはさんだ検査実施であり営業日ベースで確認すれば14日以内に検査実施していると思われる。）、工事の完成から検査実施、検査完了から受渡まで可能な限り速やかに実施されることが望ましく、平均して各1週間以上を要しているのは望ましいことではない。

したがって、可能な限り速やかな受渡実現ができるよう改善が望まれる。

（イ）改善の方向性

時間を要する原因を精査することが重要である。

検査を実施する人員配置（人員確保・日程調整等）の問題か、検査実施後の書類作成上の問題か、書類作成後の決裁手続の問題か、そのいずれもであるのかなど、時間を要する原因を精査してそれぞれの改善策を検討する必要がある。

6. 有形固定資産②

6-1. 土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定

(1) 概要

久留米市企業局では、会計事務の処理に係る会計規程（平成2年4月1日施行最終改正平成26年4月1日）を定めている。当該規程のうち、第59条（固定資産の範囲）から第73条（減価償却の方法）までが有形固定資産に関連する条文である。条文の詳細は以下のとおりである。

(固定資産の範囲)

第59条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上であり、かつ、取得価格が10万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからオまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

省略

(3) 投資その他の資産

省略

(取得価額)

第60条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額

(2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額

(3) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前2号に掲げる固定資産であって取得価額が不明なものについては、公正な評価額

(購入)

第 60 条の 2 固定資産を購入しようとする場合は、第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けるとともに、予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

- (1) 購入しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 購入しようとする理由
- (3) 予定価額及びその単価
- (4) 当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添付しなければならない。

(交換)

第 60 条の 3 固定資産を交換しようとする場合は、第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
- (2) 交換しようとする理由
- (3) 契約の方法
- (4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(無償譲受け)

第 61 条 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 譲り受けようとする事由
- (3) 見積価額
- (4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の内容を明らかにする書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(不動産取得の措置)

第 62 条 固定資産のうち不動産を購入、交換及び無償取得しようとするときは、必要な事項を調査し、他の権利の設定その他特殊の義務があるときは、あらかじめ、これを消滅させ又はこれに関し必要な措置を講じなければならない。

第 63 条 削除

(工事の施行)

第 64 条 建設改良工事を施行しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって、管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 工事を必要とする事由
- (3) 工事施行期間
- (4) 予定価格
- (5) 当該工事に係る予算科目
- (6) 工事の方法及び契約の方法
- (7) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、設計書又は当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(検収)

第 65 条 固定資産を購入したとき、又は引き渡しを受けたときは、遅滞なく検収しなければならない。

(登記及び登録)

第 66 条 固定資産で登記及び登録を要するものは、速やかにその手続きをしなければならない。

(建設改良工事の精算)

第 67 条 経理課長は、建設改良工事が完成した場合は、速やかに工事費の精算を行い、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

2 前項の場合においては、経理課長は、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配賦し、工事費にあわせて固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第 68 条 建設改良工事でその工期が 1 事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(事故報告)

第 69 条 天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し又は損傷を受けた場合は、遅滞なく管理者にその旨を報告しなければならない。

(売却等)

第 69 条の 2 固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地
- (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由
- (4) 予定価額
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認める事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がいない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

(固定資産の用途廃止)

第 69 条の 3 機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することができなくなったものについては、管理者の決裁を受けて、再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったものと区分し、再使用できるものは第 44 条第 2 号及び第 46 条の規定に準じてたな卸資産に振り替えなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(除却の整理)

第 70 条 有形固定資産を除却したときは、当該除却物件の帳簿価額（償却資産については、これに対応する減価償却累計額及び再使用可能なたな卸資産受入額を控除した残額）及び除却の費用は、固定資産除却費をもって整理しなければならない。ただし、除却物件のうち再使用可能なものは、その帳簿価額以内でたな卸資産に振り替えた残額とする。

2 前項の場合において、資本剰余金に整理すべき資金（資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金、その他これに類する金銭又は物件（物件についてはは

その適正な見積価格をいう。)をいう。以下同じ。)をもって取得したものについては、当該固定資産に相当する部分の資本剰余金からその損失をうめることができる。

(譲渡及び廃棄)

第71条 有形固定資産を譲渡又は廃棄したときは、これに対応する帳簿価額及び減価償却累計額を各当該科目から控除しなければならない。ただし資本剰余金に整理すべき資金をもって取得したものについては、当該固定資産に相当する部分について前条第2項の規定を準用する。

(減価償却)

第72条 固定資産のうち土地及び建設仮勘定を除く資産は、これを償却資産とし、毎年度減価償却を行わなければならない。

(減価償却の方法)

第73条 償却資産は、取得又は固定資産への繰入れの翌年度から定額法により減価償却を行うものとする。ただし、必要と認めるものについては、取得又は繰入れの翌月から減価償却を行うことができる。

2 有形固定資産は、間接償却法により、無形固定資産は、直接償却法により行うものとする。

また、久留米市企業局における文書規程の内容は下記のとおりである。

(趣旨)

第1条 省略

(文書の保存単位及び冠記並びに収受印)

第2条 省略

(準用規定)

第3条 文書の取扱いについては、前条に定めるもののほか、久留米市文書規程(昭和62年久留米市規程第5号)の例による。

久留米市文書規程のうち、文書保存に関連する条項は下記のとおりである。

第1章 総則

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 文書 職員が職務上作成し、又は取得した書類、図面、写真及びフィルムをいう。

第6章 文書の保存

(文書の保存期間)

第31条 文書の保存期間の種別は、永年、10年、5年、3年及び1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、法令等に保存期間の定めがある文書の保存期間は、その定めるところによる。

3 文書の保存期間の設定は、前2項の規定に基づき、課長等が、文書の重要度、利用度、資料価値等を考慮して行うものとする。

4 課長等は、文書の保存期間を新たに設定し、又は変更しようとするときは、総務部長と協議しなければならない。

5 課長等は、保存期間が永年の文書について、作成した年度の翌年度から起算して10年を経過するごとに当該文書の内容を考慮した上で保存年限を検討するものとする。この場合において、保存年限を変更しようとするときは、総務部長と協議しなければならない。

(保存期間の起算日)

第32条 文書の保存期間は、当該文書の完結した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算する。ただし、公示令達文は、完結した日の属する年の翌年1月1日から起算するものとする。

(完結文書の置き換え)

第33条 課長等は、保管期間の終了した完結文書(以下「保存文書」という。)を毎会計年度の当初に所定の書庫へ置き換えなければならない。

2 前項の書庫は、本庁舎にあっては地下2階書庫及び久留米市図書館西分館書庫、本庁舎以外の事務所にあっては当該事務所の長が指定する場所とし、それぞれ総務部長及び当該事務所の長(以下「書庫管理者」という。)が管理する。

3 第1項に規定する保存文書の置き換えは、次の方法で行うものとする。

(1) 保存文書は、原則として保存期間ごと、作成年度ごとに総務部長が指定する文書保存箱に収納する。

(2) 文書保存箱カード(第16号様式)を文書保存箱ごとに作成する。

(3) 文書主任は、文書保存箱カードを書庫管理者に提出し、置き換え場所の指定を受ける。

(4) 文書保存箱の置き換え後当該文書保存箱の廃棄まで、保管単位において文書保存箱カードの写しを保管する。

第7章 文書の利用及び廃棄

(保管文書の利用)

第34条 保管単位の職員が保管単位で保管している文書(以下「保管文書」という。)を利用するときは、当該文書が収納されているフォルダーごと持ち出すものとし、持ち出したフォルダーは退庁時までには元の位置に戻しておくものとする。フォルダー以外の形態で保管している文書についても、同様とする。

2 保管単位以外の職員から保管文書の利用の申出があったときは、保管単位の文書主任はその理由等を確認し、当該文書を利用させることができる。

(保存文書の利用)

第35条 職員が保存文書を利用するときは、書庫管理者の指示に従い利用記録簿(第17号様式)に必要事項を記載のうえ行うものとする。

2 保存文書は10日以内に限り貸し出すことができる。ただし、書庫管理者が必要と認めるときは、貸出期間を延長することができる。

3 利用中の保存文書は、転貸、抜取り、取替え、書換え等をしてはならない。

(文書の私的利用等の禁止等)

第36条 職員は、文書を私的に利用してはならない。

2 職員は、文書を本庁舎(本庁舎以外の事務所にあっては当該事務所)外に持出すことはできない。ただし、課長等又は書庫管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

(文書の廃棄)

第37条 保存期間を経過した文書は、書庫管理者の指示に従い速やかに廃棄しなければならない。

2 永年保存文書で10年以上経過したものは、当該文書の内容又は損傷度合い等によりこれ以上保存することが適当でないといみなされる場合は、総務部長と協議のうえ廃棄することができる。

(保存期間の延長)

第38条 保存期間を経過した文書で、引き続き保存する必要があると認めるものは総務部長と協議のうえ、必要な期間延長して保存することができる。この場合においては、文書保存箱カードに延長する期間を記載するものとする。

下図は久留米市企業局における平成 29 年度の有形固定資産の明細である。

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			年度末償却未済高
					当年度増加額	当年度減少額	累計	
土地	1,483,666,260	3,579	3,579	1,483,666,260	0	0	0	1,483,666,260
建物	1,438,571,778	14,626,193	0	1,453,197,971	31,404,347	0	845,493,717	607,704,254
構築物	51,915,445,343	1,133,452,604	152,603,668	52,896,294,279	1,105,460,714	122,470,566	21,733,016,141	31,163,278,138
機械及び装置	6,696,630,800	126,578,204	166,449,407	6,656,759,597	206,972,520	158,137,080	4,363,562,968	2,293,196,629
車両運搬具	31,317,798	0	1,754,277	29,563,521	0	1,666,563	28,085,343	1,478,178
工具、器具及び備品	296,866,560	49,195,000	8,442,600	337,618,960	20,396,163	8,020,470	230,632,608	106,986,352
小計	61,862,498,539	1,323,855,580	329,253,531	62,857,100,588	1,364,233,744	290,294,679	27,200,790,777	35,656,309,811
建設仮勘定	1,650,562,940	366,252,213	27,629,206	1,989,185,947	0	0	0	1,989,185,947
合計	63,513,061,479	1,690,107,793	356,882,737	64,846,286,535	1,364,233,744	290,294,679	27,200,790,777	37,645,495,758

土地の増加及び減少した理由は、西町 130 番地 1 にある学芸大前住宅跡地を緑ヶ丘住宅跡地と 3,579 円にて等価交換したことによるものである。

建物の増加した理由は、合川庁舎北側を平成 21 年度に増築しており、さらに当該増築棟に係る改装工事等を実施し平成 29 年度内に完成したため、建設仮勘定からの振替 14,626,193 円によるものである。

構築物の増加した主な理由は、配水管の工事による取得 1,120,449,591 円と建設仮勘定からの振替 13,003,013 円によるものである。減少した主な理由は配水管を除却処分したことによるものである。

機械及び装置の増加した主な理由は、太郎原取水場における粉末活性炭注入設備の更新 65,122,568 円、同じく取水ポンプ設備の更新 39,154,984 円、水道メーターの購入 22,300,652 円である。減少した主な理由は太郎原取水場等の設備及び水道メーターの除却処分によるものである。

車両運搬具の減少した理由は、軽自動車を売却処分したことによるものである。

工具、器具及び備品の増加した理由は、上水道マッピング機器の購入 30,000,000 円、各種分析装置の購入 16,670,000 円によるものである。減少した主な理由は各種分析装置の除却処分によるものである。

建設仮勘定の増加した主な理由は、久留米市北部配水本管等の改良工事によるものである。減少した理由は他勘定(建物、構築物)への振替処理によるものである。

久留米市企業局では、固定資産のうち償却資産については、現物実査を 3 年ないし 4 年に一度という頻度で実施している。しかし、現物実査の実施にあたり依拠する実施要領等は存在しない。実査の方法は、固定資産システムの名称内容と実査担当者による現物目視による方法で行い、現物には固定資産システムに登録されている資産番号が記載されたシール等は貼り付けられていない。一方、固定資産として計上しない備品(久留米市企業局内にあるイス、机など)については備品台帳を作成しており、備品現物に備品台帳の番号が記載されたシールを貼り付けて、実査時に備品台帳の番号と当該シールの番号の一致を確認するという方法で実査を実施している。

(2) 実施した監査手続き

- ①担当者への質問
- ②関連する資料の閲覧
- ③建設仮勘定並びに遊休土地の現場視察
- ④償却資産及び備品の観察

(3) 結果

①償却資産の現物実査について

(1) 概要で述べたとおり、固定資産システムに登録されている償却資産の現物実査は実施されていることに問題ない。しかし、久留米市企業局にて保有する償却資産の管理をより効率的に実施するため、現状の実査方法を見直すことが必要である。下記に改善すべき項目を述べていく。

(意見1)

償却資産の現物実査の具体的な方法等を記した実施要領を作成すべきである。実施要領に、現物実査の目的、主管部署、実査の実施時期、実査の対象となる償却資産の登録基準日、実査の方法（実査前に実施すべき準備、実査時に留意すべき事項、実査終了後の対応）、実査結果の固定資産システムへの反映方法などを記載し、実施することが有効である。

(意見2)

固定資産システムに登録されている資産番号を活用して現物と固定資産システムの照合を効率的に実施すべきである。現状は固定資産システムの番号が記載されたシール等は現物に貼り付けられていない。久留米市企業局にて保有する備品（イス、机など）と同様に、償却資産を新規に取得した際、経理課担当で固定資産システムへ償却資産の新規登録入力と同時に現物へ貼り付けるための固定資産システムの番号が記載されたシールを作成することが必要である。経理課担当は当該シールを現物の主管担当部課へ渡し貼り付けるよう依頼する、または経理課担当が現物へシールを貼り付けるなどの方法を実施すべきである。

②減損会計の適用について

地方公営企業法施行規則第8条3項2号では、地方公営企業が保有する固定資産のうち、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの、又は減損損失を認識すべきものは、その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失、又は認識すべき減損損失の額を減額した帳簿価額として付すこととされており、帳簿価額を減額した額は特別損失として計上することになる。

つまり、減損とは、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態等、固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。

減損会計については、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」（平成 24 年 1 月 27 日 総務省告示第 18 号）及び「公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準」に基づき会計処理を行う。減損会計の手順については、固定資産の減損に係る会計基準（平成 14 年 8 月 9 日 企業会計審議会）（以下、減損会計基準と略す。）及び固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 6 号 最終改正：平成 21 年 3 月 27 日 企業会計基準委員会）（以下、適用指針と略す。）も参考に、以下の（i）から（iv）の手続きを行う。

- （i）固定資産のグループ化
- （ii）減損の兆候があるかどうかの判断
- （iii）減損損失の認識の判定
- （iv）減損損失の測定、帳簿価額の減額（減損処理）

次に、上記（i）から（iv）の手続きにおける留意事項を述べていく。なお、監査人側の指摘事項等で特に留意すべき事項として必要である箇所には下線を付していることを予め述べておく。

（i）固定資産のグループ化（減損会計基準 二 6.（1）、適用指針第 7 項から第 10 項及び第 70 項から第 75 項参照）

固定資産は、単独でキャッシュ・フローを生み出す場合と、複数の固定資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合がある。後者の場合における固定資産の集まりのうち最小のものを固定資産グループと呼ぶ。

したがって、減損会計の対象を単独の固定資産とするか、複数の固定資産とするかを判断することが必要となる。固定資産のグループ化は、実務的には、管理会計上の区分や投資、資産の処分及び事業の廃止に関する意思決定を行う際の単位等を考慮してその方法を定めることになる。このため、事業者が資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行い、その代替的な投資も予定されていない場合など、これらに係る資産を切り離しても他の固定資産又は固定資産グループの使用にほとんど影響を与えない場合は、他の固定資産又は固定資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に該当すると考えられる。実務上の負担を考慮し、重要性の乏しい固定資産は、他の固定資産又は固定資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱う必要はなく、これまでの使用状況等に鑑みて、固定資産グループに含めて取り扱うことができる。

遊休資産（地方公営企業の活動にはほとんど使用されていない状態（遊休状態）にある資産）であって将来の使用が見込まれていないものは、当該資産を切り離しても他の固定資産又は固定資産グループの使用にほとんど影響を与えないと考え

られるため、処分の意思決定を行った固定資産や廃止の意思決定を行った事業に係る固定資産について、代替的な投資が予定されていない場合などと同様に、重要なものについては、他の固定資産又は固定資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱うことが適当である。

ただし、前述のとおり、重要性の乏しいものは、これまでの使用状況等に鑑みて、固定資産グループに含めて取り扱うことができる。

なお、当該事業年度において実施した固定資産のグループ化は、原則として、翌事業年度以降においても同様に実施する。

(ii) 減損の兆候があるかどうかの判断(減損会計基準 二 1、適用指針第 11 項から第 15 項及び第 76 項から第 91 項参照)

固定資産又は固定資産グループについて、減損が生じている可能性を示す事象である「減損の兆候」があるかどうかを判断する。減損の兆候の例として挙げられているのは次の(ア)から(エ)の事象である。

(ア) 固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること

「業務活動から生ずる損益」には、当該固定資産又は固定資産グループの減価償却費等の間接的に生ずる費用が含まれる。加えて長期前受金戻入も収益に加えることができることも留意する必要がある。ただし、支払利息など財務活動から生ずる損益は含まれない。また、大規模な経営改善計画等により生じた一時的な損益は含まれない。

「継続してマイナス」とは、概ね過去 2 事業年度がマイナスであったことを指すが、当該事業年度の見込みが明らかにプラスとなる場合は該当しないと考えることが適当である。また、「継続してマイナスとなる見込み」とは、前事業年度と当該事業年度以降の見込みが明らかにマイナスとなる場合を指すものと考えられる。

(イ) 固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは生ずる見込みであること

「回収可能価額」とは、固定資産又は固定資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の額をいう。正味売却価額とは時価から処分費用見込額を控除して算定される額であり、また、時価とは、公正な評価額をいい、通常それは、観察可能な市場価格のことであり、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価格をいう。そして使用価値とは継続的使用と使用後の処分によって生ずると

見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。

「固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化」とは下記のようなものが挙げられる。

・固定資産又は固定資産グループが遊休状態になり、将来の用途が定まっていないこと。例えば、設備の操業を停止し、その後の操業開始の目途が立っていない場合などが含まれる。現在の遊休状態が資産をほとんど利用しなくなってから間もない場合であって、将来の用途を定めるために必要と考えられる期間にある場合には、減損の兆候には該当しないと考えられる。

・建設仮勘定に係る建設について、計画の中止又は大幅な延期が決定されたことや当初の計画に比べ著しく滞っていること。

(ウ) 固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは悪化する見込みであること

「経営環境が著しく悪化した場合」とは、下記のようなケースが考えられる。

・材料価格の高騰や、製品の店頭価格やサービス料金、賃料の水準の大幅な下落、製品販売量・サービス供給量の著しい減少などが続いているような市場環境の著しい悪化

・重要な法律改正、規制緩和や規制強化、重大な法令違反の発生などの法的環境の著しい悪化

(エ) 固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと

「市場価格が著しく下落したこと」には、少なくとも市場価格が帳簿価額から50%程度以上下落した場合が該当する。

(iii) 減損損失の認識の判定（減損会計基準 二 2. (1)、適用指針第 18 項から第 24 項及び第 96 項から第 104 項参照）

減損の兆候がある場合には、当該固定資産又は固定資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。この判定は、固定資産又は固定資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。

割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、固定資産の経済的残存使用年数、又は固定資産グループの中の主要な償却資産の経済的残存使用年数である。

なお、地方公営企業は、資本費の回収期間が極めて長期にわたることから、割引前将来キャッシュ・フローの期間について、企業会計の減損会計基準のように最長 20 年（21 年目以降に見込まれる将来キャッシュ・フローは 20 年経過時点における

現在価値に割引)とはされていない。

(iv) 減損損失の測定、帳簿価額の減額(減損処理)(減損会計基準 二 3、適用指針第 25 項から第 47 項及び第 55 項、第 105 項から第 128 項参照)

固定資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づいて比例配分する方法や、各構成資産の時価を考慮した配分方法等合理的であると認められる方法により、当該固定資産グループの各構成資産に配分することとなる。その会計処理としては、減損損失を認識すべきであると判定された固定資産又は固定資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、原則として当該減少額を減損損失として当該事業年度の特別損失とする。減損損失の戻入は行わず、また、減損処理を行った資産については、減損損失を控除した帳簿価額に基づき減価償却を行う。

回収可能額とは、前記(ii)(イ)でも述べたとおり、固定資産又は固定資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう。正味売却価額を算定する場合には、固定資産又は固定資産グループの時価から処分費用見込額を控除して行う。時価は原則として市場価格に基づく価格をいうが、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額が時価となる。例えば、不動産については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省)に基づいて算定するが、販売を目的として所有する土地であれば地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる方法により算定することができる。

なお、重要性が乏しい固定資産についても、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を、合理的に算定された価額とみなすことができる。

そして、使用価値は、固定資産又は固定資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値として、以下の(ア)から(ウ)のように算定される。

(ア) 固定資産又は固定資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを算定する。

(イ) 固定資産又は固定資産グループの使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローは、将来時点の正味売却価額となるため、(ア)に基づいて算定する。

(ウ) (ア) 及び (イ) により算定された固定資産又は固定資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローは割引率によって現在価値に割り引く。

(意見3)

以上、(i) から (iv) の手順に従い、久留米市企業局が有する有形固定資産について減損会計の適用要否を検討することが必要である。久留米市企業局における会計規程の固定資産関連の条文は第59条(固定資産の範囲)から第73条(減価償却の方法)の内容が記載されており、減損会計に係る具体的な内容が記載された条文は見受けられない。

まずは、久留米市企業局における会計規程に減損会計に係る手順の条項等を記載するか、又は減損会計に係る実施要領等を作成することが必要である。また、当該規程に減損会計の条項を記載又は減損会計に係る実施要領等を作成したとしても、当該規程又は実施要領等の内容を理解し事務処理を実施するのは経理課職員であることから、経理課職員における減損会計の知識の習得を図ることも必要である。地方公営企業制度研究会が発行する「公営企業の経理の手引」等の書籍にて自己研鑽することはもとより、減損会計を適用する金融商品取引法又は会社法の事業会社等の会計監査に従事し減損会計に精通している公認会計士又は監査法人等が主催する研修会へ参加する、当該公認会計士等より減損会計に係る会計指導業務を受けるなど、久留米市企業局内にて減損会計を取り扱う人材の育成に注力することが必要である。

③遊休状態にある土地について

下図は、平成 30 年 3 月末時点における土地の科目別に係る残高である。なお、黄色マーカーは久留米市企業局の経理課担当者へ質問及び遊休土地の明細一覧(Excel 作成)を確認後に監査人側で固定資産システムデータへ色付け加工した結果である。

(単位：円)			
科目	資産名称	資産番号	年度末現在高
事務所用地	久留米市合川町2190-3	A0034200010	43,095,030
事務所用地	久留米市合川町字先香2190-7	A0034500030	2,125,200
事務所用地	久留米市合川町字先香出2212-1	A0034500040	13,585,000
事務所用地	久留米市合川町2190-3	A0036000020	238,384,000
事務所用地	久留米市合川町先香出2180-3他5筆	A0040400050	67,780,763
事務所用地	久留米市合川町先香出2190-1他2筆	A0040500060	3,100,000
施設用地	山川町(栗林配水池跡地)	A0032700080	472,384
施設用地	御井町(線路用地)	A0032700100	13,847
施設用地	太郎原町(太郎原取水場)	A0034100150	10,773,270
施設用地	太郎原町(太郎原取水場)から山本町(放光寺浄水場)まで	A0034100160	14,308,445
施設用地	山本町(放光寺浄水場)	A0034100170	33,462,486
施設用地	草野町(草野ポンプ室)	A0034400110	475,100
施設用地	草野町吉木字龍泉寺1968-3	A0034400120	73,470
施設用地	宮ノ陣町大杜	A0034800140	3,468
施設用地	太郎原町(太郎原取水場)	A0035700180	44,141,999
施設用地	山本町(放光寺浄水場)	A0035700190	647,523,754
施設用地	藤山町(藤山配水池用地)	A0035800200	163,955,905
施設用地	久留米市上津町字本山2072-447	A0036000210	7,076,747
施設用地	山本町(山本配水池)	A0036100220	31,038,116
施設用地	山川町(栗林配水池跡地内里道)	A0036300090	4,147,533
施設用地	久留米市荒木町字追敵802-7	A0036300230	2,233,618
施設用地	久留米市高良内町2231-272	A0040600240	78,302
施設用地	久留米市山川町字平野1069	A0040900300	40,617,468
施設用地	久留米市山川町字平野1070	A0040900400	6,172,406
施設用地	久留米市山本町豊田字大浦606-8	A0040900500	383,248
施設用地	久留米市山本町豊田字大浦607-1他	A0040900600	4,405,323
施設用地	久留米市高良内町1439	A0041400010	309,000
施設用地	三瀧町(西部配水場用地)	A0041700010	50,511,214
施設用地	三瀧町(西部配水場進入道路)	A0041700020	2,850,500
施設用地	久留米市城島町芦塚2-3(加圧ポンプ用地)	A0041700070	6,623,690
施設用地	太郎原町(天日乾燥施設用地)	A0042100010	11,868,601
施設用地	石垣配水池施設用地(その2)	A0042600020	6,107,276
施設用地	石垣ポンプ場施設用地	A0042600030	5,484,624
施設用地	石垣配水池施設用地(その1)	A0042600040	3,959,948
施設用地	久留米市三瀧町田川1299	A1041600010	15,759,138
その他土地	西町鞍打の二435番2,441番1,441番4	A0042200010	0
その他土地	田主丸町秋成西五ノ恵67番5	A0042600010	761,808
その他土地	西町130番1(学芸大前住宅跡地)	A0042900001	3,579
合計			1,483,666,260

(出所：久留米市企業局経理課より入手したデータ)

監査人側で、遊休状態にある土地のうち、久留米市三瀧町田川にある帳簿価額 15,759,138 円の土地及び久留米市田主丸町にある帳簿価額 761,808 円の土地を現場視察した。下図は各土地の現場写真である。



久留米市三潞町田川の土地正面入り口



久留米市三潞町田川の土地の竣工碑



久留米市三潞町田川の土地の裏側



久留米市田主丸町秋成の土地の全体図

上図より、久留米市三潞町田川の土地については、西部配水場の供用開始に伴い、平成 20 年度に用途廃止となっており、立入禁止の看板が設置され金網及び鉄条網が張られている状況である。他方、久留米市田主丸町の土地については、立入禁止の看板は設置されておらず、金網等も張られていない。当該土地は田主丸地区の送水及び配水管の水質管理計測機器等の建設用地として取得していた。しかし、建設場所を久留米市所管の公園内に変更したため、平成 28 年度に用途が廃止となった経緯がある。

遊休土地についての指摘事項を下記に述べていく。

(指摘 1)

まず、科目の使用方法的ルールを明確にすべきである。固定資産システムにおいて、「事務所用地」、「施設用地」、「その他土地」の 3 つに区分されているが、遊休状態にある土地まで「事務所用地」、「施設用地」として資産計上することは会計上適切な管理が実施されている状況とはいえない。会計上適切に管理するのであれば、現在遊休状態にある土地については、「事務所用地」又は「施設用地」の科目から「その他土地」の科目へ振り替える作業をおこない、遊休状態の有無を固定資産システムにおいて適時に判別できる状態にて管理するべきである。

次に、遊休土地に係る用途については、久留米市企業局内において水道事業としての将来の具体的な用途は決定されておらず、特に三潞町田川の土地は平成 20 年より立入禁止という状況である。久留米市が取り組んでいる行財政改革推進計画に謳われている事業のひとつに財産の有効活用事業がある。これは、「今後、利用予定のない市有地については積極的に売却し、一時的な未利用地については積極的な貸付を行う」というもので、久留米市企業局でも企業局中期経営計画を策定し、両

計画の基、健全な経営と効率化の推進という観点から未利用地の有効活用を図っている。そのような中で、遊休土地として比較的規模が大きな三瀧町田川の土地については売却を念頭に置いた検討や取り組みが企業局中期経営計画進捗状況確認シート及び久留米市行財政改革推進計画取組シートから読み取れる。両シートには、平成 28 年度に当該土地を土地開発公社に事業用地並びに分譲土地としての開発検討を依頼したが、三瀧町田川という地理的条件を踏まえると教育機関が遠方となる等の理由から分譲土地で売却する場合は安価な価額での売却となることが想定されること、また宅地建物取引業協会に専門的意見を求め、更地であれば買い手側が活用しやすい、あるいは需要が高まるという意見が記載されている。

会計上の論点としては、遊休土地に係る減損損失の計上要否が挙げられる。②減損会計の適用で述べたとおり、久留米市企業局が保有する遊休土地は現時点で将来の用途は定まっていないことから減損の兆候があるケースに該当する。しかし、久留米市企業局では、減損の兆候を把握する検討がなされたかどうか、確認できるものが存在しない。②減損会計の適用で述べたような減損会計の検討過程を経て減損損失を認識する要否を検討すべきであり、検討した実績を残すべきである。

仮に、遊休土地に減損の兆候があると判定した場合、当該遊休土地の重要性について考慮することが必要となる。なぜならば、②減損会計の適用で述べたように、減損の兆候、減損損失の認識の判定及び減損損失の測定の際には久留米市企業局が保有する固定資産のグループ化を行う必要がある。このグループ化を行うにあたり考慮すべき点として、企業会計基準適用指針第 6 号第 72 項では、「遊休状態は、企業活動にほとんど使用されていない状態であって、過去の利用実態や将来の用途の定めには関係がない現在の状態である。また、このような状態にある資産が遊休資産である。このうち、将来の使用が見込まれていない遊休資産は、当該資産を切り離しても他の資産又は資産グループの使用にほとんど影響を与えないと考えられるため、処分の意思決定を行った資産や廃止の意思決定を行った事業に係る資産について、代替的な投資が予定されていない場合などと同様に、重要なものについては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱うことが適当である。なお、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産と同様に、将来の使用が見込まれていない遊休資産のうち、重要性の乏しいものは、これまでの使用状況等に鑑みて、資産グループに含めて取り扱うことができると考えられる。」と規定している。

したがって、久留米市企業局が保有する遊休土地を重要か否かという観点で、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位（＝各遊休土地のみ）とするか、または他の資産（建物、構築物等）のグループに含めて取り扱うこととするのかで相違が生じる。久留米市企業局を一つの事業単位とし他の資産（建物、構築物等）のグループに含めて取り扱うこととした場合、保有する遊休土地は重要性が乏しいと判断さ

れる。

しかし、上述した計画進捗シート等にて久留米市企業局のみならず、久留米市役所内の決議機関等まで遊休土地の用途等を報告及び検討していること並びに金額 15,759,138 円を考慮した場合、重要性が乏しいと判断することは難しい。

減損の兆候があると判定され、重要な遊休土地に該当する場合、減損損失の認識の判定である当該土地に係る割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することが必要である。将来の用途が定まっていないため、土地からのキャッシュの獲得源泉はゼロと考えられることから、遊休土地の帳簿価額 > 割引前将来キャッシュ・フローと判定されるため、遊休土地に係る減損損失の測定を実施することになる。正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額を採用することになるが、将来キャッシュ・フローはキャッシュの源泉がゼロであることを踏まえると、遊休土地に係る不動産鑑定評価により価額を算出する方法による正味売却価額を検討することが実務上妥当な評価方法と考えられる。

三潞町田川の遊休土地の帳簿価額 15,759,138 円と上述した不動産鑑定評価方法により算出された評価額を比較し、帳簿価額 < 評価額である場合、減損損失を測定認識することは不要である。他方、帳簿価額 > 評価額である場合、当該評価額まで帳簿価額を減額する処理が必要となり、下記の仕訳を固定資産システム及び会計システムへ計上する必要がある。

(借方) 特別損失 ×× (貸方) 減損損失累計額 ××

以上、遊休土地に係る減損会計の検討過程が記録されていないことから、久留米市企業局が保有する遊休土地については減損損失の計上要否の判定ができない。適時に減損会計に係る規程を整備するとともに、遊休土地に係る減損会計の要否の検討を具体的に実施すべきである。

④建設仮勘定について

下図は、平成30年3月末時点における建設仮勘定残高の内訳である。

(単位：円)						
No.	起工番号	工事名	供用開始 予定	工事金額	事務費	計
1	H3三整24	競輪場踏切横断設計委託	不明	3,800,000	436,624	4,236,624
2	H12建改委2	栗林配水池基本設計業務	H34年度	3,600,000	295,894	3,895,894
3	H19建改委1	新神代橋架橋に伴う配水本管布設実施詳細設計業務委託	H32年度以降	2,300,000	240,786	2,540,786
4	H20建改委4	北部配水本管改良実施設計業務委託	H32年度	5,773,000	460,323	6,233,323
5	H上建委8	北部配水本管の更新に伴う工法等の検討業務	H32年度	475,000	17,849	492,849
6	H上建委5	浄水施設及び合川庁舎耐震診断業務委託	不明	7,048,250	264,847	7,313,097
7	H22建改委7	筑後川橋水道管添架設計業務委託	不明	3,200,000	267,478	3,467,478
8	H22建改委2	北部配水本管基本設計業務委託	H32年度	2,550,000	213,147	2,763,147
9	H22上建委2	配水本管更新に伴う水理・管網解析分析検討業務	H32年度	453,000	37,865	490,865
10	H22建改委12	北部配水本管地質調査業務委託	H32年度	5,415,000	452,624	5,867,624
11	H22建改委5	浄水施設耐震化基本設計業務委託	不明	5,251,000	438,915	5,689,915
12	H22建改委1	北部配水本管改良実施設計	H32年度	18,775,000	1,569,346	20,344,346
13	H23建改委9	北部配水本管地質調査業務委託	H32年度	2,517,000	166,177	2,683,177
14	H23建改委6	北部配水本管改良実施設計業務委託	H32年度	16,813,000	1,110,026	17,923,026
15	H建改委13	基幹管路等整備(耐震化・更新)基本計画策定業務委託	不明	13,264,000	1,243,317	14,507,317
16	H24単移67	水道管布設(浮羽バイパス2工区)工事	H33年度	2,470,000	231,529	2,701,529
17	H24単移69	水道管布設(浮羽バイパス3工区)工事	H33年度	2,516,000	235,840	2,751,840
18	H24単移70	水道管布設(浮羽バイパス4工区)工事	H33年度	1,594,000	149,416	1,743,416
19	H23〇整委1	水道管設計(一丁田・東町交差点)業務	不明	8,007,000	528,637	8,535,637
20	H25建改委35	北部配水本管改良(1工区)工事	H31.3	132,317,000	9,278,818	141,595,818
21	H25建改委5	筑後川橋架橋に伴う河川・道路協議資料作成業務委託	不明	2,823,000	197,965	3,020,965
22	H25建改委9	下戸削川橋架橋に伴う河川・道路協議資料作成業務委託	不明	2,826,000	198,175	3,024,175
23	H25建改委11	久留米筑紫野線水道管布設協議資料作成業務委託	不明	2,829,000	198,385	3,027,385
24	H25建改委13	北部配水本管改良に伴う占用協議資料作成業務委託	H32年度	450,000	31,557	481,557
25	H26建改委1	北部配水本管関連管理者協議資料作成業務委託	H32年度	430,000	28,048	458,048
26	H26建改委1(H25線)	北部配水本管改良(2工区)工事	H32年度	123,512,000	8,056,422	131,568,422
27	H26建改委4	北部配水本管改良に伴うJR協議資料作成業務委託	H31.3	1,400,000	91,319	1,491,319
28	H26建改1	北部配水本管改良(3工区)工事	H31.3	94,111,000	6,138,658	100,249,658
29	H建改28	配水本管布設(久留米筑紫野線1工区)工事	不明	23,551,000	1,536,181	25,087,181
30	H26	久留米筑紫野線神代橋への久留米市上水道管添架に伴う費用負担	不明	1,994,740	130,113	2,124,853
31	H26建改30	配水本管布設(久留米筑紫野線2工区)工事	不明	25,454,000	1,660,310	27,114,310
32	H26建改2	北部配水本管改良(4工区)工事	H32年度	86,524,000	5,643,774	92,167,774
33	H27建改委1	物件調査(野中町)業務委託	H32年度	340,000	20,205	360,205
34	H27建改委2	配水本管設計詳細設計(国道3号鳥栖久留米道路)	不明	2,998,000	178,162	3,176,162
35	H27建改委11	長門石橋配水管更新詳細設計業務委託	H30年度	3,670,000	218,097	3,888,097
36	H27建改委43	配水本管設計詳細設計(田丸その1)業務委託	H32年度	7,620,000	452,834	8,072,834
37	H27委託	久大本線南久留米・久留米大学前開外1箇所 千本杉路切	H31.3	15,416,084	916,131	16,332,215
38	H27工事負担金	神代橋への水道管添架に伴う費用負担金	不明	5,984,220	355,624	6,339,844
39	H27建改1	北部配水本管改良(5工区)工事	H32年度	181,563,000	10,789,739	192,352,739
40	H27建改2	北部配水本管改良(6工区)工事	H32年度	147,695,000	8,777,066	156,472,066
41	H27建改4	配水本管布設(国道3号鳥栖久留米道路1工区)工事	不明	18,343,000	1,090,069	19,433,069
42	H27建改10	配水本管布設(久留米筑紫野線3工区)工事	不明	25,270,000	1,501,720	26,771,720
43	H27建改11	配水本管布設(久留米筑紫野線4工区)工事	不明	21,000,000	1,247,966	22,247,966
44	H26線 建改3	配水本管支持金具設置(筑後川橋)工事	不明(国と同時進行)	26,450,000	1,830,091	28,280,091
45	H28建改委1	北部配水本管関連管理者協議資料作成業務委託	H32年度	432,000	29,890	461,890
46	H26-28線 建改35	配水本管布設(神代橋1工区)工事	不明(32年度以降)	47,113,000	3,259,776	50,372,776
47	H26-28線 建改36	配水本管布設(神代橋2工区)工事	不明(33年度以降)	52,470,000	3,630,430	56,100,430
48	H28 工事負担金	神代橋への水道管添架に伴う費用負担金(3/3)	不明	1,801,141	124,622	1,925,763
49	H28 建改2	北部配水本管改良(8工区)工事	H32年度	92,471,000	6,398,123	98,869,123
50	H28 建改1	北部配水本管改良(7工区)工事	H32年度	137,890,000	9,540,691	147,430,691
51	H28建改委2	久留米筑紫野線関係機関協議資料作成業務委託	不明	440,000	30,444	470,444
52	H28 建改6	北部配水本管改良(9工区)工事	H31.3	107,487,000	7,437,089	114,924,089
53	H28 建改14	配水本管布設(久留米筑紫野線5工区)工事	不明(30年度以降)	19,406,000	1,342,713	20,748,713
54	H28建改委44	配水本管設計基本設計(小屋場橋)業務委託	H31年度(予定)	2,160,000	149,452	2,309,452
55	H28線 建改16	配水本管布設(国道3号鳥栖久留米道路2工区)工事	不明(国と同時進行)	10,697,000	1,172,215	11,869,215
56	H28線 建改10	配水本管布設(久留米筑紫野線6工区)工事	不明	46,095,000	5,051,254	51,146,254
57	H29 建改8	北部配水本管改良(11工区)工事	H31.3	57,000,000	6,246,262	63,246,262
58	H29 負担金	一般国道3号 筑後川橋への架架による負担金(29-30債務負担の29分)	不明(30負担金あり)	4,639,140	508,373	5,147,513
59	H29建改1	北部配水本管改良(10工区)工事	H32年度	104,395,000	11,439,974	115,834,974
60	H29 建改委3	軌道上下水道管布設工事(西鉄甘木線 学校前～五郎丸間)に係る設計業務委託	不明(ループレ化関連)	10,232,800	1,121,347	11,354,147
61	H29 建改委1	筑後川橋配水管修正設計業務委託	不明(ループレ化関連)	450,000	49,313	499,313
62	H29 建改委4	久大本線 南久留米・久留米大学前開6km407m(千本杉路切)水道管布設工事委託	H31.3月	50,409,849	5,524,090	55,933,939
63	H29 建改24	北部配水本管・水道管改良(千本杉路切)工事	H31.3月	41,962,000	4,598,345	46,560,345
64	H29 建改委2	配水本管設計詳細設計(国道3号鳥栖久留米道路)業務委託	不明(国と同時進行)	4,200,000	460,251	4,660,251
65	H29→30線 建改69	水道管移設(長門石橋東)工事 負担金	H30.5	0	0	0
66	H29→30線 建改70	水道管移設(平島交差点北)工事 負担金	H30.4	0	0	0
合 計				1,852,143,224	137,042,723	1,989,185,947

(出所：久留米市企業局経理課より入手したデータを加工作成)

建設仮勘定残高のうち、起工番号欄の内容には当該工事等の年月日が平成3年、12年、19年、20年のものが見受けられる。そのうち、供用開始予定は不明と記載されている工事が存在し、国等の政策の影響により工期が延長又は中止の状況であることから、当該残高明細の供用開始予定欄に不明と記載している。久留米市企業局にて計上している建設仮勘定のうち、監査人側で起工番号 H3三整 24 の競輪場踏切横断設計委託に係る状況を現場視察した。下図は現地の写真である。



上図より、片側一車線にて車両並びに歩行者が通行する踏切であり、また、踏切付近で水道工事等が進行されている状況は特段見受けられなかった。建設仮勘定の残高並びに関連資料に係る指摘事項等を下記に述べていく。

(意見4)

まず、建設仮勘定に係る残高明細の管理方法を見直すことが必要である。起工番号より平成何年の工事等であることを読み取る必要があり効率性が悪い。起工番号の中には H20 などといった平成何年を記載されていない工事も見受けられることから、即時に起工番号の記載方法を見直すべきである。また、供用開始予定欄の不明という言葉は使用せず、工事の延期又は中止決定年月日、工事の延期又は中止の理由、工事の開始の見込み等具体的な内容を記載する項目へ変更することが必要である。工事内容については経理課以外の担当部課の担当者が内容を把握しているという属人的な状況にあり、経理課と担当部課との情報共有が適時に図られていないため、建設仮勘定の残高明細の資料は残高管理のみの管理に留まっている。

したがって、経理課担当者は担当部課へ工事内容を確認し、起工番号、供用開始予定欄の記載方法を見直し、建設仮勘定の残高明細が久留米市企業局に帰属する工事の実態を表す内容とすべきである。

(指摘2)

次に、建設仮勘定の残高明細のうち、起工番号が古い工事ほど工事金額等の証憑との金額の突合せが困難である。久留米市企業局における文書規程第3条並びに久留米市文書規程第31条第1項では、文書の保存期間は永年、10年、5年、3年及び1年と定められており、また、必要に応じて保存期間を延長できる条項内容となっている。左記にも関わらず、起工番号が古い年度の工事で、かつ供用開始予定が不明又は予定年度が記載されている工事金額について、工事業者へ支払った際の請求書等の基礎資料を適切に保管又は保存していない状況である。建設仮勘定から他

の有形固定資産勘定へ振替処理が完了するまで、文書規程で定められている保存期間を超えていたとしても、適時に担当部課の役席者による保存期間の延長手続きを実施し、工事に係る関連書類は担当部課で適切に保管及び保存しておくべきである。(意見5)

最後に、供用開始予定が不明と記載されている工事について、資産性に疑念があることが挙げられる。つまり、建設仮勘定で計上されている工事残高金額のうち、建設計画の中止又は大幅な延期の決定、あるいは当初の計画に比べ著しく滞っているケースに該当する工事があると推測される。上述した起工番号のうち、平成3年、平成22年などの工事が建設計画の中止、大幅な延期等のケースに該当する場合、減損会計における減損の兆候のひとつである、「固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは生ずる見込みであること」に該当する。

減損の兆候があると判定された場合、減損損失の認識測定を行う必要がある。測定を行うにあたり、固定資産のグループ化が論点となり、建設仮勘定における供用開始予定が不明かつ建設計画が中止等と推測される工事については、当該資産を切り離しても他の固定資産又は固定資産グループの使用にほとんど影響を与えないと考えられるため、重要なものについては、他の固定資産又は固定資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱うことが適当であると考えられる。

続いて、重要性の有無を検討することが必要となるが、建設計画に基づき工事期間終了後、完成した仮勘定を該当する有形固定資産へ計上する目的で建設仮勘定の残高明細に記載していた点を考慮すると、重要性がないとは言い難い。仮に重要性がないとするのであれば、建設仮勘定の残高明細へ当該金額を計上すべきでなく、発生年度の各経費として処理すべきである。

減損の兆候があると判定され、重要な建設仮勘定に該当する場合、減損損失の認識の判定である当該仮勘定に係る割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することが必要である。建設計画の中止又は工事の延期等、供用開始予定が不明であるため、建設仮勘定からのキャッシュの獲得源泉はゼロと考えられることから、建設仮勘定の帳簿価額>割引前将来キャッシュ・フローと判定されるため、建設仮勘定に係る減損損失の測定を実施することになる。正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額を採用することになるが、将来キャッシュ・フローはキャッシュの源泉がゼロであることを踏まえると、建設仮勘定に係る正味売却価額を検討することが実務上妥当な評価方法と考えられる。しかし、工事代金の内容を把握できる証憑等が保存されていない以上、計上されている建設仮勘定の内容を把握することは困難であり、当該仮勘定の評価をおこなうことは実務上困難であることから、正味売却

却価額はゼロと評価する以外方法はないと考えられる。

久留米市企業局における建設仮勘定の残高明細のうち、少なくとも平成 20 年度以前の工事代金（事務費含む）で、かつ供用開始予定が不明の工事代金等については、帳簿価額を全額減損損失として減額処理し下記の仕訳を固定資産システム及び会計システムへ計上すべきである。

(借方) 特別損失	4,236,624 円 (*1)	(貸方) 建設仮勘定	4,236,624 円
	7,313,097 円 (*2)		7,313,097 円

(*1) 起工番号 H3 三整 24 工事名 競輪場踏切横断設計委託

(*2) 起工番号 上建委 5 工事名 浄水施設及び合川庁舎耐震診断業務委託

仮に、上記に述べた減損損失として計上すべきと指摘した金額について、建設仮勘定科目から他の有形固定資産科目への振替処理の漏れであるとの異論がある場合、即時に振替処理を実施すべきであった事項であり、経理課内における建設仮勘定に係る振替処理のチェック体制が有効に機能していなかったと判断される。

しかし、現時点における実務上、工事代金の内容を把握できる証憑等が保存されていないため、計上されている建設仮勘定の内容を把握することは困難である。また、残高内容を把握することが困難であるため、他の有形固定資産へ強制的に振替処理したとしても、減価償却を実施するための適切な耐用年数を設定することができず適切な償却を計算することは実務上困難であり、振替処理漏れを固定資産システム及び会計システムへ入力計上することは現実的ではない。

以上、建設仮勘定に係る減損会計の検討過程が記録されていないことから、久留米市企業局が計上する建設仮勘定については減損損失の計上要否の判定ができない。適時に減損会計に係る規程を整備するとともに、建設仮勘定に係る減損会計の検討を具体的に実施すべきである。

6-2. 修繕引当金及び特別修繕引当金

(1) 概要

修繕引当金は、企業の所有する設備等について毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われず、翌年度になった場合、その修繕に備えて引き当てておくものである。修繕が事業の継続に必要不可欠であるなど、修繕の実施が確実に見込まれるものに限って、当該引当金を計上し当期の費用とするものである。このため、引き当てた目的の修繕を実施した結果、予定していた修繕費の額（引き当てた額）に対して執行残額が生じた場合は、当該残額を引当金として計上しておくことはできない。

なお、修繕引当金の取り崩しは、地方公営企業の財産、損益及びキャッシュ・フローの状況を正確に判断するための必要な事項であり、会計に関する書類における注記のその他の注記として記載すべきである（地方公営企業法施行規則第35条、第44条）。

また、特別修繕引当金は数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大規模修繕に備えて引き当てるものである。法令上の義務付けがある等、修繕費の発生が合理的に見込まれるものに関し、当該引当金を計上し当期の費用とする。なお、当該引当金を取り崩した場合には、上述した修繕引当金と同様に会計に関する書類における注記のその他の注記として記載すべきである。

久留米市企業局に係る会計規程において、修繕引当金及び特別修繕引当金の計上等に係る条項は第79条決算整理にて引当金の計上を要求されているものの、修繕引当金に係る実施要領等は見受けられない。また、平成29年度の会計に関する書類における注記のうち、重要な会計方針の引当金の計上方法として修繕引当金及び特別修繕引当金の記載は見受けられない。久留米市企業局における直近3事業年度の修繕引当金及び特別修繕引当金の残高推移は下表のとおりである。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
修繕引当金	475,000	475,000	475,000
特別修繕引当金	計上なし	計上なし	計上なし

(出所：久留米市水道事業会計決算書の貸借対照表より転記)

また、久留米市企業局における直近3事業年度の修繕費（税抜き）の内訳は下表のとおりである。

(単位：円)

細節名称	所属	年度		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
修繕費	上水道整備課	192,967,000	173,860,920	178,622,000
	給排水設備課	19,515,819	15,742,080	21,669,500
	浄水管理センター	3,380,000	5,553,000	6,855,500
	総務	3,528,810	7,142,816	2,682,873
	経理課	1,220,245	981,026	478,464
	営業管理課	17,580	33,896	29,484
	小計	220,629,454	203,313,738	210,337,821
修繕 材料	浄水管理センター	0	1,358,812	740,357
	小計	0	1,358,812	740,357
修繕 その他	浄水管理センター	64,282,312	73,618,582	129,398,180
	経理課	94,435	120,670	79,540
	小計	64,376,747	73,739,252	129,477,720
総計		285,006,201	278,411,802	340,555,898

(出所：久留米市企業局総務より入手したデータを加工処理)

上表より、直近3事業年度において修繕引当金残高は475,000千円の定額で推移しており、かつ各事業年度において新規計上又は取り崩し処理は実施されていない。この修繕引当金475,000千円は、平成23年度の地方公営企業会計の基準見直し前(以下、「法改正前」という。)に計上されたものであり、主に浄水管理センターで発生する修繕を対象としていた。法改正前の従来の修繕引当金は、毎年度の修繕費の金額を平準化させる目的で、修繕費の執行額があらかじめ定めた予定基準額に満たない場合において、その差額を計上可能としていた。また、当該事業年度前数事業年度における修繕費実質額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価に一定額を乗じた額を計上することが認められていた。従前の修繕引当金475,000千円の残高明細など詳しい資料は存在しないが、修繕費の平準化を目的に引き当てられたものであり、当該引当金は、地方公営企業法施行規則附則第4条により法改正後の地方公営企業法施行規則第22条の規程にかかわらず、なお従前の例により取り崩すことができる。

従前の修繕引当金のうち、特別修繕引当金に相当するものは、新会計制度への移行年度に特別修繕引当金に振り替える必要があったが、特別修繕引当金に相当するものはなかったものとしてその振り替えは行われていない。

(2) 実施した監査手続き

- ①担当者への質問
- ②関連する資料の閲覧

(3) 結果

(意見6) 修繕引当金について

(1) 概要で述べたように、修繕引当金とは企業の所有する設備等について毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われず、翌年度になった場合、その修繕に備えて引き当てるものである。久留米市企業局における修繕引当金残高は増加及び減少することなく、475,000千円で推移している。

修繕は、主に久留米市企業局と外部業者の修繕契約に基づき実施される状況であるが、外部業者側の何らかの理由、あるいは久留米市企業局側の都合により、当該事業年度内に修繕作業が完了しない場合も想定される。担当者へ質問する限り、毎事業年度内に修繕作業は完了しているとのことであるが、何らかの事情で行われなかった修繕がなかったのか、あるいは従前の修繕引当金を取り崩す事象は発生していなかったのか十分な確認が行われていたとは言い難い。

地方公営企業法施行令第9条第6項における保守主義の原則では、「地方公営企業は、その事業の財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態にそなえて健全な会計処理をしなければならない」と規定しており、健全な会計処理の例として、経営の健全性を確保する必要がある場合には各種引当金を適切に計上すること等が挙げられる。また、同施行令第9条第2項では、「地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない」と規定されており、久留米市企業局の財政状態及び経営成績に関する全ての取引及び事象について、網羅的かつ検証可能な形で会計帳簿を作成することが要求されている。久留米市企業局で計上されている従前の修繕引当金475,000千円の残高明細の資料は存在しないことから、当該金額を検証することは困難な状況であり、正規の簿記の原則に沿っていない。

さらにこのことは、久留米市企業局において計上している修繕引当金が、定期的に行われる特別の大規模修繕に備えて引き当てられる特別修繕引当金の性質を有していたかどうかの検証も不可能としている。法改正前に引き当てられた従前の修繕引当金は、(1)概要でも述べたように、地方公営企業法施行規則第22条の規程にかかわらず、なお従前の例により取り崩すことができるとされている。ただし、恣意的な取り崩しによる利益操作と見られないよう、現状の取り崩しルールを明確化し、そのルールに応じて実施することが望ましい。

具体的なルールの一例として、過年度における修繕費の平均実績額に基づき、修繕引当金の取り崩し処理を実施する方法がある。つまり、平成27年度から平成29

年度までの修繕費の実績平均額を算出する。なお、実績金額の算出対象範囲は(1)概要における修繕費の表のうち、浄水管理センターの金額を対象とする。平成29年度にて、ろ過池ろ材の定期的な更新修繕費用62,294,400円(税抜き)を修繕費科目(修繕費その他 浄水管理センター)へ計上しており、平成27年度及び平成28年度において当該修繕は発生していないことから、当該修繕費は実績平均額の算出過程より除くものとする。下表は浄水管理センターに係る実績平均額である。

(単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	実績平均額
浄水管理センター	67,662,312	80,530,394	74,699,637	74,297,448

(出所：久留米市企業局総務より入手したデータを加工処理)

上表にて算出した実績平均額74,297,448円と、該当する事業年度における浄水管理センターに係る修繕費を比較し、実績平均額<修繕費である場合、修繕費と実績平均額の差額分を修繕引当金より取り崩していく方法が挙げられる。

また、地方公営企業法改正後の修繕引当金の趣旨に照らした場合、通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合の有無を経理課にて確認することが必要である。しかし、経理課のみで当該ケースの情報を把握することは実務上困難である。

したがって、修繕作業を管理している部課と密に情報交換を図ることが重要であり、情報交換できる仕組みを構築し適時に運用することが必要である。毎年3月末までに修繕作業の管理担当部課より修繕作業一覧表なる資料を入手し、担当者へ質問することで修繕引当金の計上可否を正確にできるものと考えられる。

即時に、修繕引当金の性質を理解すると共に、経理課と修繕作業の管理担当部課との情報交換を図る仕組みを構築し運用を開始すべきである。

(意見7) 特別修繕引当金について

(1) 概要で述べたように、特別修繕引当金とは数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大規模修繕に備えて引き当てるものであり、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り、当該引当金を計上し当期の費用とする引当金である。ただし、特別修繕引当金に計上可能な修繕は、当該修繕事業の実施が相当の蓋然性をもって予定されていること、すなわち、事業運営上不可避なものであることが必要である。

久留米市企業局では平成29年度においてろ過池ろ材の定期的な更新修繕費用62,294,400円(税抜き)を修繕費科目(修繕費その他 浄水管理センター)へ計上している。平成27年度並びに平成28年度においては同様の大規模な修繕費用は発生していない。この更新修繕が、先に述べた特別修繕引当金の要件に該当するようなものであるならば、特別修繕引当金を計上することが必要であったと考えられる。

なお、あくまでも引当金という見積り金額であることから、実際の修繕費用との

見積り誤差が生じることは止むを得ないものの、当該誤差を修繕費用が発生した年度にて修繕費科目への追加計上又は控除等の処理をすることが必要である。

特別修繕引当金の趣旨に照らした場合、経理課にて数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大規模修繕の有無を確認することが必要である。しかし、経理課のみで当該ケースの情報を把握することは実務上困難である。

したがって、修繕引当金の今後の対策と同様に、修繕作業を管理している部課と密に情報交換を図ることが重要であり、情報交換できる仕組みを構築し適時に運用することが必要である。翌事業年度の予算案策定の際等に大規模な修繕が必要となる対象案件の有無を修繕作業の管理部課へ質問する、かつ過年度にて類似する大規模な修繕実績金額を把握し特別修繕引当金の見積り金額の基礎とする又は修繕実施業者より見積書入手するなど、特別修繕引当金を見積り計上するにあたり最善の努力をすべきである。

6-3. 繰延収益（長期前受金、長期前受金収益化累計額、建設仮勘定長期前受金）

(1) 概要

繰延収益とは、減価償却を行うべき固定資産（固定資産のうち、土地、立木その他総務省令で定めるもの以外のものをいう。）の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（以下「補助金等」という。）の交付を受けた場合においては、その交付を受けた金額に相当する額をいう（地方公営企業法施行令第26条第1項）。

地方公営企業法施行令第26条第2項において、「補助金等により取得し又は改良した固定資産の減価償却又は除却を行う際に、当該固定資産の減価償却費又は残存価額に相当する額に当該固定資産の減価償却又は除却を行う日の直前における当該固定資産の帳簿価額に対する同日の直前における当該固定資産に係る繰延収益の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない」と規定されている。

繰延収益は負債ではあるが、他人に対して支払うべき金銭債務という負債とは異なり、補助金等により取得し又は改良した固定資産の減価償却、除却又は減損処理を行う際に、償却見合い分を順次収益化し損益計算書へ計上することにより、減価償却費をどのような財源で賄ったかを明確にしていくための会計上の負債である（地方公営企業法施行令第26条第2項、地方公営企業法施行規則第21条第2項）。

久留米市企業局では、会計事務の処理に係る会計規程（平成2年4月1日施行最終改正平成26年4月1日）を定めており、第79条決算整理にて繰延収益の償却に関する条文を定めている。

下表は久留米市企業局における繰延収益（長期前受金、長期前受金収益化累計額、建設仮勘定長期前受金）の直近3事業年度の推移である。

（単位：円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
長期前受金	9,250,113,150	9,565,068,192	9,809,063,339
長期前受金 収益化累計額	△ 3,170,176,967	△ 3,353,582,906	△ 3,540,450,290
小計	6,079,936,183	6,211,485,286	6,268,613,049
建設仮勘定長期前受金	199,258,840	289,828,327	317,884,705
合計	6,279,195,023	6,501,313,613	6,586,497,754

（出所：久留米市水道事業会計決算書の貸借対照表より転記）

下図は、固定資産システムより抽出した平成30年3月31日時点における固定資産及び補助金等種類別の繰延収益の残高並びに会計システム残高元帳の残高である。なお、補助金とは、国及び地方公共団体より久留米市企業局における水道事業に交付された貨幣の給付であり、国庫補助金等がある。受贈財産評価額とは、久留米市企業局へ他者等より受贈された償却資産に係る価額であり、受贈時の適正な評価額のことをいう。工事負担金とは、久留米市企業局の水道事業サービスの提供に必要な水道設備建設に際して、当該設備の利用者等から提供された資金のことをいう。加入金とは、需要者が水道を新設または口径を変更した場合に支払う金額のことをいう。

(単位：円)

項	目	補助金	受贈財産評価額	工事負担金	加入金	合計
建物	事務所用建物	832,913	117,568,130	0	2,324,293	120,725,336
	施設用建物	19,518,964	0	0	3,034,578	22,553,542
	その他建物	0	23,361,146	0	3,012,865	26,374,011
構築物	配水設備	1,401,401,388	1,370,382,616	5,460,905,077	572,489,838	8,805,178,919
	原水及び浄水設備	11,842,820	348,064,276	0	39,586,011	399,493,107
	その他構築物	8,689,297	146,405,834	0	14,116,139	169,211,270
機械装置	電気設備	22,959,068	4,095,607	0	62,791,890	89,846,565
	ポンプ設備	12,944,269	386,079	0	24,490,007	37,820,355
	内燃設備	4,259,987	0	0	8,418,889	12,678,876
	塩素滅菌設備	0	0	0	2,437,635	2,437,635
	その他機械装置	22,350,926	12,922,462	0	29,628,407	64,901,795
工具、器具及び備品	工具器具及び備品	0	364,550	0	22,721,895	23,086,445
	水道メーター	0	3,748,974	0	17,474,051	21,223,025
車両運搬具		0	0	0	113,483	113,483
地上権		0	0	0	3,751	3,751
	総計	1,504,799,632	2,027,299,674	5,460,905,077	802,643,732	9,795,648,115

(出所：久留米市企業局経理課より入手した固定資産システムデータを加工作成)

(単位：円)

補助金	受贈財産評価額	工事負担金	加入金	合計
1,504,799,632	2,027,299,674	5,460,905,077	816,058,956	9,809,063,339

(出所：久留米市企業局経理課より入手した会計データより転記作成)

久留米市企業局では、事業年度末に係る決算事務処理として、経理担当者は固定資産システム内で自動計算された財源別（補助金、受贈財産評価額、工事負担金、加入金）の償却資産に係る収益化金額を用いて、(借方)収益化累計額××(貸方)長期前受金戻入××という仕訳を紙面で起票し、経理課の役席者の承認後、会計システムへ仕訳を入力する。なお、事業年度内において、中間決算事務処理を除き、収益化に係る仕訳は起票されない。

上述した仕訳起票の過程であるにも関わらず、上図における固定資産システム残高及び会計システム残高を比較した結果、加入金に係る繰延収益残高において差異13,415,224円が生じており（固定資産システムデータ残高<会計システムデータ残高）、当該差異の発生要因は不明という状況であり、当該差異の残高明細資料は存在しない。現在の経理課担当者が業務を引き継いだ時点より差異が既に生じていた。

(2) 実施した監査手続き

- ①担当者への質問
- ②関連する資料の閲覧

(3) 結果

(意見8)

(1) 概要で述べたとおり、加入金に係る固定資産システムデータ残高と会計システムデータ残高が一致していないが、どちらかのデータ残高を適切な残高金額として両者のデータ残高を一致させることが必要である。

会計システムデータ残高 816,058,956 円を適切な残高金額と設定する場合、固定資産システムへ差異 13,415,224 円を加入金の対象となる償却資産（建物、構築物、機械装置、工具、器具及び備品、車両運搬具、地上権）へ紐づけて登録する必要がある。しかし、差異 13,415,224 円に係る残高明細の資料は存在しないことから、差異金額と対応する償却資産との紐づけ登録作業は実務上困難であると考えられる。

他方、固定資産システムデータ残高 802,643,732 円を適切な残高金額と設定する場合、差異 13,415,224 円については下記の仕訳を会計システムへ入力することが必要である。

(借方) 加入金に係る収益化累計額 13,415,224 円

(貸方) 加入金に係る長期前受金戻入 13,415,224 円

上記の仕訳を会計システムへ入力するのみで固定資産システムデータ残高と会計システムデータ残高が一致することから、固定資産システムデータ残高を適切な残高金額として設定する場合と比較すると、実務における事務処理負担は軽減される。

また、固定資産システム残高と会計システム残高に差異が生じていた問題事項は2点あり、1点目はなぜ差異が発生しているのかという要因が不明であること、2点目は差異が生じているにも関わらず、当該原因を究明せず解決策を講じなかったことが挙げられる。

解決策として、下記の2点を列挙する。なお、解決策の導入の際には、久留米市企業局側のヒト、モノ、カネ等の資源的制約もあることから、当該制約と差異が生じるリスクを比較衡量し、より決算事務が効果的かつ効率的になることを考慮すべきであることを述べておく。

まずは、ヒトの手作業をなくし差異が生じるリスクを減らす方法である、システム間のインターフェースの仕組みを構築することが挙げられる。インターフェースとは二つのものが接続又は接触する箇所や、両者の間で情報や信号などをやりとりするための手順や規約を定めたものを意味する。

つまり、固定資産システムで財源別に自動計算された収益化金額を、経理担当者

がパソコン上でボタンクリックするのみで、固定資産システム内に蓄積された収益化金額データが会計システムへ自動で取り込まれるプログラミングを構築する。紙面による仕訳起票を実施しないため、システム間の整合性は担保されることから、差異が生じる可能性は限りなくゼロに近くなると考えられる。ただし、当該方法は固定資産システム及び会計システムの更新作業が必要であり、両システムのベンダーへ作業見積りを依頼し作業することが必要になるため、久留米市企業局に係るシステム更新予算金額の枠を追加するなどの対応が必要となる。

次に、ヒトの手作業にて差異が生じるリスクを減らす方法である、統制の仕組みを見直すことが挙げられる。現状、久留米市企業局の経理課においては、経理課担当者→経理課主査→経理課課長補佐→経理課課長という稟議書面等の承認体制は整備されているものの、加入金に係る収益化金額の仕訳起票の承認体制については有効に機能していたとは判断できない。収益化金額の仕訳を起票する場合、仕訳の根拠となる証憑（書面又はデータ）を閲覧し裏付けを取る過程を整備し運用を徹底する等の体制を改めて構成すべきである。

7. その他

(現金及び預金)

(1) 概要

(ア) 現金 121 千円

i) 還付金用 61 千円

漏水や重納などの還付に対応するための現金である。原則として、銀行口座への振込で対応するが、一部、窓口での現金による還付を行っている。なお、元帳では現金還付時に現金勘定で記帳し、翌月期首に窓口還付用小払資金の戻入精算として処理している。

ii) 災害や応援給水時の燃料費などへの対応分

原則として燃料費等は経費精算で預金勘定にて処理をされるが、災害時などは迅速な対応が求められるため、手元現金からガソリン代などの燃料費を支出する。なお、期末において小払資金を現金に振替しているため、期末の貸借対照表の残高には含まれない。当該金額については、期首において小払資金として払い出しを行う。当該対応分の手元現金は企業局合川庁舎のみであり、城島事務所及び三瀦事務所にはない。

iii) 城島事務所及び三瀦事務所 各 30 千円 計 60 千円

城島総合支所及び三瀦総合支所の金融機関窓口の営業時間が 9 時から 16 時までであるので、その営業時間外で料金を収納する場合の釣銭対应用である。金額は 30 千円である。

なお、企業局合川庁舎においては、当該業務を民間企業に委託している。

(イ) 普通預金 809,058 千円

筑邦銀行口座であり、収支取引は当該口座で行っている。

②定期預金 3,320,000 千円

資産を効率的かつ安全に運用する目的で、各金融機関における企業局の下水道事業の借入金の範囲内において定期預金預け入れをしている。

定期預金は、「大口定期預金に係る競争入札実施要領（入札の都度要領を作成）」にもとづき行われている。毎回、入札となっており、入札における申し込み利率が同率の場合にはくじ引きにより預け入れ先を決定している。

ただし、筑邦銀行は出納取扱金融機関であり、利率が一般利率より優遇されているため入札としていない。当該金融機関においても定期預金預け入れ枠は借入金の範囲内としている。

(2) 実施した監査手続き

①内部統制の整備状況について担当者に質問し、そのデザインと業務への適用が適切であるか確認した。

②内部統制の運用状況について証憑の閲覧、現金実査、質問等で確認した。

(ア) 現金実査については、企業局合川庁舎、城島事務所、三瀨事務所において現地にて行った。その際に、手元金庫の保管方法、手元現金を保管している金庫についても視察した。

(イ) 普通預金については期末時点での金融機関からの残高証明書を閲覧した。

(ウ) 定期預金については実査時点における定期預金証書の実査を行った。また、定期預金の入札が要領に基づき行われていることを金融機関による外部証拠にて確認した。なお、入札の条件として毎月前月末の残高証明書を郵送することとなっているため、平成30年8月時点の残高証明書を確認し、8月時点の試算表と一致していることを確かめた。

(エ) 小切手の管理、運用方法について確認した。

(オ) 複数者の承認の整備状況が実際に運用されているかを確認した。

(3) 結果

(意見1)

城島事務所と三瀨事務所において、毎日の現金実査は行っているがその記録を残していないため、改善を要する。現金は金額が僅少であったとしても、流用のリスクがあるため、そのようなリスクを防止、回避するための内部統制が必要である。金種表を作成し、記録を残すべきである。

(意見2)

現金取扱者と最終確認者は別にすることが望ましい。

(定期預金)

(1) 概要

期末残高における定期預金は10月以降に預け入れたものである。(単位:千円)

運用額	始期	終期	利率 (%)
100,000	H29.10	H30.9	0.160
300,000	H29.10	H30.9	0.030
100,000	H29.10	H30.9	0.050
300,000	H29.10	H30.9	0.015
100,000	H29.10	H30.9	0.025
100,000	H30.2	H31.3	0.060

100,000	H30.2	H31.3	0.020
100,000	H30.2	H31.3	0.015
220,000	H30.2	H31.4	0.020
400,000	H30.3	H31.3	0.100
100,000	H30.3	H31.3	0.160
500,000	H30.3	H31.3	0.050
200,000	H30.3	H30.5	0.020
700,000	H30.3	H30.7	0.030
計 3,320,000			

①預け入れと解約の収支は下記の通りである。

なお、収支は預金残高に与える影響で加減を表示している。

(単位：千円)

月	預入 A	解約 B	収支 B-A
4月	250,000	480,000	230,000
5月	150,000	0	▲150,000
6月	200,000	150,000	▲50,000
7月	250,000	250,000	0
8月	0	0	0
9月	250,000	1,650,000	1,400,000
10月	900,000	0	▲900,000
11月	220,000	250,000	30,000
12月	220,000	220,000	0
1月	0	0	0
2月	520,000	220,000	▲300,000
3月	1,900,000	1,200,000	▲700,000
期首残高	当期預入計	当期解約計	期末残高
2,880,000	4,860,000	4,420,000	3,320,000

②普通預金残高推移は下記の通りである。

なお、左記影響排除後は、定期預金への預け入れ及び解約を行わなかったと仮定した場合の預金残高である。

(単位：千円)

月	金額	定期預金による収支	左記影響排除後
前期末残高	896,556		
4月	1,215,727	230,000	985,727
5月	1,458,565	▲150,000	1,608,565
6月	1,455,279	▲50,000	1,505,279
7月	875,971	0	875,971
8月	1,061,471	0	1,061,471
9月	2,505,324	1,400,000	1,105,324
10月	1,334,700	▲900,000	2,234,700
11月	914,925	30,000	884,925
12月	910,722	0	910,722
1月	981,350	0	981,350
2月	817,801	▲300,000	1,117,801
3月	809,058	▲700,000	1,509,058

③上記預入により得られた受取利息 1,371 千円

上記(イ)表「左記影響排除後」欄により、預金残高がおおむね1,000,000千円を超えた時点において預け入れを行っていること、及び当該運用により受取利息として1,371千円を得ていることから経済合理性はある。

また、財産を毀損するリスクの点から考察するに、これらの定期預金は1年を超えるものではなく、また、前述したとおり、各金融機関への下水道会計における借入の範囲内で行っているため、当該リスクが発生するリスクも極めて低い。

(2) 実施した監査手続き

関連資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った。

(3) 結果

(意見3)

信用金庫からの残高証明書に「すべての取引残高を証明するものです。(住金支援機構、債務保証を除く)」となっている。この文言があると、住金支援機構、債務保証がないことの証明が別途必要となる。

その改善策として、すべての取引の「残高証明書」を入手するように依頼した。なお、平成30年8月末時点の信用金庫からの残高証明書には期末時点のような文言は記載されていないため、発行は可能と思われる。

(前払金) 平成 29 年貸借対照表計上額 35,301 千円

(1) 概要

水道管移設工事、建設改良工事、設計委託料の前払である。当該工事は資本的支出の建設改良費に該当する。

(2) 実施した監査手続き

- ①期間配分の適切性について、期末日前後の証憑および伝票を閲覧した。
- ②適時適切に精算が行われていることを確かめるため、内部統制の整備運用状況をヒアリングし、証憑及び伝票を閲覧した。
- ③支払額について預金元帳と照合し、対応を確認した。

(3) 結果

(結果の概要)

3月末に貸借対照表に計上されている 35,301 千円は下記の通り精算されている。

支払日	精算日	金額	回転日数
平成 29 年 12 月 28 日	平成 30 年 5 月 10 日	5,382 千円	133 日
平成 30 年 1 月 10 日	平成 30 年 5 月 10 日	6,000 千円	120 日
平成 30 年 1 月 24 日	平成 30 年 4 月 27 日	8,186 千円	93 日
平成 30 年 2 月 7 日	平成 30 年 6 月 29 日	15,733 千円	142 日

- ・決算期末月である 3 月に前年度の前払金の計上はない。なお、平成 28 年度についても元帳を確認したところ、同様であった。
- ・前期の分は翌期第一四半期までにすべて精算されている。
- ・分析的手続きの結果、期中平均回転期間は 128.8 日であり、1 年を超えるものはない。

(結果)

上記結果等を総合的に勘案して、前払金について適切に処理されていると判断した。

(その他の流動資産) 平成 29 年度貸借対照表額 61 千円

(1) 概要

保有車両のリサイクル料金(預託金)である。

(2) 実施した監査手続き

リサイクル料金(預託金)の一覧表を入手し、預託金が計上されている車両が固定資産台帳に記載されているか確かめた。

(3) 結果

リサイクル料金（預託金）一覧表は、所属、車両、購入年月日ごとに管理されている。

(指摘1)

差異が2千円あり、内容は不明である。一覧表による管理を始める前から生じていた差異である。

(指摘1への改善策)

基準を設けて、当該差異の処理を行うべきである。

(無形固定資産) 平成29年貸借対照表額 1,231千円

(1) 概要

①電話加入権 1,108千円

昭和54年に取得したものであり、償却はしていない。

②商標権 80千円

『筑後川のめぐみ』という商標権である。

平成25年10月に取得したものであり、10年で償却している。

取得価額は144千円であり、満了日は平成35年10月である。

③地上権 41千円

田主丸町中尾993-1,993-2の地上権である。

当該土地の一部（現在は、私道のようになっており、建物等はない）に、水道管を敷設したため、地上権を設定したものである。

久留米市農業集落排水事業会計と共同所有している。

平成26年7月に取得したものであり、5年で償却している。

取得価額は314千円であるが共同所有のため固定資産計上額は157千円である。

満了日は平成32年7月期である。

(2) 実施した監査手続き

①固定資産台帳を閲覧し、貸借対照表額と突合し、償却が適切に行われていることを確かめた。

②商標権については、特許庁のリンク先である特許情報プラットフォームにて当該『筑後川のめぐみ』を検索し、久留米市が商標登録していること、及び登録日が台帳と一致していることを確かめた。なお、商標登録されているイメージや商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務は下記の通りである。

(登録番号：第5619407号)

(イメージ)



商品及び役務の区分	指定商品又は指定役務
30	筑後川水系の水を原料とした茶，筑後川水系の水を原料としたコーヒー，筑後川水系の水を原料としたココア
32	筑後川水系の水を原料としたビール，筑後川水系の水を原料とした清涼飲料，筑後川水系の水を原料とした果実飲料，筑後川水系の水を原料とした飲料用野菜ジュース，筑後川水系の水を原料としたビール製造用ホップエキス，筑後川水系の水を原料とした乳清飲料
33	筑後川水系の水を原料とした日本酒，筑後川水系の水を原料とした洋酒，筑後川水系の水を原料とした果実酒，筑後川水系の水を原料とした酎ハイ，筑後川水系の水を原料とした中国酒，筑後川水系の水を原料とした薬味酒

(3) 結果

(商標権について)

当該商標を使用し、平成25年4月1日から販売を開始した「くるめ銘水 放光寺『筑後川のめぐみ』は、国際的な品評会「モンドセレクション」の金賞を2014年と2018年に受賞しており、久留米市の知名度の向上といった点で一定の効果が得られている。



(投資その他の資産) 平成 29 年貸借対照表額 500,000 千円

(1) 概要

①長期貸付金

下水道事業会計への長期貸付金である。下水道事業会計が平成 26 年度から地方公営企業法の適用を受けることになり、内部留保資金の蓄積が乏しく資金繰りが厳しいため、貸付しているものである。

(2) 実施した監査手続き

①内部統制の整備、運用状況について担当者にヒアリングを行い、要綱を確かめ検証した。

②要綱に基づき貸付および返済が行われているか、証憑を確かめた。

(3) 結果

(結果の概要)

①(長期貸付金)

・「久留米市水道事業会計及び久留米市下水道事業会計の資金貸付要綱」に基づき運用されている。

・期末の残高は 500,000 千円であるが、期中に短期貸付金として 300,000 千円および 400,000 千円が発生し、解消している。

②(受取利息)

長短分類	金額	期間	受取利息額
長期	500,000 千円	H29.11.15~H34.3.31	173 千円
短期	300,000 千円	H29.7.21~H29.10.20	38 千円
短期	400,000 千円	H29.10.2~H30.3.28	100 千円

利息の計算方法は

(ア) 水道事業会計の前年度運用平均金利 0.052%

(イ) 下水道事業会計の前年度当座借越における平均金利 0.134%

上記 (ア)、(イ) の平均である 0.093%としている。

なお、前年度の企業債特別措置分(民間の金融機関からの借入)の金利は 5 年毎の金利見直し(3 年据え置き 12 年償還)が 0.135%となっている。

結果、下水道事業会計は、企業債等の外部調達金利である 0.135%よりも低い金利である 0.093%で資金調達できることになる。水道事業会計も定期預金運用平均金利である 0.052%よりも高い金利である 0.093%で資金運用ができることになる。よって、両者の観点から経済合理性はあると言える。

(結果)

適切に処理されていると判断した。

(未払金) 平成 29 年度貸借対照表計上額 594,151 千円

(1) 概要

①営業未払金	268,839 千円
②その他の未払金	87,677 千円
③工事代金	182,714 千円
④未払消費税及び地方消費税	54,920 千円

(2) 実施した監査手続き

- ①期間配分の適切性について、期末前後の証憑および伝票をサンプリングし閲覧した。
- ②適時適切に消込が行われていることを確かめるため、内部統制の整備運用状況をヒアリングし、証憑及び伝票を閲覧した。

(3) 結果

①期末未払金の解消状況について

平成 29 年度貸借対照表計上額は翌期 30 年 4 月に大部分が支払により解消されている。4 月以降の解消となったのは、下記の通りである。

5 月 経費 1 千円 支払先の締日によるもの

6 月 福岡県南広域水道企業団に対する 3 月受水用動力費 1,900 千円
確定申告による消費税納付額 54,920 千円 6 月末が納付期限

②営業未払金について

検収後、未払金が計上され、先方からの請求に基づき支払、内部での承認手続きを経て、支払いが行われる。

i) 主要取引先の一つである久留米市管工事協同組合の概要は下記の通りである。

・出資金：昭和 41 年 12 月 5 日 組合員数：46 名

・概要：久留米市の水道事業に精通し、当企業局の工事实績のある指定工事店が数多く登録されており、また官公需適格組合である久留米市管工事協同組合と「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」に基づき中小企業者の受注機会の増大を図るものである。

期首に単価契約を行い、組合加入事業者が作業を行い、当該組合が取りまとめを行い、請求作業となる。

(意見4)

期末の未払金残高は翌期4月におおむね支払いされ解消されている。サンプリングにより完成日を確認したところ、久留米市管工事協同組合に対するもので平成29年6月、7月、10月、12月に完成しているものがあつた。久留米市管工事協同組合は沿革と経緯によれば、久留米市を中心とした公益工事の拡大に対応するため、工事の安定受注と業界の資質向上、経営の効率化を目的としたものである。そうであるならば、所属組合員の資金繰りを含めた財政基盤の安定性を担保する必要があるのではないか。

仮に、完成日から未払金の解消までに期間があることが、請求手続き等の事務処理上の問題であるならば、改善し、適切な回転期間において未払金の解消を図ることが、公益性の観点から重要であり、業界全体の活性化という観点からも必要である。

(その他の流動負債) 貸借対照表計上額 50,781千円

(1) 概要

- ① 預り所得税 682千円
- ② 預り厚生年金保険料 34千円
- ③ 預り健康保険料 19千円
- ④ 預り保証金 14,494千円

(ア) 出納・収納取扱金融機関 6,747千円

出納・収納取扱金融機関担保であり、当該残高の大部分である96%が出納取扱金融機関である筑邦銀行のものである。

(イ) その他営業取引にかかるもの 7,747千円

(契約保証金について)

地方自治法施行令第167条の16第1項及び久留米市契約事務規則第26条第1項により、契約を締結する者に契約保証金を納付させなければならない。ただし、同規則第27条に契約保証金の減免規定により、同条各号に該当する場合は、契約保証金が減免される。減免とならなければ、同規則第26条第1項の規定により契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付するものである。

なお、契約保証金は契約履行後に、還付の請求手続きにより還付される。万が一、契約業者の不当な不履行があり、それを理由として契約を解除した場合等については、保証金は還付せず、久留米市企業局に帰属することとなる。

⑤ 還付未済金 2,091千円

漏水や重納などがあつた場合に還付するものである。

還付の方法としては、振込によるものと、窓口で還付するものがある。なお、平成29年度中に還付されたもののうち、平成27年度以前のは155千円であった。

⑥他会計預り金 33,458千円

下水道使用料金の収納分である。

(2) 実施した監査手続き

- ①内部統制の整備運用状況をヒアリングし、証憑及び伝票を閲覧した。
- ②元帳を確認し、発生と解消が適切になされているか確かめた。
- ③支払額について預金元帳と照合し、処理が適切かどうかを確かめた。

(3) 結果

(結果の概要)

① (法定福利費 (1) 概要①～③)

適時適切に処理がなされている。

②預り保証金

営業取引に関する保証金は預り日、返還日ごとに管理されている。前期からの繰越額である7,138千円は当年度の5月までにすべて解消されている。

③還付未済金

取引量が多いため、誤処理や二重計上の発生が生じるリスクについてヒアリングおよび資料閲覧により検討した。システムで管理されており、誤支払や二重支払が発生するリスクは小さい。

(ア) 還付未済対応について

i) 新規：還付が発生したら、還付口座が分かるものは各口座へ遅くとも翌月末までに還付している。口座不明分に関しては、窓口で還付している。還付未済として残っているのは、通知したにもかかわらず来局されない分である。

ii) 繰り越し分：当月還付発生分と過去3か月の還付未済分について、できる範囲において連絡をとり、還付先の口座が判明したものについては、口座へ還付している。

上記の手続きを経たうえで繰り越されて残高となっているものの各年度ごとの内訳は下記の通りである。

(単位：千円)

年 度	金 額
平成11年度～平成15年度計	409
平成16年度～平成20年度計	181

平成 21 年度～平成 25 年度計	229
平成 26 年度	97
平成 27 年度	87
平成 28 年度	163
平成 29 年度	922
合 計	2,091

④他会計預り金

預り金発生と下水道事業への支払い状況は下記の通りである

発 生	支 払	金 額
3 月 24 日～3 月 31 日	4 月 14 日	28,136 千円
4 月 3 日～4 月 27 日	5 月 25 日	330,741 千円
4 月 28 日～5 月 31 日	6 月 15 日	398,017 千円
6 月 1 日～6 月 26 日	7 月 10 日	333,709 千円
6 月 27 日～7 月 20 日	7 月 28 日	385,394 千円
7 月 21 日～8 月 3 日	8 月 21 日	72,990 千円
8 月 4 日～8 月 24 日	8 月 31 日	300,153 千円
8 月 25 日～9 月 21 日	10 月 2 日	400,475 千円
9 月 22 日～10 月 19 日	10 月 31 日	372,082 千円
10 月 20 日～11 月 17 日	11 月 30 日	396,922 千円
11 月 20 日～12 月 20 日	12 月 28 日	366,419 千円
12 月 21 日～1 月 17 日	1 月 30 日	395,929 千円
1 月 18 日～2 月 19 日	2 月 26 日	358,856 千円
2 月 20 日～3 月 20 日	3 月 28 日	405,247 千円

(結果)

(意見5)

還付未済金について、年度が古いものについては基準を設け、解消していくことを検討すべきである。

(営業外収益 (長期前受金戻入除く))

(1) 概要

①受取利息 貸借対照表計上額 1,685 千円

(ア) 預金より発生した受取利息 1,371 千円(前述 1. 現預金)

(イ) 投資その他の資産に計上されている下水道事業への貸付より発生した受取利息

313 千円（前述 5. 投資その他の資産）

②雑収入 貸借対照表計上額 16,680 千円

以下、(3) 結果 項目にて詳細を記載する

(2) 実施した監査手続き

①雑収入に関しては、過去 3 期分の増減分析を行った。それに伴い、内容について確かめ、他の勘定科目に計上すべきものが、雑収入に計上されていないか、また、同様の性質の取引について継続性があるかを確認した。

②内部統制の整備、運用状況についてヒアリング、及び証憑閲覧を行った。

③応援給水費用に関する負担協定に基づく収入については時間外勤務命令書を閲覧した。

(3) 結果

(結果の概要)

①経常取引分析表

(単位：千円)

件名	H27	H28	H29
古紙売却収入	40	71	53
(古紙売却収入単価)	14	14	17
行政財産使用料(井戸使用)	10	10	10
行政財産使用料(下田排水ポンプ場用地内)	93	85	85
普通財産使用料(三瀧町田川)	1	-	-
行政財産使用料(電話柱1本)	1	1	1
行政財産使用料(水道専用道路)	91	91	91
自動販売機設置料(物件番号1)	622	620	619
自動販売機設置料(物件番号2)	1,281	1,279	1,278
自動販売機設置料(物件番号3)	129	-	-
自動販売機設置料(物件番号4)	333	331	329
行政財産使用料(電話柱1本)	1	1	1
行政財産使用料(電柱3、支線柱2、支線3)	12	12	12
行政財産使用料(無停電給電装置)自営社	1	1	1
工事履行証明書発行手数料調定	1	2	1
情報公開手数料	13	5	7
配水電気料金	3,028	2,840	3,079
有償刊行物頒布料	2	0	1

消費税精算差額	126	165	167
水道メーター弁償	3	6	14
不納欠損分の収納	5	-	5

②合川庁舎駐車場使用料

(単位：千円)

件名	H27	H28	H29
合川庁舎駐車場使用料	360	360	360

料金収納に関する業務を民間企業に委託している。当該、会社から駐車場使用料を徴収しているものであり、金額は月額 30 千円（税抜）である。当月分を当月回収している。

③行政財産使用料

(単位：千円)

件名	H27	H28	H29
行政財産使用料	100	100	100

浄水管理センターの運転管理に関する業務を民間企業に委託している。当該会社から駐車場使用料を徴収しているものであり、当該料金は「久留米市の施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱」に基づいている。1 台につき月額 1800 円（税込）である（5 台分のため月額 9 千円（税込）、年間で 100 千円（税抜）である。）。当月分を翌月回収している。

④職員駐車場使用料収入

(単位：千円)

件名	H27	H28	H29
職員駐車場使用料	2,190	2,188	2,163

合川庁舎と浄水管理センターの職員駐車料金収入である。金額は上記③と同様に「久留米市の施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱」に基づいており、1 台につき月額税込 1,800 円である。月毎に契約台数は変動するがおおむね合川庁舎が 95 台前後、浄水管理センターが 15 台前後である。当該収入は久留米市職員共済会を通じて翌月に回収している。

⑤西部配水場維持管理に関する収入

(単位：千円)

件名	H27	H28	H29	備考
西部配水場維持管理①	818	1,591	793	上期
西部配水場維持管理②	2,450	2,135	2,043	下期
西部配水場維持管理③	3,270	3,068	3,325	電気代
西部配水場維持管理④	15	25	16	精算
合計	6,553	6,819	6,177	

大木町との「共同配水施設等に関する維持管理協定書」に基づいている。

内容としては、大木町と共同で建設した西部配水場の点検管理費、監視委託費、薬品費、電気保安協会委託費、通信費、自家発燃料費、修繕費、委託費、植栽管理費、浄化槽管理費などの大木町負担分である。

なお、修繕計画に基づき予算組みをしており、それに基づいている。平成28年度は当該計画に基づきポンプの更新が行われたため、平均値比較で113%となっている。

なお、年度平均値は6,516千円である。

⑥藤山施設配水場維持管理に関する収入 (単位：千円)

件名	H27	H28	H29
藤山施設使用料	541	427	407
藤山施設使用料	541	427	489
藤山施設使用料	-75	-157	37
合計	1,008	697	934

福岡県南広域水道企業団との「久留米市藤山配水場共用に伴う維持管理等に関する協定書」に基づいている。負担割合は費用ごとに電気設備負荷比率、電力量による使用量等で配賦されている。

⑦保険金収入

(単位：千円)

件名	H27	H28	H29
保険金収入	2,077	4,797	2,920

平成29年度発生分のうち、2,848千円は職員の公務災害に伴う損害賠償金である。

市は、久留米市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に基づき休職中である当該職員へ給与を支給しているが、市としては労働の提供を受けていないため、当該職員の休業に係る損害について公務災害の加害者が加入する保険会社に対し民法第422条の規定に基づく代位請求を行ったものである。

⑧排水路改良工事に伴う水道管修繕収入 560 千円

「軽微な移設工事に伴う予算執行について」に基づき、資本的支出でなく維持的支出に該当する場合に、雑収入として計上される。今回の移設工事は、久留米市の排水路改良工事に起因して行われたため、入金は久留米市よりされている。なお、判定基準としては金額基準と、同口径、同管種であるかという質的基準で判定する。今期発生分に関して証憑確認した。水道管の移設工事で軽微なものは、企業局と久留米市管工事協同組合との年度ごとの「配給水施設修繕および移設業務（単価契約）」に基づき実行され、金額に恣意性が介入する余地は小さい。

⑨H29 飯塚市楽市水管橋損傷事故に係る雑収入 64 千円

「平成 29 年飯塚市楽市水管橋損傷事故に係る応急給水費用に関する負担協定」に基づいている。

楽市水管橋の架替工事現場のクレーンが川の増水により転倒して水道管を損傷し、飯塚市内の一部地域で断水が発生したため、飯塚市からの応援要請を受け、久留米市が給水車及び職員を飯塚市に派遣し応急給水活動を実施したものである。上記協定に基づき、応援にかかった費用のうち、飯塚市が負担すべきものを請求したものである。

⑩H29.7 九州北部豪雨災害に係る応援給水に伴う収入 875 千円

「平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害に係る応急給水費用に関する負担協定」に基づいている。

平成 29 年 7 月九州北部豪雨により水道施設が甚大な被害を受け給水に支障を生じることとなった朝倉市及び東峰村に対し、日本水道協会福岡県支部からの応援要請を受け、久留米市が給水車及び職員を派遣し応急給水活動を実施したものである。上記協定に基づき、応援にかかった費用のうち、被災自治体が負担すべき人件費（時間外勤務手当、休日勤務手当）、旅費、燃料費を請求したものである。

なお、平成 28 年度の熊本地震の際にも同様に日本水道協会からの応援要請を受け、被災地支援を実施しており、これに係る応急給水及び応急復旧費用にかかる雑収入は 4,400 千円であった。

⑪水坤 2017 夏号原稿執筆料 9 千円

水坤とは公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会が発行する機関誌である。当該機関誌に「事例報告 持続可能な上下水道事業の構築～進化する上下水道～久留米市における持続可能な水道事業構築に向けた基盤強化の取り組み」との題目で上水道整備課長が寄稿したものである。

(結果)

(意見6) 消費税の申告について

現時点のソフトでは、ソフトにより算定された数値に基づき、消費税額をエクセルにて算出し、申告書は手書きして書面で申告している。

(意見6への改善策)

消費税の複数税率の導入やインボイス方式が導入予定である。それに伴い、消費税の申告手続きが複雑化すると推測される。また、大企業において電子申告が義務化されることになっており、eTAXの導入や複数税率に対応できるシステム面での整備が必要である。

(公営企業会計決算審査講評事項への対応について)

災害応援に係る時間外勤務時間の算定方法について

災害にかかる応援費用受入分について、応援先である自治体への請求について、被災自治体に過度な負担を生じさせない配慮から時間外勤務手当額を算出する際の勤務時間数の1時間未満部分の端数処理について30分以上を切り上げていなかったが、市長部局との内容確認のうえ、実際の時間外勤務手当支給の際の計算方法と整合性をとり、今後については1時間未満部分の端数処理について30分以上を切り上げとすることとし、検討是正事項は是正されている。